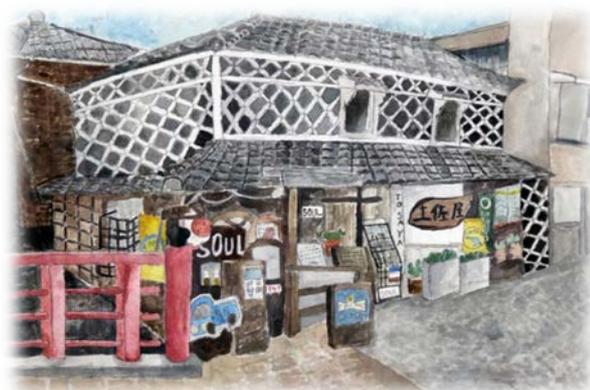


下田市都市計画マスタープラン ～下田まちづくりの設計図～



下田市
平成28年3月

はじめに

下田市では、平成12年3月に下田市の都市計画に関する基本的な方針（下田市都市計画マスタープラン）を策定し、まちづくりの推進に努めてまいりましたが、伊豆縦貫自動車道のルート帯が示されたことを受け、平成18年3月に改訂を行い、プランに基づいてまちづくりを行ってまいりました。

そのような中、「静岡県第4次地震被害想定」が公表され、市内の多くが津波による浸水想定区域内となりました。計画的にまちづくりを進めてきた都市計画区域内の多くも浸水想定区域内となったことを受け、予想される災害に対し、これからのまちづくりについて、検討を行ってまいりました。

本市を取り巻く状況は、災害予測のみならず、人口減少、少子高齢化や低迷が続く経済状況など、一層厳しさを増していくことが予想されます。これらの状況を乗り越えるためには、定住人口や交流人口にも配慮したまちづくりが必要となってまいります。

都市計画マスタープランの都市づくりに向けた基本的な考え方といたしましては、人命を第一に守るための備えを行うとともに、現下のまちづくりにも一層力を注ぎ、災害が起きても、住み続けたいまち“しもだ”となるような都市づくりが重要であると考えております。

また、下田の自然・歴史・文化が観光資源としてではなく、暮らす人にとっても身近に親しめる対象となるような地域づくりを行い、下田で暮らす人と来訪者との交流によりにぎわいあるまちとなるような都市づくりを目指し、市民・事業者・行政との連携を強化し、協働して取り組んでまいります。

結びに、本計画の改訂にあたりまして、まちづくり会議にご参画いただきました下田市まちづくり懇話会委員の皆様をはじめ、多くの関係者並びに関係機関の皆様、さらに貴重なご意見、ご提案をお寄せ下さいました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成28年3月

下田市長 楠山 俊介

目 次

序	1
1 下田市都市計画マスタープラン改訂について	1
1. 都市計画マスタープランとは	1
2. マスタープラン改訂の目的	1
3. マスタープランの制度	1
4. 下田市都市計画マスタープランの構成	2
5. 策定体制について	3
現況編	5
1 下田市の現況と課題	5
1. 土地条件	5
2. 人口・世帯の動向	6
3. 産業構造	10
4. 土地利用状況	12
5. 市街化の状況・動向	15
6. 道路・交通体系、都市施設等	16
7. 都市防災	24
8. 市街地の変遷	29
2 都市計画マスタープラン市民アンケート	31
1. アンケート調査の方法と回収率等	31
2. アンケート結果	31
全体構想編	35
1 都市づくりの目標	35
1. 都市づくりに向けた基本的な考え方	35
2. 都市づくりのテーマ	36
3. 都市づくりの基本目標	37
4. 目指す都市の将来の姿	41
2 分野別都市づくりの方針	43
1. 土地利用の方針	44
2. 交通体系の方針	49
3. 都市防災・復興の方針	57

4. 都市施設整備の方針	67
5. 自然・歴史・文化を感じるまちづくりの方針	70
6. 中心市街地にぎわいの方針	74
7. 市民・事業者・行政 協働の方針	78
地域別構想編	81
1 地域別構想の考え方	81
1. 「地域区分」の設定	81
2. 各地域の位置づけ	82
3. 地域別まちづくりの方針の構成	83
4. 地域別まちづくりの方針の凡例	83
2 地域別まちづくりの方針	84
1. 下田・本郷地域	84
2. 稲生沢地域	92
3. 朝日地域	98
4. 浜崎地域	104
5. 白浜地域	110
6. 稲梓地域	116
都市計画マスタープランの実現に向けて	123
1 プラン実現のための取組手順と体制づくり	123
1. 基本的な考え方	123
2. プラン実現のための取組手順	123
3. プラン実現のための取組体制	124
4. 持続可能な体制づくり	125
資料編	127
1 参考資料	127
1. 策定の経緯	127
2. 策定会議等名簿	130
2 下田市都市計画審議会諮問・答申	134

序

序

1 下田市都市計画マスタープラン改訂について

1. 都市計画マスタープランとは

①下田のまちづくり設計図となります

「将来どんなまちを目指すのか」、「どんなことに力を入れていくのか」といった、都市づくりの基本方向を明らかにする「まちの設計図」のような計画です。

②都市に係る要素間の調整を図ります

まちづくりの設計図をつくるにあたっては、土地の使い方に合わせた道路を位置づけたり、地域の環境に合わせた都市施設を配置したりと、都市をつくる要素の相互の調整を図ります。

③個別の都市計画の決定・変更の指針となります

都市計画法で定められる用途地域、都市施設の整備、市街地開発事業や地区計画の決定や変更の際の根拠となるものです。

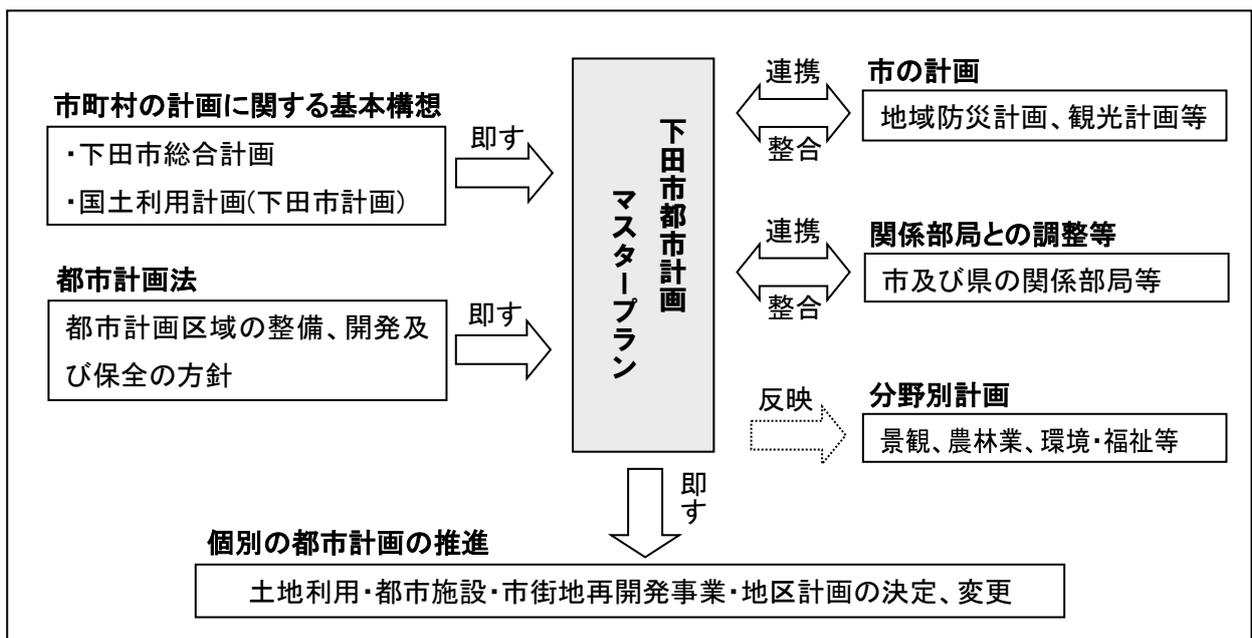
2. マスタープラン改訂の目的

今回は、津波の浸水被害区域が公表された中でのこれからのまちづくりについて、また、伊豆縦貫自動車道の実現が具体化したなかでの活用に向けた方策を検討するため、改訂を行いました。

3. マスタープランの制度

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に基づき策定するものです。県や市町村の基本構想や規定計画等との整合を図りつつ、将来的に行う個別の計画に際しての指針となるものです。

■下田市都市計画マスタープランの位置づけ



4. 下田市都市計画マスタープランの構成

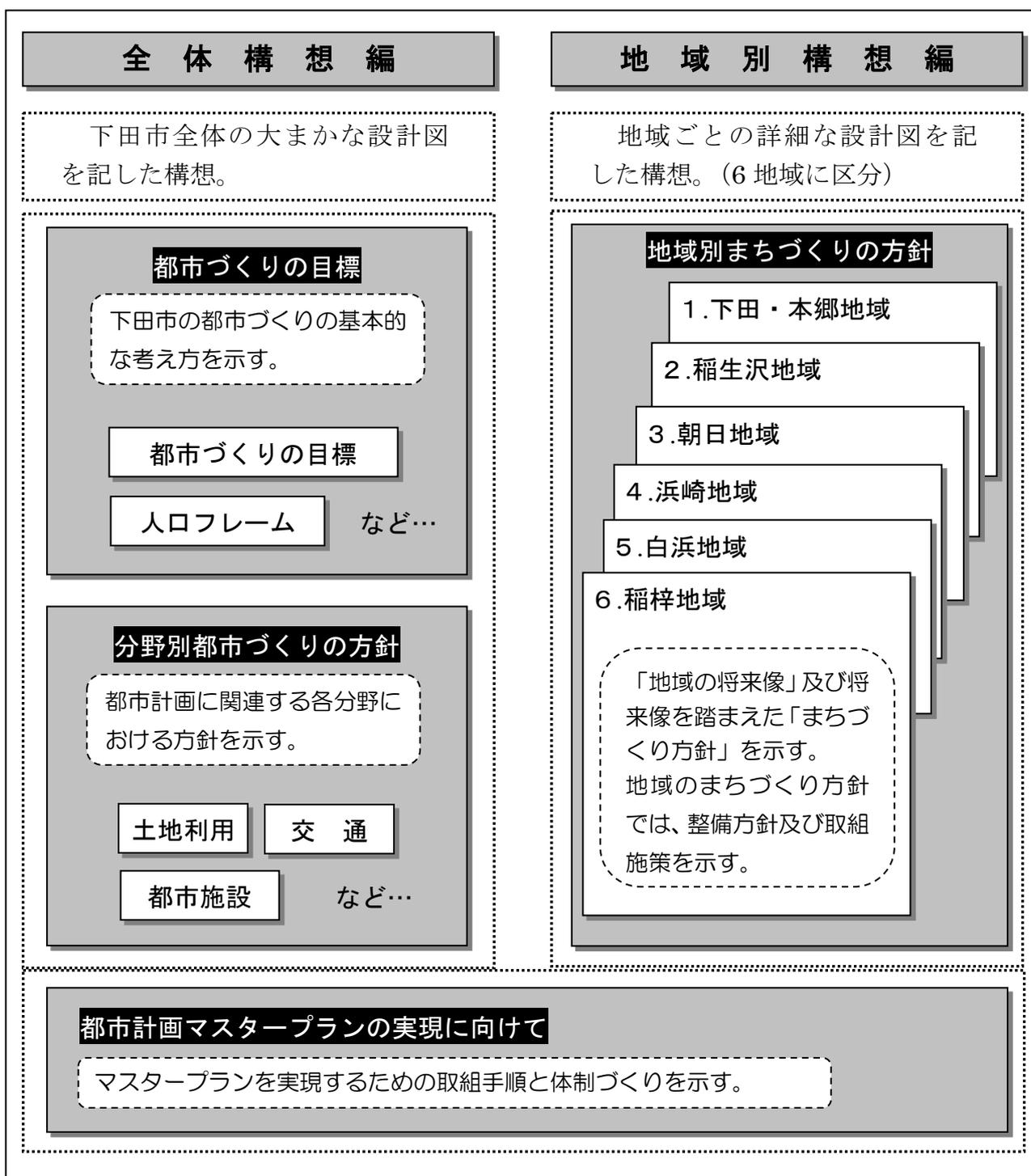
下田市都市計画マスタープランは、「全体構想」と「地域別構想」と「都市計画マスタープランの実現に向けて」から構成されます。

「全体構想」は下田市の行政区域の全域を対象とし、都市計画区域外も含まれます。

「地域別構想」は旧町村界生活圏を基本に6地域（下田・本郷地域、稲生沢地域、朝日地域、浜崎地域、白浜地域、稲梓地域）に区分して計画します。

「都市計画マスタープランの実現に向けて」は、マスタープランを実現するための取組手順と体制づくりについて整理します。

■下田市都市計画マスタープランの構成

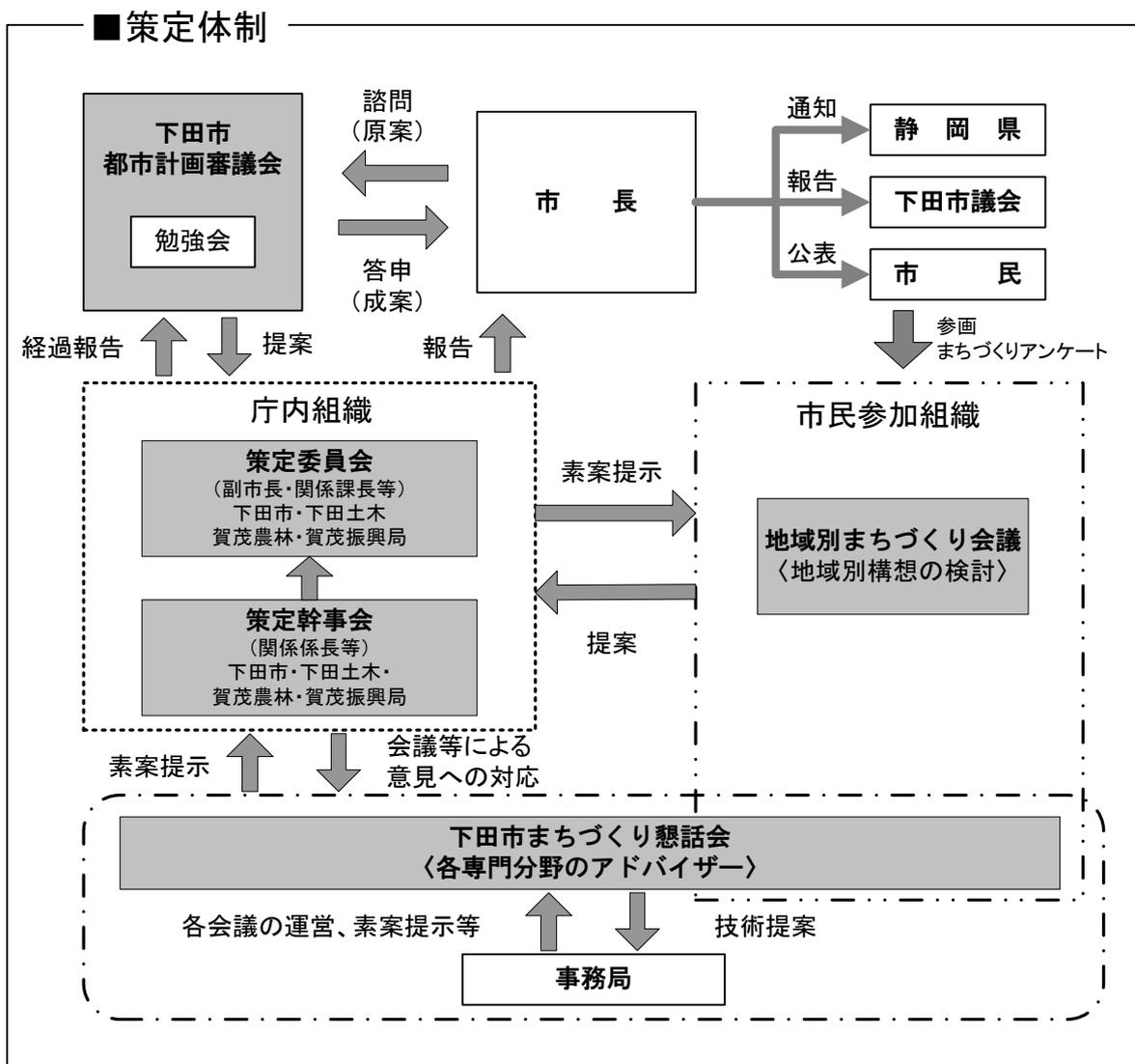


5. 策定体制について

観光客が自然と訪れて市内経済が回っていた右肩上がりの時代は過ぎ、現在は、土地の風土や歴史、文化（地域らしさ）が重要視され、気に入った土地を訪れ、時には移住する、地域らしさが求められる時代です。

地域らしさの象徴である海の活用と津波からの回避との狭間で、下田市が何を取捨選択したら、地域らしさを表現でき、人が集まる、魅力あるまちができるのだろうかという課題は非常に難題でした。

そこで今回は、庁内組織や市民参加組織に加え、各専門分野（都市計画、防災、観光等）のアドバイザーからなる組織（下田市まちづくり懇話会）をつくり、専門的見地からの助言をもとに、策定していく体制をとりました。



現況編

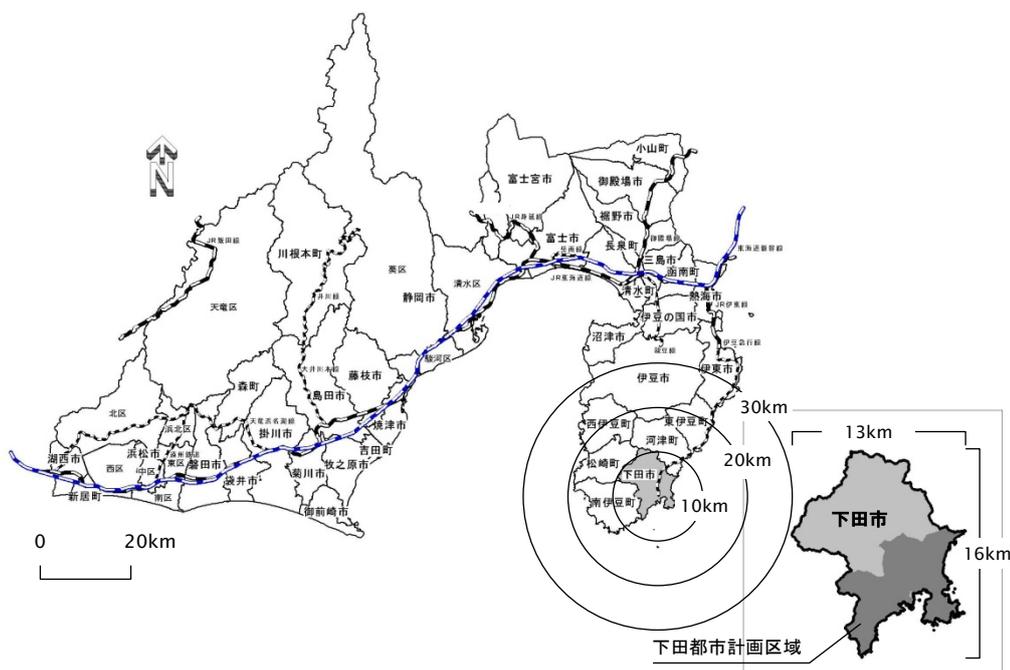
現況編

1 下田市の現況と課題

1. 土地条件

(1)位置

- 静岡県伊豆半島の南東部に位置し、天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然に恵まれた都市です。市域は東西 13km、南北 16km、面積は 104.38 km²の広がりを持っている。



(2)自然(地形と地質)

[地形・水系]

- 地形は、大中小の起伏山地と河川沿岸流域に形成された谷底平野、須崎や白浜等の台地及び丘陵地に大きく区分される。
- 市域の約 76%は山林・原野が占め、平坦な土地は極めて限られている。
- 水系は、天城山系を源とする稲生沢川水系と大賀茂川水系に大別される。その他、丘陵地を源とする小河川が多数流れている。

[地質]

- 地質は、白浜層群と湯ヶ島層群が大部分を占め、稲生沢川や大賀茂川等の河川沿岸流域に沖積層が分布している。

2. 人口・世帯の動向

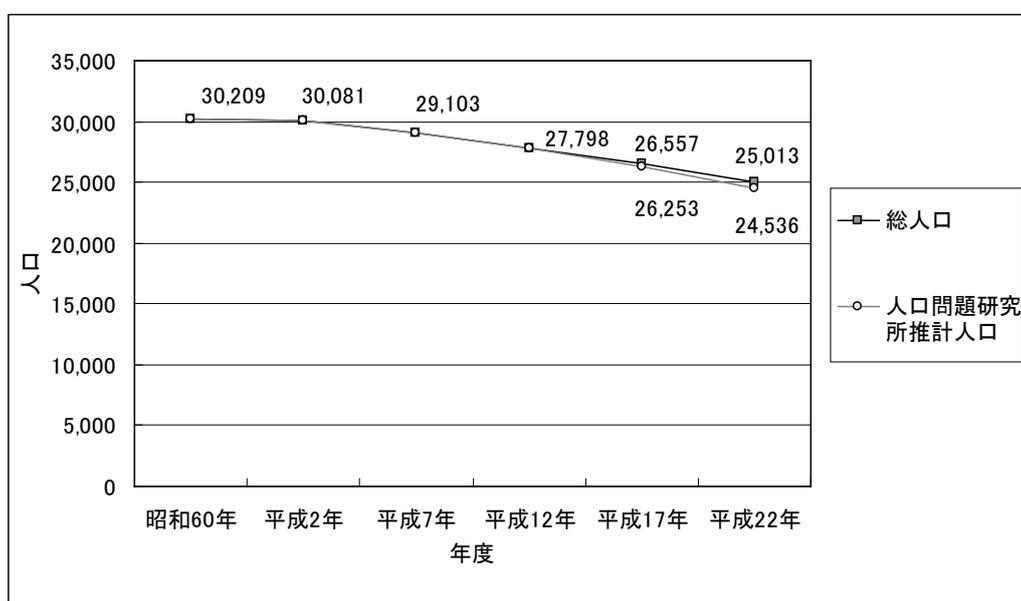
(1)人口・世帯数

[人口・世帯数]

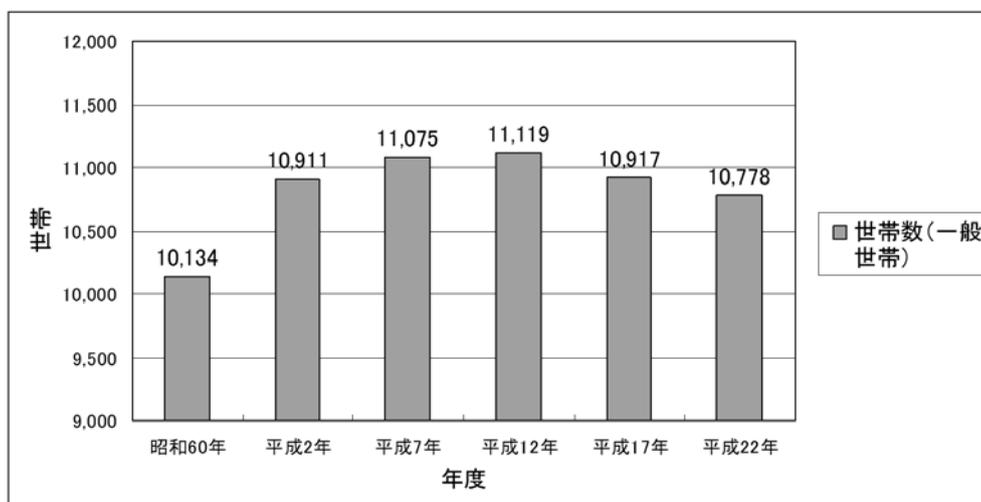
- 平成 22 年の人口・世帯数（一般世帯）は、25,013 人・10,778 世帯である。
- 人口は、昭和 60 年以降（25 年前から）減少傾向が続いており、昭和 60 年から平成 22 年にかけて 21% 減少したことになる。
- 平成 17 年に発表された、国立社会保障・人口問題研究所の下田市将来推計人口と比較すると、実際は、推計よりも 500 人程度多く推移している。
- 世帯数は、平成 12 年以降（10 年前から）減少傾向となっている。

（資料：国勢調査）

■総人口と過去に予測した人口との比較



■世帯数の推移



[年齢別人口]

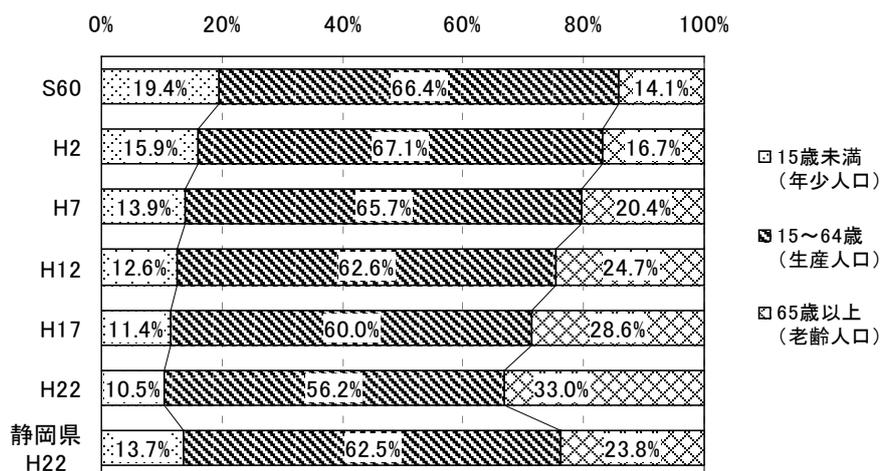
- 平成 22 年の年齢別人口は、年少人口が 2,635 人(10.5%)、生産人口が 14,066 人(56.2%)、老齢人口が 8,260 人(33.0%)であり、少子高齢化が急速に進展している状況にある。また、老齢人口のうち、75 歳以上は 4,129 人であり、老齢人口の約半分(全体の 16.5%)を占めている。
- 平成 2 年からの変化を見ると、60 歳未満では全ての階級で減少、60 歳以上では全ての階級で増加している。

(資料：国勢調査、注意：比率は年齢不詳を除いた割合)

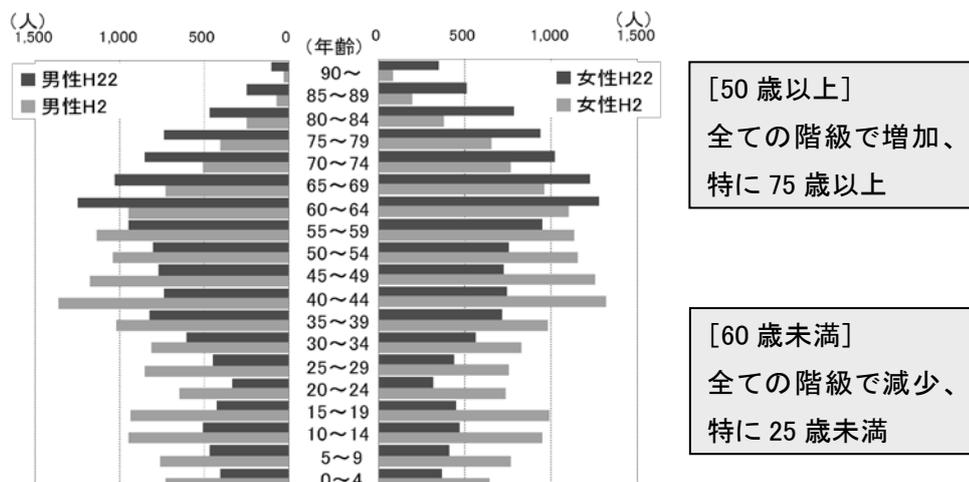
■年齢階層別人口

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	30,209	30,081	29,103	27,798	26,557	25,013
年少人口(15歳未満)	5,857	4,786	4,041	3,515	3,037	2,635
生産人口(15~64歳)	20,069	20,176	19,112	17,411	15,922	14,066
老齢人口((65歳以上)	4,271	5,027	5,950	6,872	7,597	8,260
年齢不詳	12	92	0	0	1	52
世帯数(一般世帯)	10,134	10,911	11,075	11,119	10,917	10,778

■年齢階層別人口グラフ



■5歳階級別人口

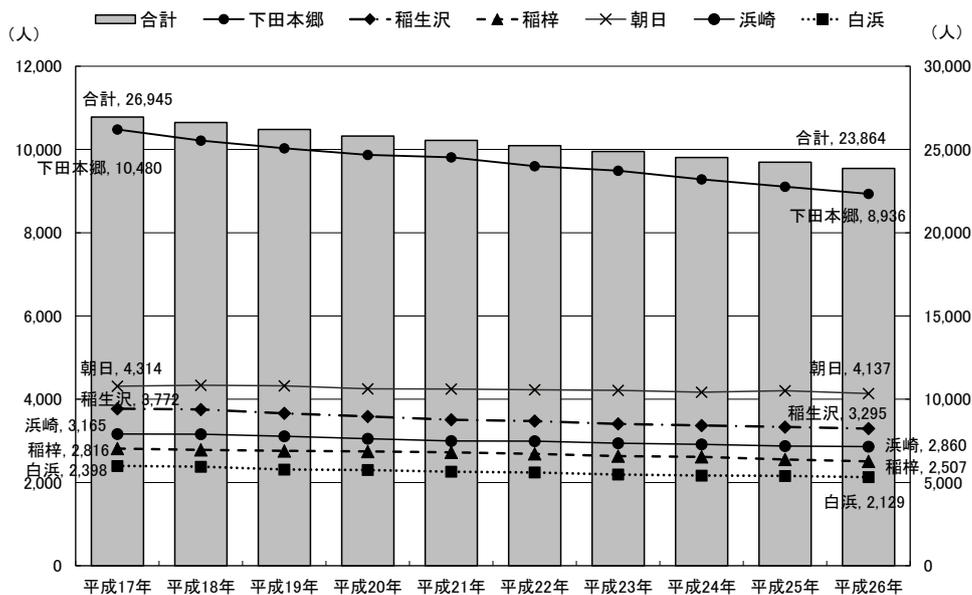


[地区別人口]

- 平成 26 年における地区別の人口は、下田本郷：8,936 人（37%）、稲梓：2,507 人（11%）、稲生沢：3,295 人（14%）、白浜：2,129（9%）、浜崎：2,860 人（12%）、朝日：4,137 人（17%）となっている。（カッコ内は全人口に対する比率を表す）
- 人口は、いずれの地区も減少傾向にあり、特に下田本郷、稲生沢での減少傾向が著しい。

（資料：住民基本台帳（各年 4.1 現在））

■地区別人口の推移



[地域区分別人口]

- 平成 17 年における都市計画区域内外の人口の内訳は、都市計画区域内が 23,382 人(全体に対する割合 88.0%)、都市計画区域外 3,175 人(同 12.0%)となっている。
- 都市計画区域内の内訳は、用途地域内 13,125 人(同 49.4%)、用途地域外 10,257 人(同 38.6%)となっている。
- いずれの地域区分においても減少傾向となっているが、用途地域外よりも用途地域内の減少率が大きい。

■地域区分別人口の推移

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	人口(人)	増加率(%)								
行政区域	30,081	▲ 0.4	29,103	▲ 3.3	27,798	▲ 4.5	26,557	▲ 4.5	25,013	▲ 5.8
都市計画区域	25,296	▲ 5.2	25,717	1.7	24,397	▲ 5.1	23,382	▲ 4.2		
用途地域内	15,482	▲ 10.2	15,205	▲ 1.8	14,021	▲ 7.8	13,125	▲ 6.4		
うち DID	8,663	▲ 11.0	9,210	6.3	7,960	▲ 13.6	7,452	▲ 6.4	6,829	▲ 8.4
用途地域外	9,814	3.8	10,512	7.1	10,376	▲ 1.3	10,257	▲ 1.1		
都市計画区域外	4,785	22.9	3,386	▲ 29.2	3,401	0.4	3,175	▲ 6.6		

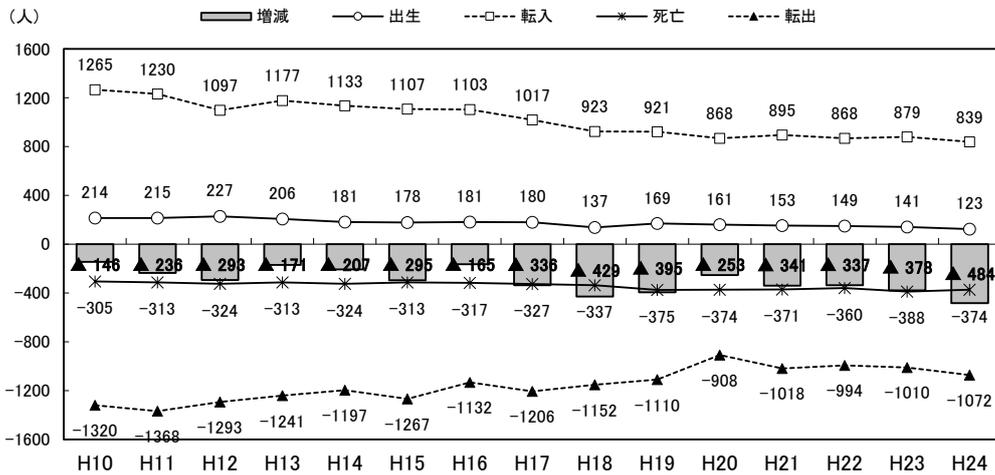
資料:平成 2～17 については平成 21 年度都市計画基礎調査(国勢調査に基づく)、平成 22 年については国勢調査
注意;▲はマイナスを表す

(2)人口動態

- 近年の人口動態は、出生（157人）＜死亡（354人）、転入（942人）＜転出（1,087人）であり、自然動態、社会動態ともに毎年マイナスの状態である。年間に（298人）の減少となっている。（カッコ内は平成15～24年の平均を表す）

（資料：下田市統計書（各年度計）、注意：その他（抹消等）は含まず）

■人口動態の推移

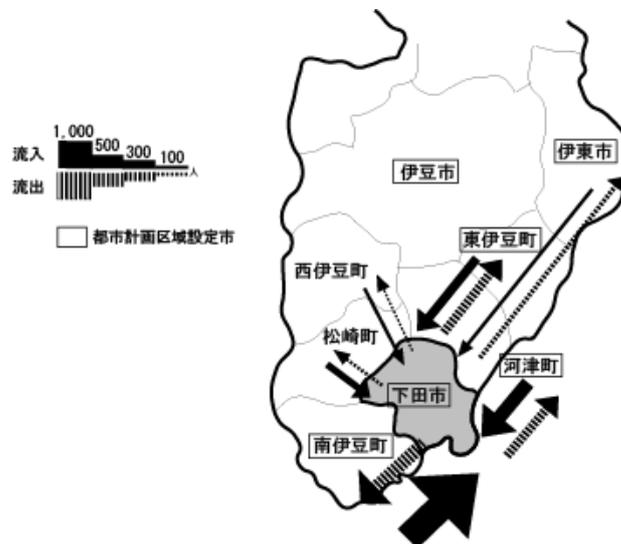


(3)通勤・通学による流動人口

- 平成22年における通勤・通学による流動人口では、流出2,077人＜流入2,886人と流入超過（昼夜比率1.07）となっており、周辺市町の従業地としての機能が強い。
- 主な流出・流入先の上位3位はともに、南伊豆町、河津町、東伊豆町となっている。

（資料：国勢調査）

■流出・流入の動態



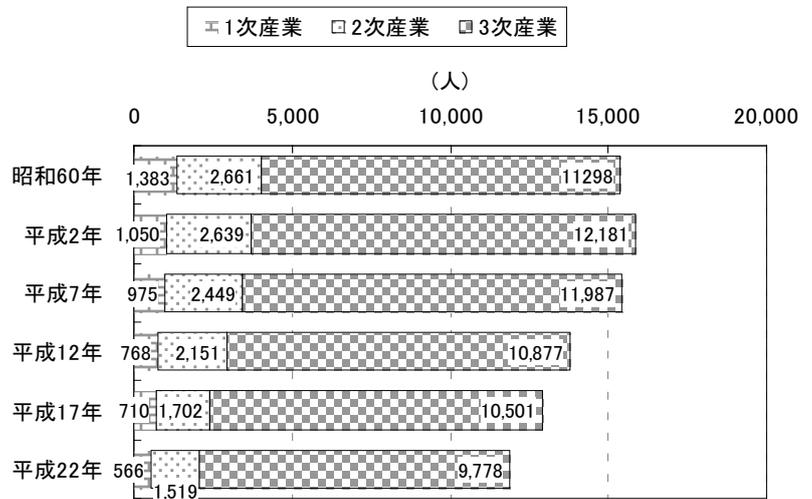
3. 産業構造

(1) 産業構成

[産業構成]

- 平成 22 年における就業者数は 11,863 人であり、最も多かった平成 2 年の 15,870 人から 25% 減少している。
- 平成 22 年における産業 3 分類別は、第 1 次産業 566 人(4.8%)、第 2 次産業 1,519 人(12.8%)、第 3 次産業 9,778 人(82.4%)となっている。(カッコ内は全就業者数に対する比率を表す。)

■ 産業別就業割合の推移



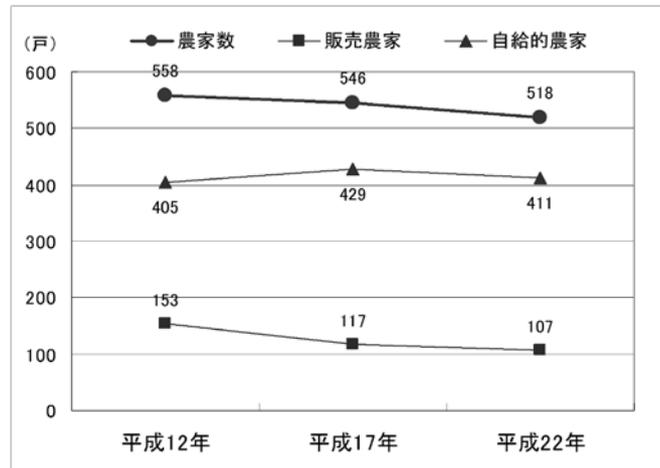
(資料: 国勢調査 注意: 分類不能は第 3 次産業に含む)

- 3 分類とも減少傾向となっている中で、元々高い水準である第 3 次の比率が更に高くなる傾向にある。

(2) 農業

- 平成 22 年における農家数は 518 戸であり、減少傾向にある。農家数の内訳は、販売農家が 107 戸(20.7%)、自給的農家が 411 戸(79.3%)となっている。また、農家人口(販売農家のみ)は 379 人となっている。
- 販売農家 107 戸の経営耕地面積規模では、1.0ha 未満が 94 戸と 87.9% を占める。

■ 農家件数の推移



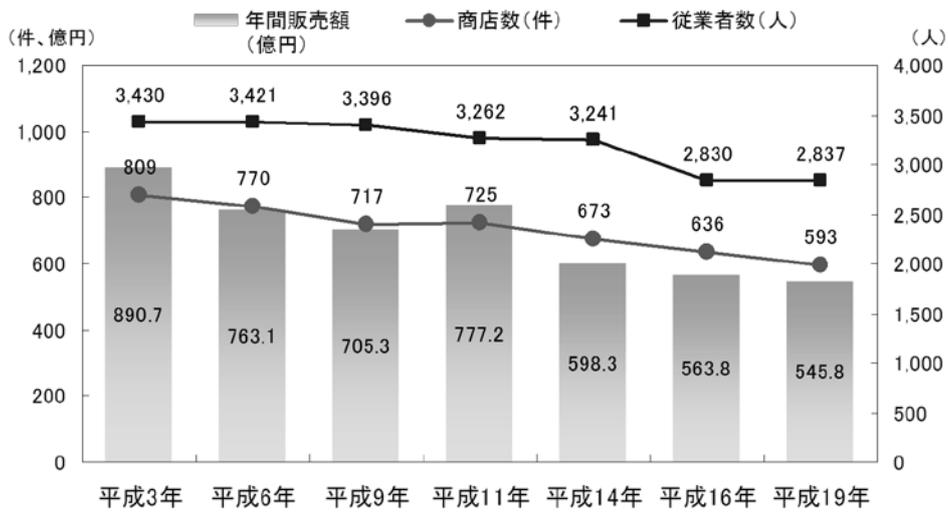
(資料: 農林業センサス)

(3) 商業

- 平成 19 年の卸売・小売業の商店数は 593 件、従業者数は 2,837 人、年間販売額は 54,583 百万円であり、従業者数については平成 16 年から 19 年にかけて横ばいであったが、全体的には減少傾向が続いている。
- 小売業の割合は、商店数・従業者数については約 8 割、年間販売額については約 6 割となっている。

(資料：商業統計調査)

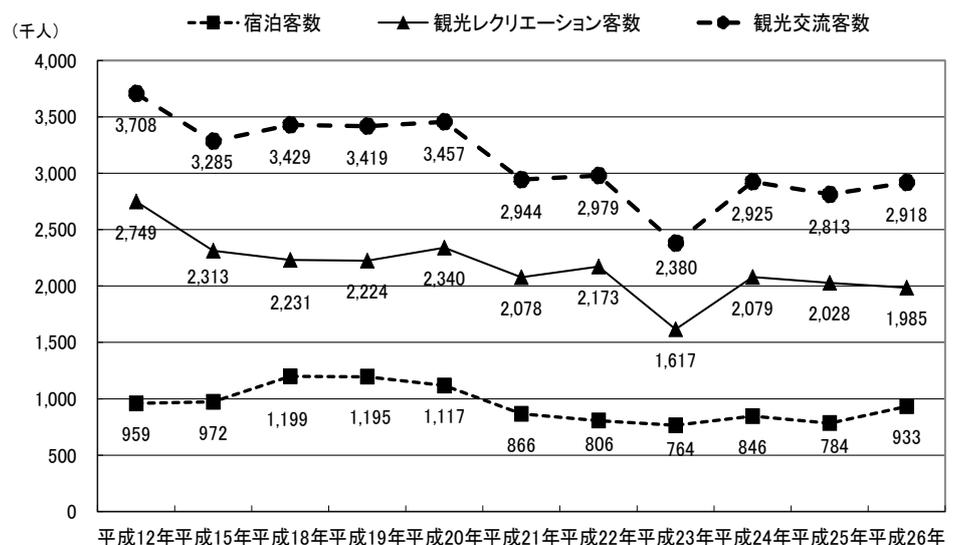
■卸売・小売業の推移



(4) 観光・レジャー

■観光交流客数の推移

- 平成 26 年の観光交流客数は 2,918 千人であり、うち宿泊人員は 933 千人 (32%) となっている。
- 宿泊客数は夏季が多く、7～8月の2か月で全体の 1/3 を占めている。



(資料：静岡県観光交流の動向)

4. 土地利用状況

(1)地目別土地利用

[市全域の土地利用状況]

- 課税概要調書に基づく下田市の平成 23 年における土地利用状況は、田が 331.5ha (3.2%)、畑が 380.7ha (3.6%)、宅地が 377.3ha (3.6%)、山林が 5,912.9ha (56.5%)、原野が 2,087.4ha (19.9%)、他雑種地が 1,380.4ha (13.2%) となっている。過去 10 年間の大きな動向としては、山林、原野が減少し、他雑種地が増加する傾向となっている。

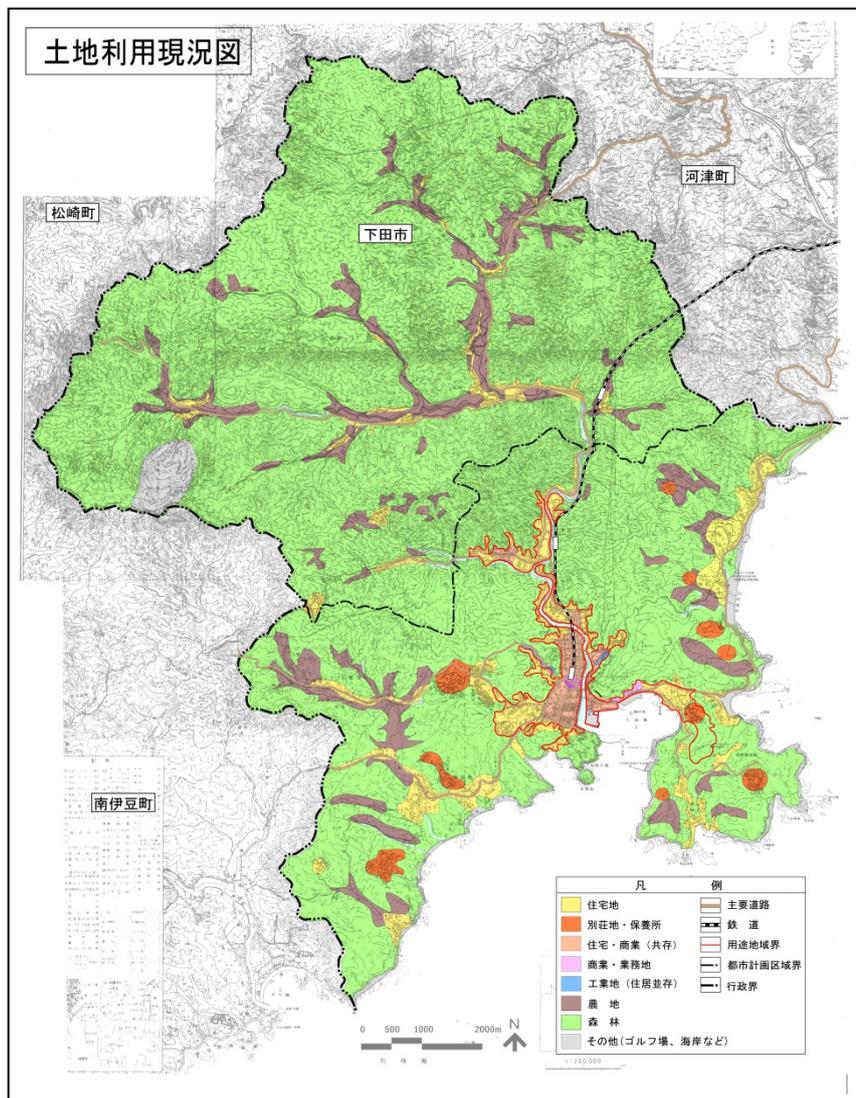
■地目別土地利用面積

(単位:ha)

	平成13年	平成18年	平成23年	H23比率
総地籍	10,467.0	10,470.0	10,470.0	100.0%
田	339.1	333.1	331.5	3.2%
畑	380.7	381.8	380.7	3.6%
宅地	360.4	368.7	377.3	3.6%
山林	6,048.9	5,969.5	5,912.9	56.5%
原野	2,490.9	2,229.8	2,087.4	19.9%
他雑種地	847.0	1,187.0	1,380.4	13.2%

資料:税務課(概要調書) 各年1月1日現在

■土地利用現況図

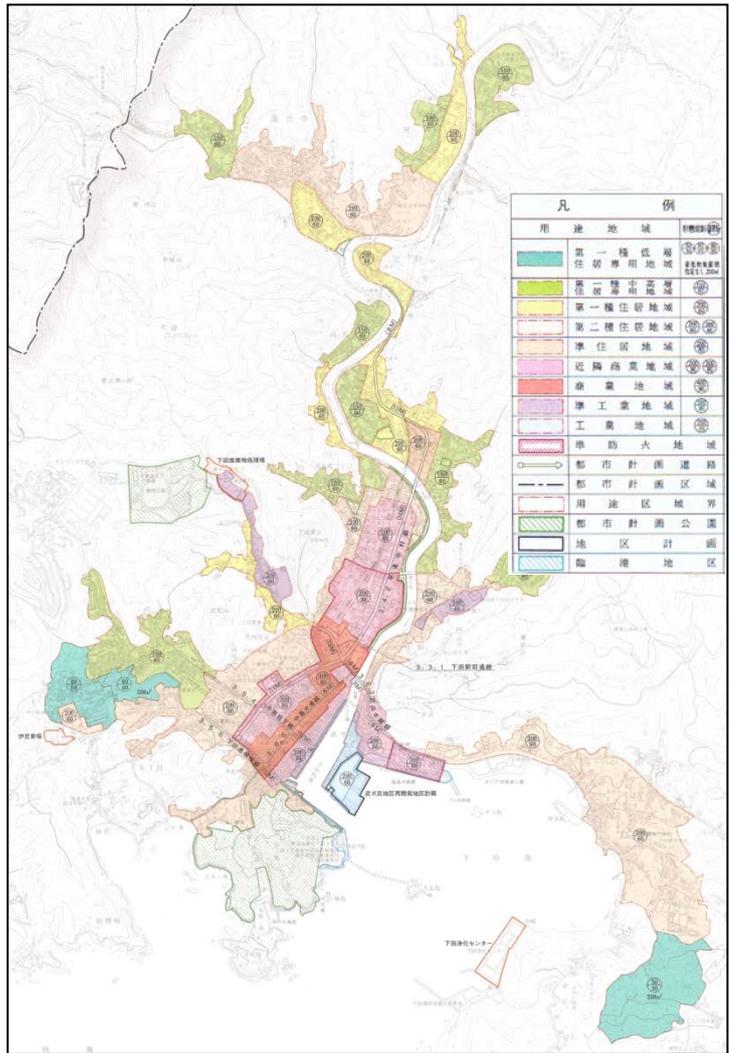


(2)法適用現況

[都市計画関連法適用状況]

- 都市計画区域 4,444.0haのうち、稲生沢川流域を中心に315.9haが用途地域に指定されている。
- 内訳は、住居系 247.9ha(用途地域全体に対する割合78.5%)、商業系 55.1ha(17.5%)、工業系 12.9ha(4.0%)である。
- また、伊豆急下田駅周辺を中心に準防火区域(35.0ha)、武ガ浜や外ヶ岡地区において臨港地区(10.4ha)が指定されている。

■法適用現況図(用途地域等)



資料：静岡県の都市計画 (H26.3)

■都市計画関連法適用状況

区分	面積(ha)	構成比	備考	
行政区域	10,470	-		
都市計画区域	4,444	-	当初決定: 昭和9年7月29日 最終決定: 昭和46年10月1日	
用途地域	第1種低層住居専用地域	31.8	10.10%	
	第2種低層住居専用地域	-	-	
	第1種中高層住居専用地域	64.4	20.40%	
	第2種中高層住居専用地域	-	-	
	第1種住居地域	32.9	10.40%	
	第2種住居地域	115.3	36.50%	
	準住居地域	3.5	1.10%	
	近隣商業地域	41.9	13.30%	
	商業地域	13.2	4.20%	
	準工業地域	7.1	2.20%	
	工業地域	5.8	1.80%	
	工業専用地域	-	-	
計	315.9	100.00%	当初決定: 昭和47年2月29日 最終決定: 平成10年12月23日	
その他 地域地区	防火地域	-	-	
	準防火地域	35	-	最終決定: 平成8年2月1日
	臨港地区	10.4	-	当初決定: 昭和39年3月4日 最終決定: 平成13年9月14日

[その他の法適用状況]

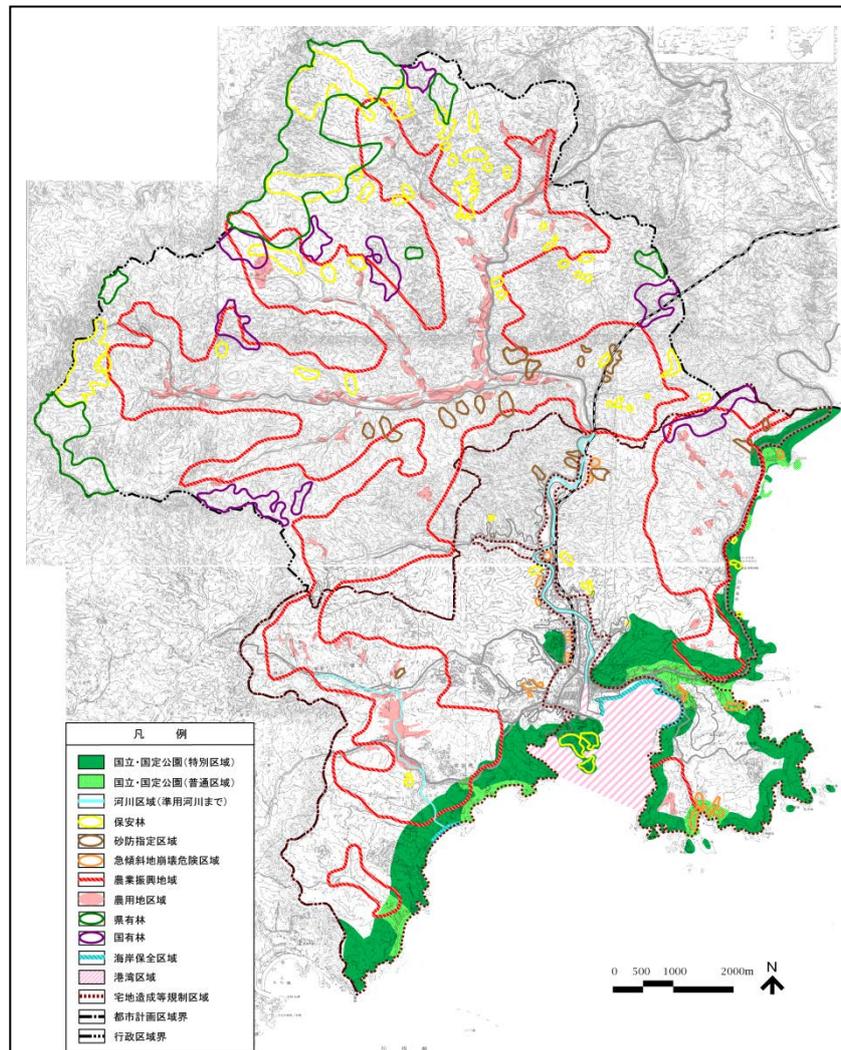
- 農林業関連、土木関連、自然関連等のその他の法律に基づく法適用状況は下表のとおりである。都市計画区域のほぼ全域が宅地造成工事規制区域に指定されているほか、海岸線は富士箱根伊豆国立公園第2種特別地域または普通地域に指定されている。

資料：平成24年度都市計画基礎調査

■その他の法適用状況

区 分	面積等	箇所数	備考
農業振興地域	3953ha	—	農業振興地域の整備に関する法律
農振農用地区域	146.6ha	—	
海岸保全区域	51.2ha	6	海岸法
港湾区域	266ha	—	港湾法
富士箱根伊豆国立公園	817ha	—	自然公園法
(第2種特別地域)			
(普通地域)	176ha	—	
河川区域	43,720m	29	河川法
地域森林計画対象民有林	7,702.4ha	—	森林法
保安林区域	776ha	110	
砂防指定区域	14.7ha	8	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	195,347㎡	39	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
鳥獣保護区	480ha	1	鳥獣保護及び狩猟に関する法律

■法適用現況図（その他）



5. 市街化の状況・動向

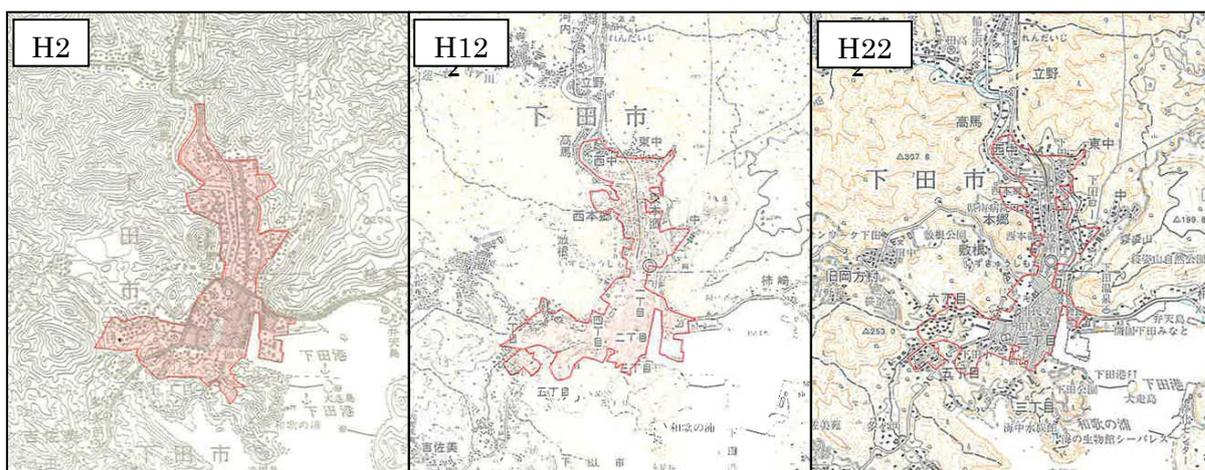
(1)人口集中地区(DID)の変遷

- 人口集中地区は、稲生沢川下流域、用途地域内を中心に展開している。平成22年の人口集中地区の人口・面積は6,829人・135ha、人口密度は50.6人/haである。人口・面積ともに、昭和60年以降減少傾向にあり、人口密度についても平成12年以降は減少傾向にある。

(資料；国勢調査)

■人口集中地区(DID)の推移

年次	DID人口 (人)	DID面積 (ha)	DID人口密度 (人/ha)
昭和60年	9,735	170	57.3
平成2年	9,210	170	54.2
平成7年	9,264	150	61.8
平成12年	8,003	144	55.6
平成17年	7,452	135	55.2
平成22年	6,829	135	50.6



(2)土地区画整理事業等

- 市街地開発事業等については、本郷地区(35.0ha)及び中地区(21.0ha)において土地区画整理事業が整備済となっている。

■市街地開発事業の実施状況

地区名	面積(ha)	事業名	施行者	備考
本郷	35.0	土地区画整理事業	市	S45.2.20 換地処分公告
中	21.0	土地区画整理事業	組合	S49.3.29 換地処分公告
合計	56.0	—	—	—

資料：静岡県の都市計画 (H26.3)

6. 道路・交通体系、都市施設等

(1) 広域交通体系

[広域道路ネットワーク]

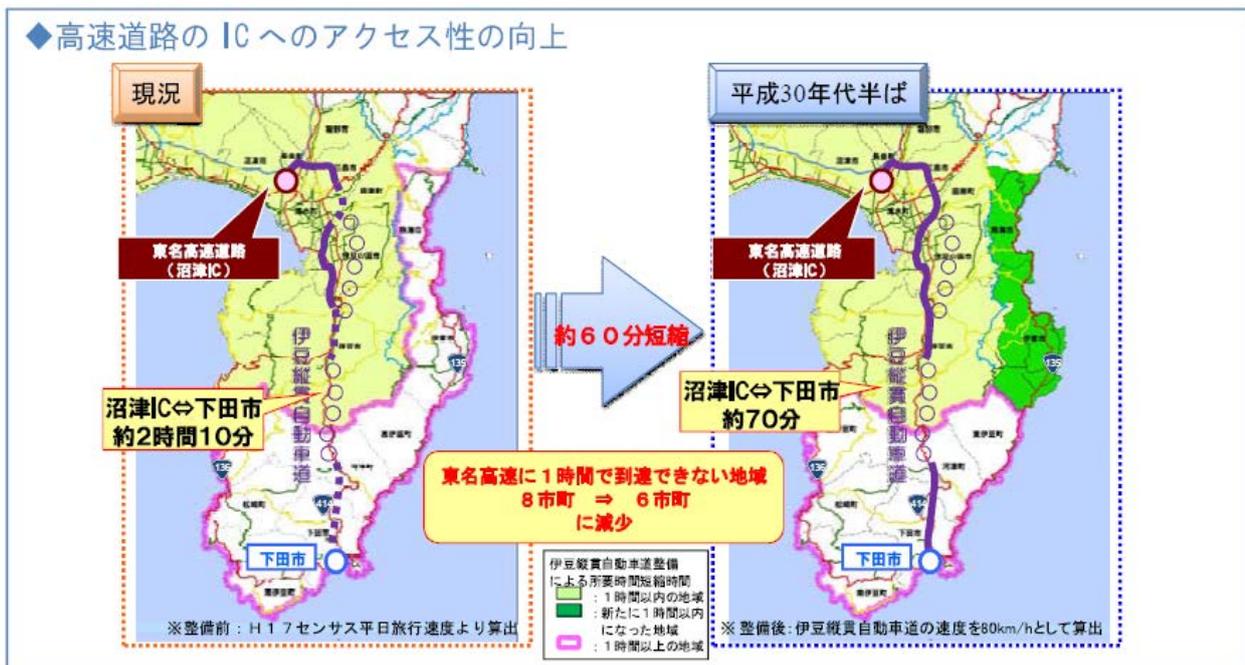
- 高規格道路である伊豆縦貫自動車道の整備が、河津町～下田市間（河津下田道路）で進められており、これにより、東部地域との連携が強化されるとともに、住民の生活圏の広域化がより一層進むものと期待されている。

■ 広域道路網

(資料: 伊豆東海岸都市圏総合都市交通マスタープラン)



■ 伊豆縦貫自動車道部分供用による時間短縮 (資料: 「伊豆地域の道路整備のあり方検討会」資料)

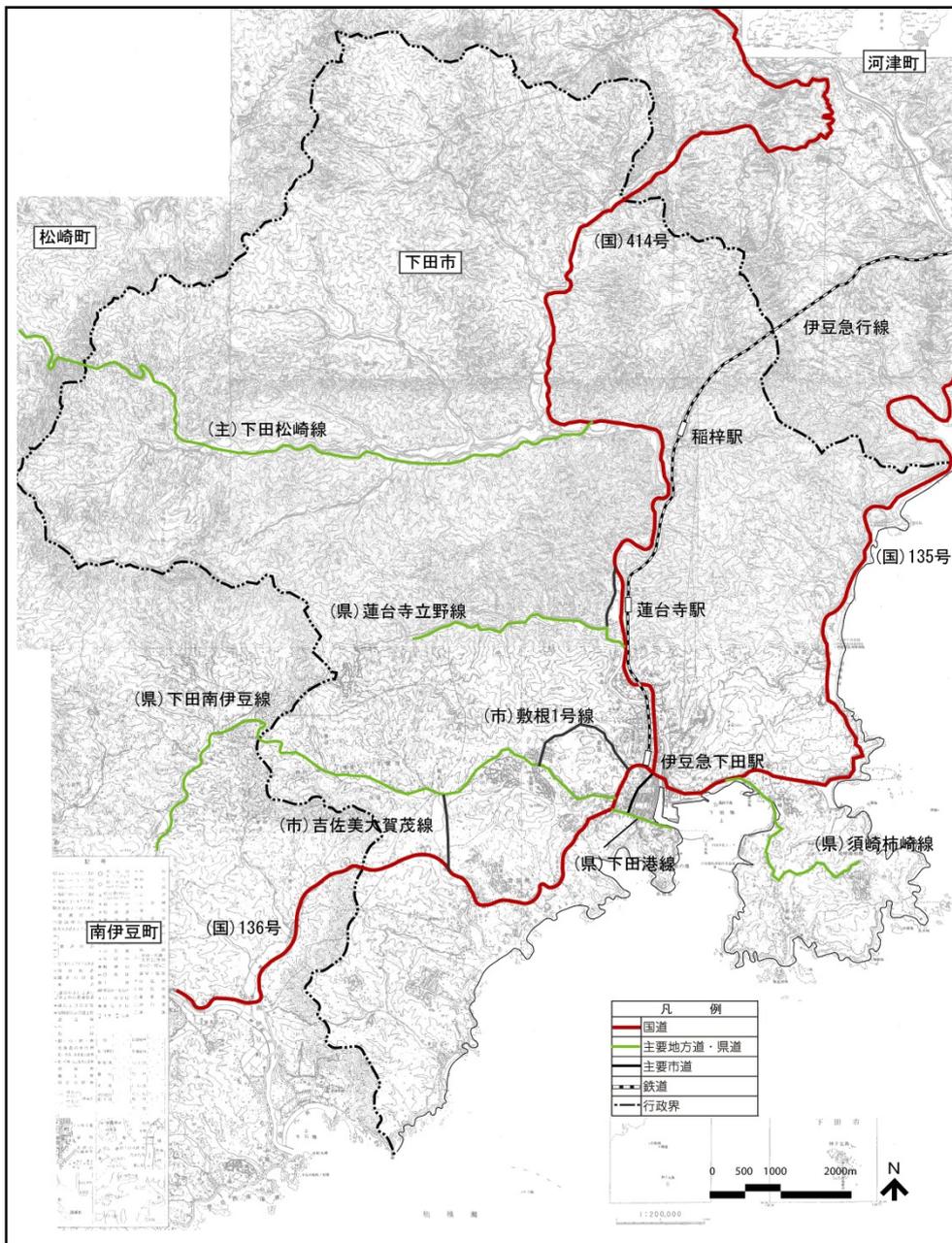


(2)道路網

[道路網体系]

- 道路網は、国道 3 路線、主要地方道 1 路線、一般県道 4 路線、一級市道 29 路線により形成されている。
- 道路交通上の問題点としては、国道が収束する中島橋交差点付近を中心に、慢性的な交通渋滞が発生している。夏期になると、観光ピーク期と重なり、国道 135 号は、数キロにわたる渋滞が発生する。現在、これに対応するバイパス的なルートがないため、市街地迂回ルートや観光客用駐車場の整備等の解決策が望まれる。
- 市街地内は、矢折れ（互い違いの交差点）が多く、歩行者道路も整備が不十分であり、交通安全や防災面で危険性があるため、細街路の整備とともに、歩行者空間の確保が望まれる。

■国・県道配置状況図



[都市計画道路の整備状況]

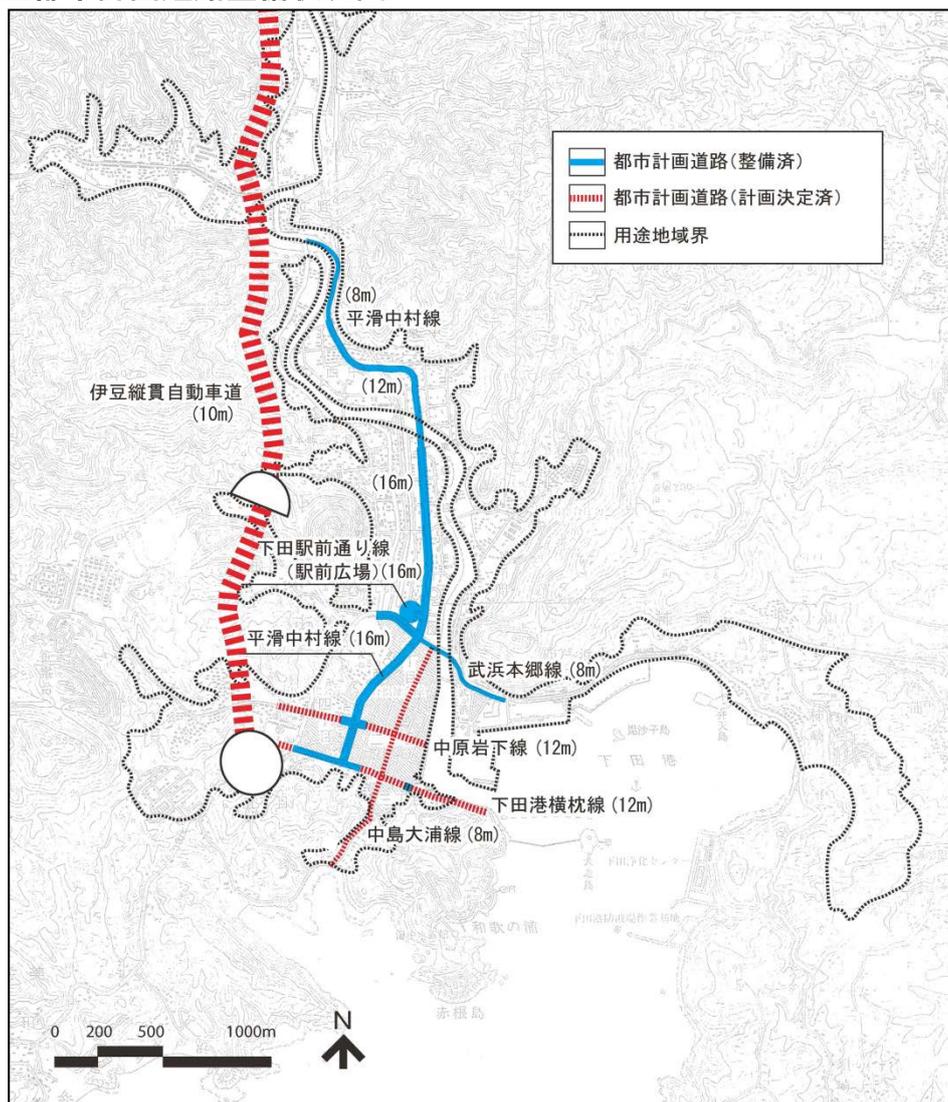
- 都市計画道路は、7路線、12,160mが計画決定されており、3,910mが整備済みである。現在、伊豆縦貫自動車道、(都)中原岩下線、(都)下田港横枕線が整備中である。

■都市計画道路の整備状況

名称		計画決定(m)		改良済延長(m)	改良率	国省市種別
番号	路線名	幅員	全体延長			
1・6・1	伊豆縦貫自動車道	10	5,740	0	0.0%	国道
3・3・1	下田駅前通り線	23	30	30	100.0%	市道
3・4・2	平滑中村線	16	2,890	2,890	100.0%	国道
3・6・3	武浜本郷線	8	710	710	100.0%	国道
3・5・4	中原岩下線	12	680	70	10.3%	県道
3・5・5	下田港横枕線	12	970	210	21.6%	県道
3・6・6	中島大浦線	8	1,140	0	0.0%	市道
計	7路線	—	12,160	3,910	32.2%	—

資料: 建設課資料 (H27.3)

■都市計画道路整備状況図

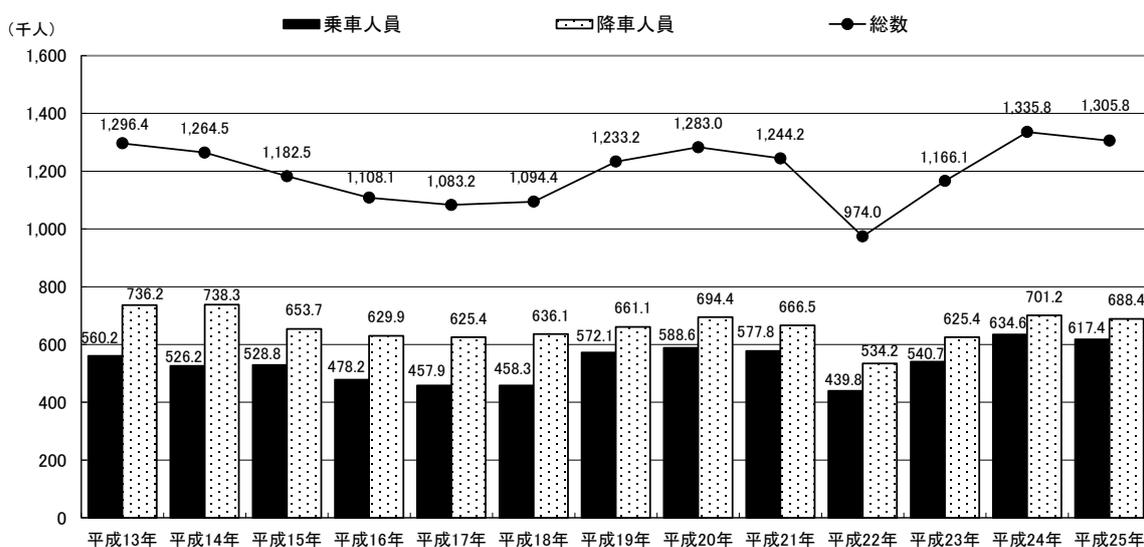


(3)交通

[鉄道]

- 伊豆急行線の伊豆急下田駅、蓮台寺駅、稲梓駅の3駅が設置されており、都市計画区域内には、伊豆急下田駅と蓮台寺駅の2駅が立地している。
- 平成25年における伊豆急下田駅の乗降人員（定期利用分を除く）は、総数が1,305.8千人、乗車人員が617.4千人、降車人員が688.4千人となっている。平成22年に落ち込んだ利用者も平成24年まで増加したが、平成25年は若干減少した。

■伊豆急下田駅乗降客数の推移



(4)公園・緑地

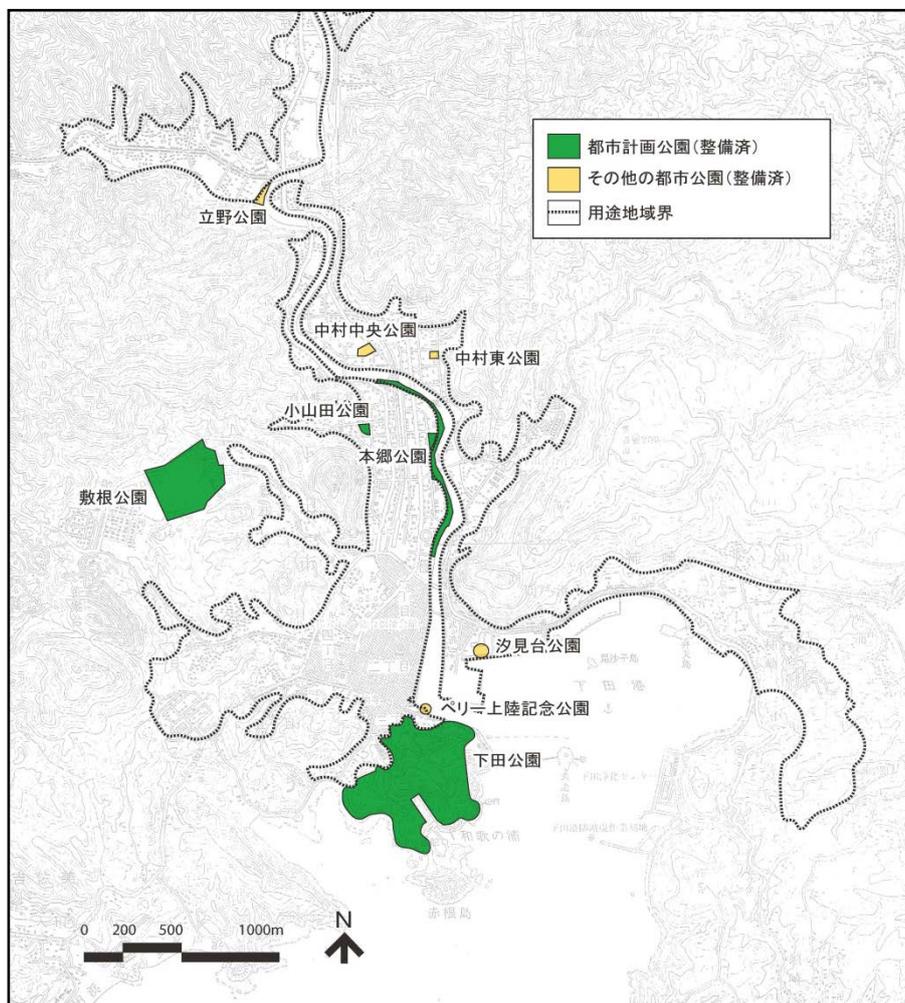
- 都市公園として9公園(42.49ha)が位置づけられており、その全てが整備済である。9公園のうち、4公園(総合公園2、近隣公園1、街区公園1)が都市計画決定されている。
- 下田公園等の総合公園の整備により人口一人あたりの公園面積(17.1㎡/人 ※H23.3末の人口24,881人に基づく)は高い水準となっているが、市街地内での公園が少ないため、今後、防災上の観点から、人口が集中する市街地における公園の整備が望まれる。
- 骨格的な緑地としては、市街地を取り囲む、下田富士や双乳山等の樹林地のほか、海岸沿いの樹林地も都市の環境保全やレクリエーション、防災等の面で重要な役割を果たしており、今後ともその機能を維持・保全していくことが望まれる。

■都市公園の整備状況

種別	名称	面積(ha)
総合公園	下田公園*	26.50
	敷根公園*	11.86
近隣公園	本郷公園*	2.44
街区公園	小山田公園*	0.32
	中村中央公園	0.44
	中村東公園	0.20
	立野公園	0.30
都市緑地	ペリー上陸記念公園	0.07
	汐見台公園	0.36
計	9公園	42.49

資料:下田市建設課 (*は都市計画決定されている公園を表す)

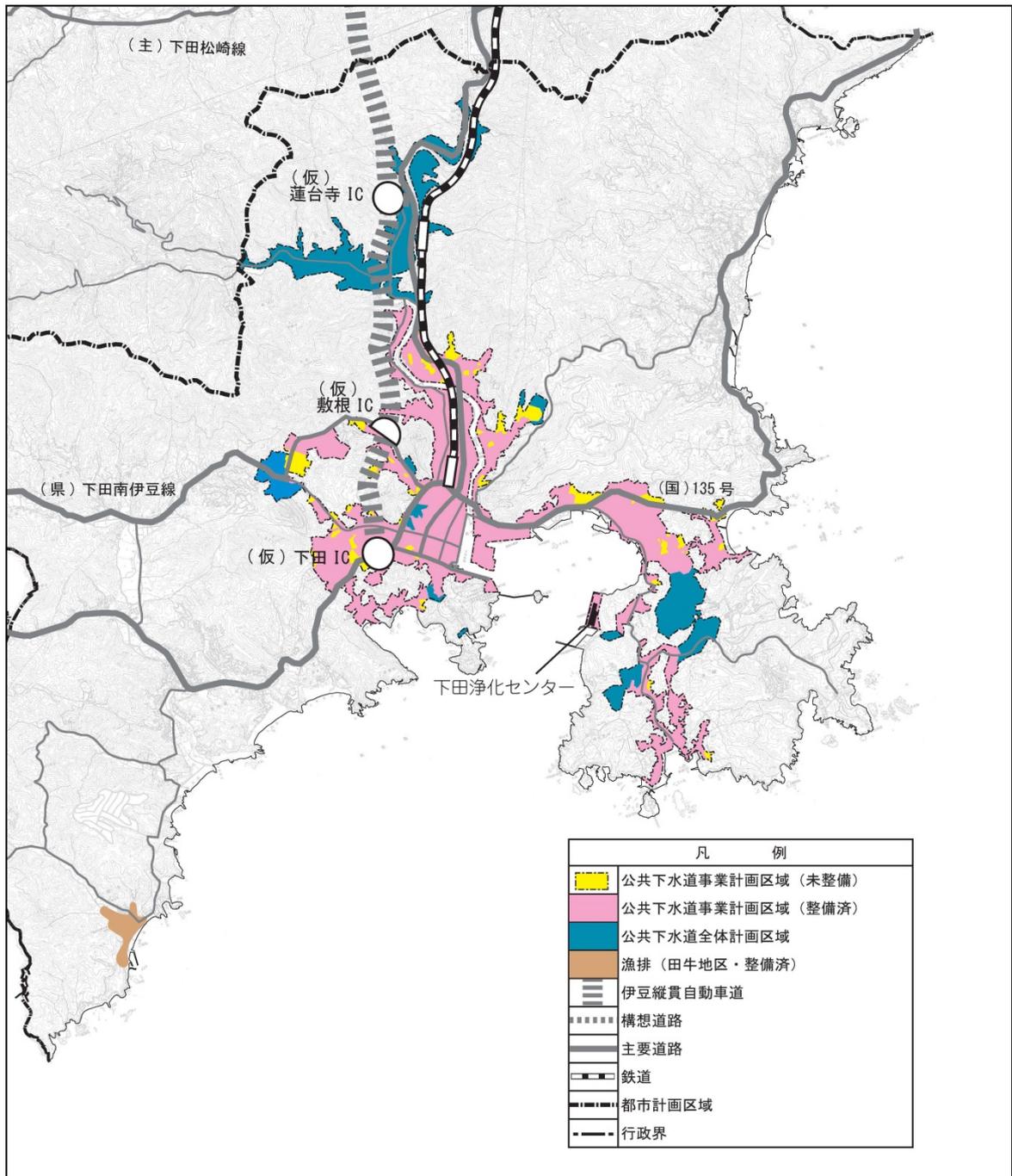
■都市公園の整備状況図



(5)下水道

- 汚水の公共下水道の整備状況をみると、全体計画区域 439ha のうち、278ha が整備済みであり、現在 36ha が施行中である。
- 田牛地区においては漁業集落排水整備事業による整備が実施されており、排水区域 7.6ha、管渠延長 1670m が整備済みである。
- 雨水に関しては、排水区域 232ha、管渠延長 897m が整備済みである。

■下水道整備状況図(汚水)

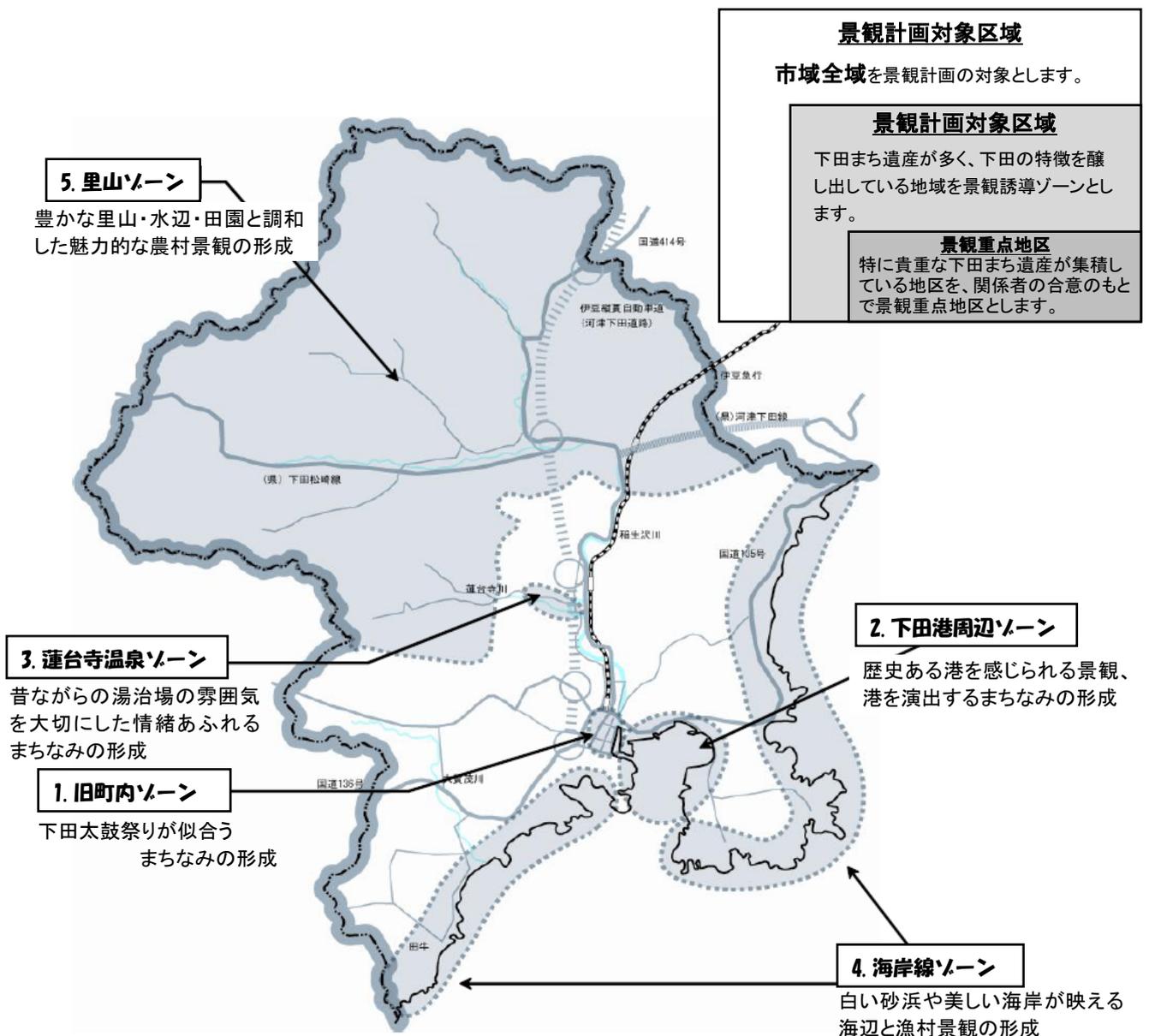


(資料:上下水道課資料)

(6) 景観

- 景観法に基づく「下田市景観計画」及びその実現手段となる「下田市景観まちづくり条例」を策定し、景観法に基づく届出制度等が運用されている。(H22.7.1 施行)
- 良好な景観を知り、創り・育て、支えていく骨格となる制度として、「下田まち遺産認定・登録制度」が創設され、また、市民が主体となって、身近な生活空間の下田まち遺産の維持・保存・創出に取り組み、良好な景観形成を推進するための身近な景観まちづくり制度として、「身近な景観まちづくり協定」が創設され、下田らしさを大切にした良好な景観形成の取り組みが進められている。
- 下田まち遺産については、151 件（H27.4 現在）が認定されており、そのうち13件が、所有者との合意に基づき、積極的な保全・活用を図っていく登録遺産となっている。

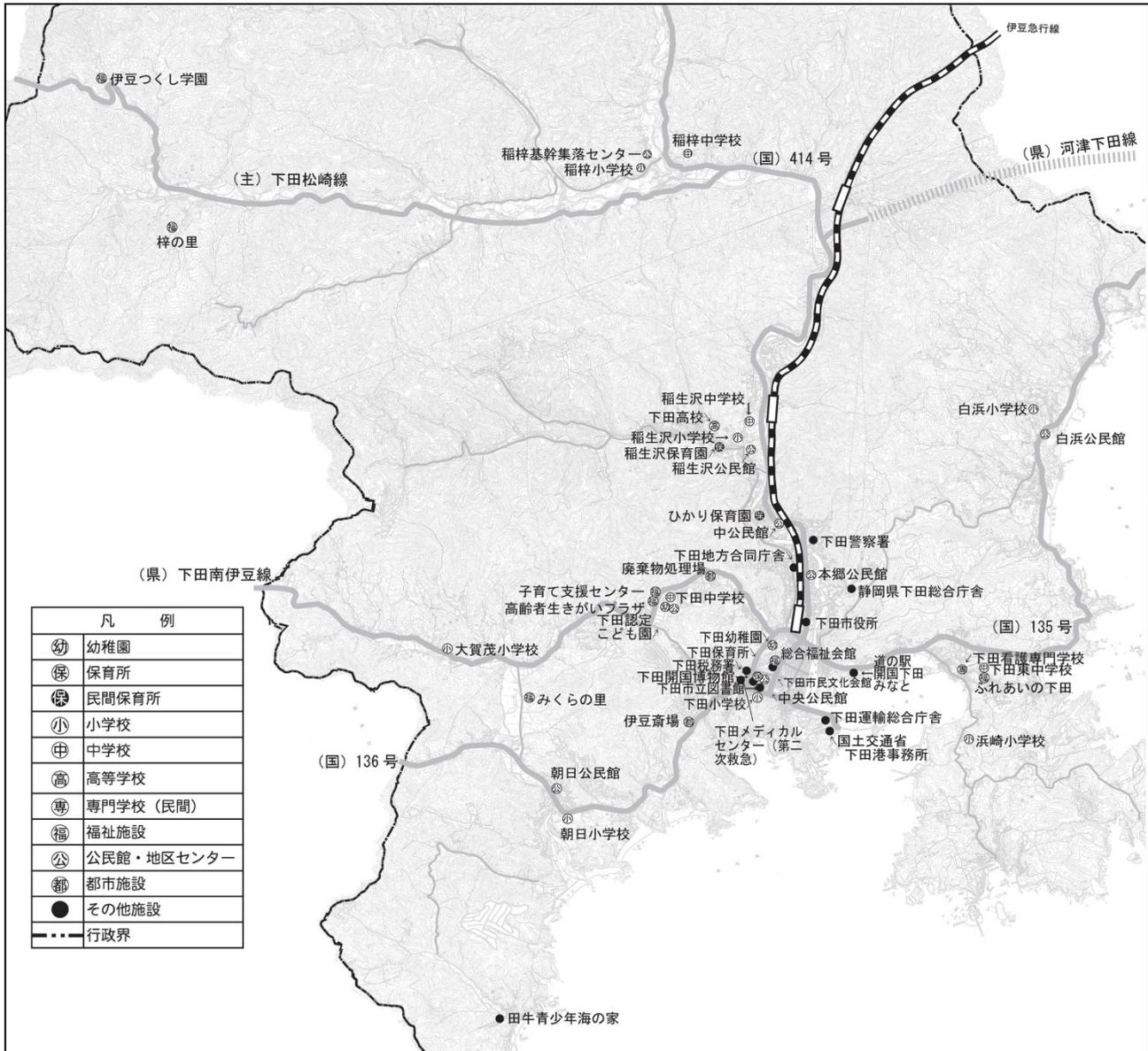
■景観計画区域(全体図)



(7)その他の施設等

- 主な公共・公益施設は、下田・本郷地域や稲生沢地域を中心に立地している。集会施設等は、ほぼ各地区に設置されている。
- 学校等については、小学校7校、中学校4校、高等学校1校で、幼稚園は2園（すべて公立）に、また、保育所は4か所（公立2か所）に再編整備されている。その他の都市施設として、廃棄物処理場と斎場（組合）が決定・整備済となっている。

■主要生活支援施設分布図



7. 都市防災

1) 地震

(1) 過去の地震災害事例

■過去の地震災害事例

1729年3月8日(享保14年2月9日)		
下田で家宅・土蔵など多く傾き、あるいは覆る。また吉佐美で“大地破れ、川筋に水涌く”といわれている。		
1854年12月23日(安政元年11月4日)	安政東海地震	M=8.4
下田では小家の瓦少々落ち、石塔・石燈籠全倒、蔵の鉢巻・土塀崩れる。また柿崎では玉泉寺の石塔倒れ、石燈籠・竿石折れるなどの被害があり、震度は6に達した。		
1891年10月28日(明治24年)	濃尾地震	M=8.0
蓮台寺の温泉は地震後温度が下がり入浴不適となったが3・4日で旧に復した。		
1923年9月1日(大正12年)	関東地震	M=7.9
東京・横浜を潰滅させた大地震であるが、この地域では浜崎村で2人の死者が出たほか、全壊23戸(4.4%)、また下田では全壊2戸(0.2%)の被害が出た程度であった。		
1944年12月7日(昭和19年)	東南海地震	M=7.9
下田では震度4であったが、県中・西部では大きな被害を生じた。		
1974年5月9日(昭和49年)	伊豆半島沖地震	M=6.9
負傷者34人、住家全壊23戸、半壊42戸、一部損壊1,118戸、道路破壊9箇所、山(崖)崩れ25箇所などの被害があった。		
1978年1月14日(昭和53年)	伊豆大島近海地震	M=7.0
被害は負傷者51人、住家全壊12戸、半壊24戸、公共建物12箇所、文教施設33箇所、道路30箇所、橋梁1箇所、河川2箇所、水道31箇所、崖崩れ12箇所などに及んだ。		

(資料:静岡県地震防災センターHP)

(2) 過去の津波災害事例

■過去の地震津波災害事例

1605年2月3日(慶長9年12月16日)	慶長地震津波
“田牛で寺堂ならびに尊像共に山奥に打入る”という史料があるので、津波の高さは3~4mであろう。	
1703年12月31日(元禄16年11月23日)	元禄地震津波
津波の高さは3~4mで、宝福寺の大門に達した。家数492戸のところ332戸が流失皆潰、160戸が半潰、男女27人流死(37人または20人との記事もある)、船大小81隻破船、痛みなどの被害があった。下田武ヶ浜川除浪除(長200間、平均高7尺、馬踏5尺、敷2間)も津波で崩れた。	
1707年10月28日(宝永4年10月4日)	宝永地震津波
津波の高さは5~6mで、宝福寺裏竹林まで達した。全壊857戸、半壊55戸、溺死11人、船破損93隻。	
1854年12月23日(嘉永7年11月4日)	安政東海地震津波

津波の高さは、外浦 3.5～4.5m、柿崎 6.5m、下田 3.5～6.8m、吉佐美 2.4m に達した。柿崎では全壊・流失 75 戸、死傷なし。また、下田(本郷・岡方を含む)984 戸のうち 937 戸が流失した。水死 122 人であった。古記録によると、津波は地震後約 15 分で襲来している。	
1923 年 9 月 1 日 (大正 12 年)	関東地震津波
下田・柿崎で 2.5～4.5m の高さの津波があった。また湾外の須崎・外浦などでやや高く、4～6m に達した所もある。被害は全壊 2 戸、半壊 50 戸、床上浸水 190 戸。	
1944 年 12 月 7 日 (昭和 19 年)	東南海地震津波
津波の高さ、下田市街で 1.5～2.5m、稲生沢川沿いに浸水した。	
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	南海地震津波
津波の高さ 2m 程度、殆ど被害はなかった。	
1960 年 5 月 24 日 (昭和 35 年)	チリ地震津波
南米チリで起こった地震による津波。津波の高さ 1.3～1.8m、地上 50cm 程度の浸水。稲生沢川が引き潮で干上がり、歩いて渡れた。鍋田の砂浜で津波の高さ 1m 程度。	

(資料:静岡県地震防災センターHP)

(3)地震・津波予測

- 最大の被害をもたらす「レベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）」の被害想定について、静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）では、沿岸部の低地一帯が浸水域となる。
- 地域において検討されている、地震における高台などの津波一時避難場所は、108箇所（平成24年時点）に及ぶ。

■全壊・焼失棟数

区分	揺れ	液状化	人口造成地	津波	山崖崩れ	火災
棟数	約 90	約 40	—	約 3400	約 90	—

■半壊棟数

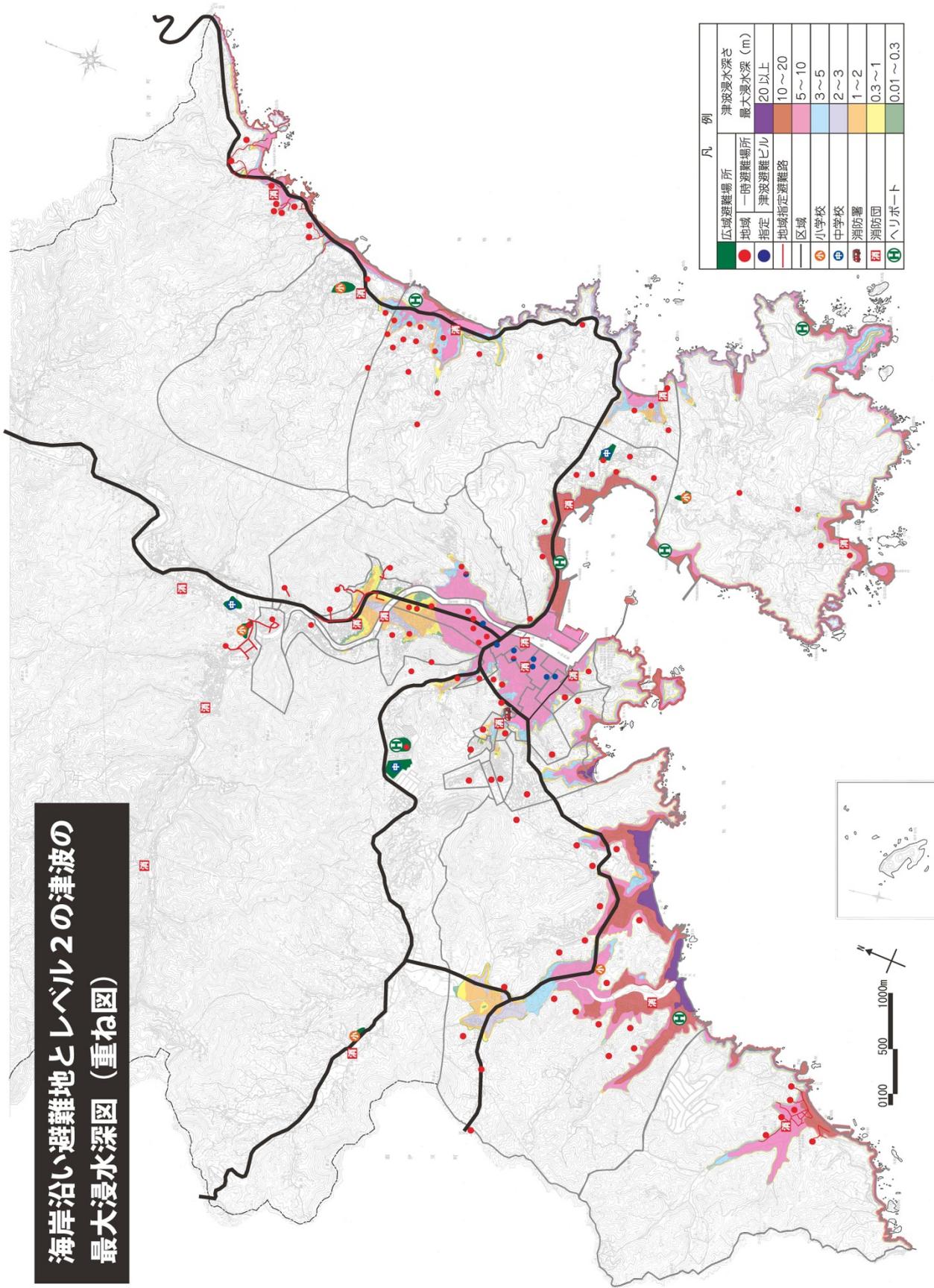
区分	揺れ	液状化	人口造成地	津波	山崖崩れ	火災
棟数	約 600	約 90	—	約 600	約 200	—

■死者数

区分	建物崩壊	津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀転倒・屋外落下物
人数 (早期避難率低)	約 10	約 5100	約 10	—	—
人数 (早期避難率高)	約 10	約 2000	約 10	—	—

(資料:静岡県第4次地震被害想定調査)

海岸沿い避難地とレベル2の津波の
最大浸水深図（重ね図）



2) 土砂災害等

(1) 過去の土砂災害等の災害事例

■過去の高潮による災害事例

1961年9月16日(昭和36年)	第2室戸(18号)台風
吉佐美の大賀茂川が逆流、床下浸水21戸、田畑冠水30haの被害を生じた。	
1979年10月19日(昭和54年)	台風20号
床上浸水9戸、床下浸水99戸の被害があった。	

(資料:静岡県地震防災センターHP)

■過去の台風による災害事例

1940年7月13日(昭和15年)	
被害は伊豆半島南部で大きく、下田町では床上浸水1,500戸、床下浸水1,500戸に達した。	
1952年6月23日(昭和27年)	ダイナ台風
御前崎から駿河湾北部を通過し、石廊崎で南西の風36.8m/sを観測した。下田地方では、漁船3隻が沈没、多数が大破して行方不明2人。稲梓村で多数の家屋が破損、竹麻村全壊2戸、稲生沢村全壊1戸、半壊2戸、上河津村全壊、住家損壊多数、浜崎村家屋破損60戸、白浜村全壊1戸のほか田畑冠水、道路の決壊など被害甚大であった。	
1958年9月26日(昭和33年)	狩野川(22号)台風
伊豆半島一帯で被害甚大で、死者行方不明1,000人以上にのぼったが、そのうち下田では、死者3人、負傷者2人、全壊3戸、半壊8戸、流失2戸、床上浸水322戸、床下浸水568戸、田畑流埋2haである。	

(資料:静岡県地震防災センターHP)

■過去の豪雨による災害事例

1975年10月8日(昭和50年)	
伊豆半島中部で200~300mmの雨量があった。家屋の被害は全壊1戸、半壊6戸:計7戸、床上浸水767戸、床下浸水1,009戸などである。	
1976年7月10日(昭和51年)	
伊豆地方中・南部で大雨。10日9時~12日9時の雨量は400~500mm(平地・海岸地方で多く、山間部が少なかった)。被害は、死者10人、行方不明3人、負傷者22人、家屋の全壊21戸、半壊19戸、流失1戸:計41戸、床上浸水2,692戸、床下浸水3,212戸、道路損壊176箇所、橋梁流失24箇所、堤防決壊207箇所、山(崖)崩れ327箇所に及んだ。	
1991年9月10日(平成3年)	
低気圧による雨雲が発達、下田市街地では大した降雨はなかったが、数Km離れた山間部では数時間大雨が続くというきわめて局地的な豪雨となった。下田市落合地区で土砂崩れにより、家屋が崩壊するなどした。下市内では死者4人、全壊18戸、半壊9戸、床上浸水44戸、床下浸水123戸の被害となった。	

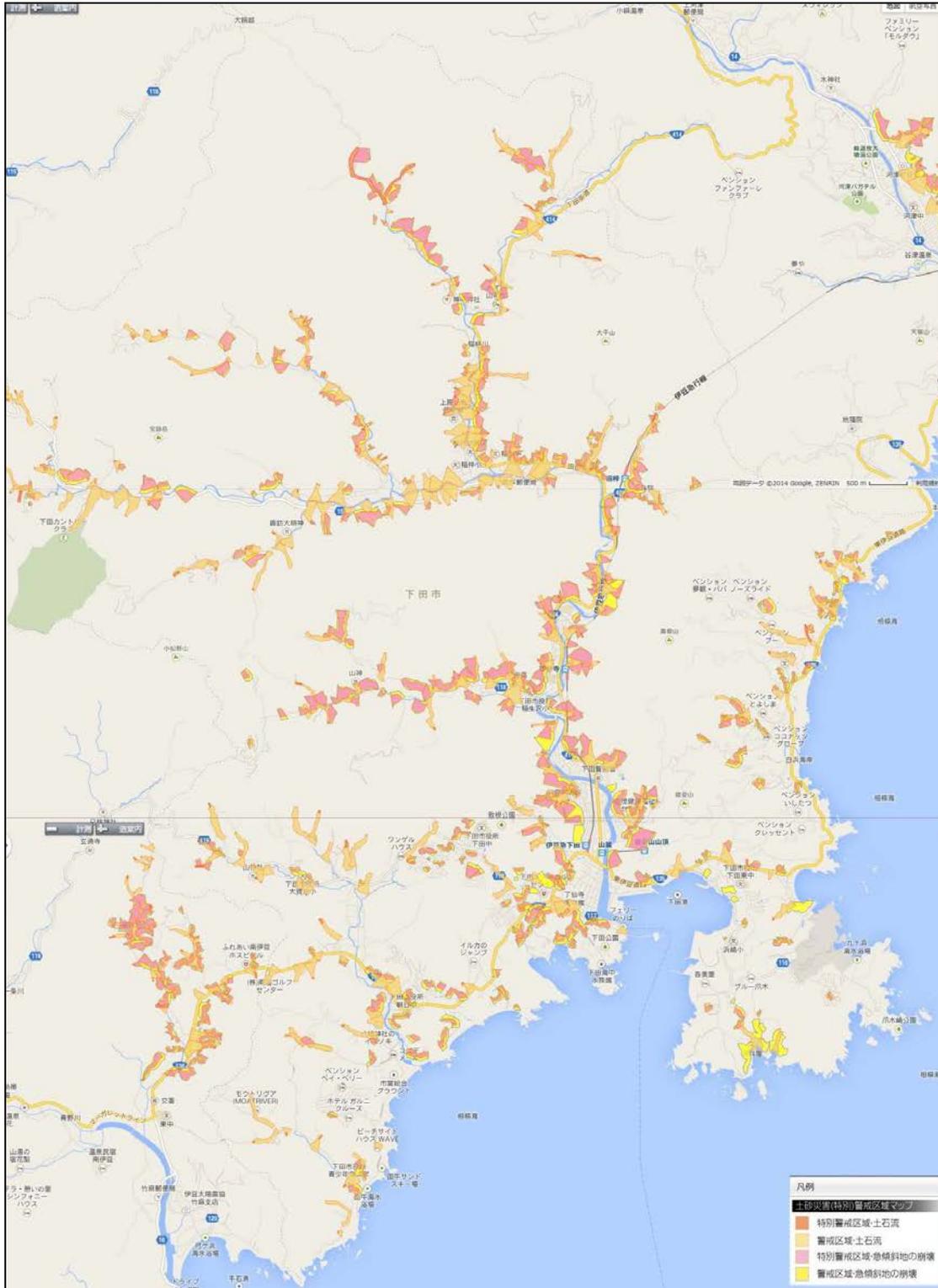
(資料:静岡県地震防災センターHP)

(2) 土砂災害(特別)警戒区域

- 土砂災害(特別)警戒区域は、土砂災害特別警戒区域が462か所、土砂災害警戒区域550か所指定されている。
- 地球温暖化に伴い、全国的にゲリラ豪雨や大型台風並びに突風(竜巻)などが発生しやすい時代となっていることから、定期的な巡回による被害の未然防止並びに、早期の避難連絡体制による、市民の生命・財産等の安全を守ることが重要である。

■土砂災害(特別)警戒区域

(資料:静岡県統合基盤地理情報システム)



8. 市街地の変遷

1) まちの歴史・沿革

[まちの歴史]

- 古くから関東と関西を結ぶ航路の重要な寄港地として発展し、徳川幕府もここに奉行所を置いた。幕末はアメリカ・ロシア使節の来港、ハリスの領事館設置等により、幕末開国史の舞台として展開した。その後、他港開港により一時衰退したが、明治以降は、伊豆地域の産物の移出港として復航し、昭和に入ってから、天城新道を始めとする道路整備、下田～大島間就航などを経て、昭和 36 年には伊豆急行が開通し、温泉・歴史・自然などを中心とした観光地として発展し始めた。
- 昭和 30 年に下田・稲梓・稲生沢・白浜・浜崎・朝日の6町村が合併して下田町となり、昭和 46 年、市制を施行して誕生した。

■下田市近世史

年代	西暦	事 項
応永6	1399	下田八幡神社に、鰐口奉納される。(下田村の初見)
天正16	1588	後北条氏、豊臣方水軍の東征に備えて下田城を築く。
天正18	1590	3月上旬豊臣方水軍、下田城へ押し寄せる。 4月下旬下田開城、城将清水康英は河津林際寺へ身を寄せる。 7月 小田原開城、後北条氏滅亡、秀吉の天下になる。 8月 家康旗下、戸田忠次、下田五千石の領主となる。
元和元	1615	家康、大坂夏の陣に備え今村伝四郎に下田警備を命ずる。
元和2	1616	初代下田奉行今村彦兵衛、須崎に遠見番所を置く。
元和9	1623	大浦に遠見番所が移る。
寛永12	1635	今村伝四郎正長、了仙寺創建。
寛永13	1636	大浦の御番所を改築し船改番所とし、上下の廻船を検問する。
正保2	1645	今村伝四郎正長、武ヶ浜浪除を普請。
寛文4	1664	石野八兵衛、大浦切通しを開削、残土で坂下町ができる。
寛文8	1668	今村伝三郎正成、開削の残金で水道木管を敷設。
天和3	1683	服部久右衛門、井戸水利用に換え、水道木管を掘り出して辻木戸を作る。
貞享5	1688	日向の御用船、積荷を捨てた責任をとり、船頭等16人が切腹、大安寺を墓所に。
享保6	1721	2月 御番所が浦賀に移り、下田奉行が廃止。
寛政5	1793	3月 松平定信、伊豆海防見分、谷文晁『公余探勝図』。
天保13	1842	12月 下田奉行復活、初代小笠原加賀守。
天保14	1843	4月 幕府は州佐里崎・狼煙崎、沼津藩は三穂ヶ崎に御台場築造。 9月 下田町書役、平井平次郎『下田年中行事』87巻完成。
弘化元	1844	2月 下田奉行は、二代土岐丹波守をもって廃止。

年代	西暦	事 項
嘉永6	1853	6月3日 ペリー、浦賀に来航。 7月18日 プチャーチン、長崎に来航。
嘉永7	1854	1月12日 ペリー、軍艦9隻で浦賀へ再来航。 3月3日 日米和親条約12ヶ条、神奈川で締結、下田開港。 3月18日からペリー艦隊7隻、順次下田来航。 3月22日 下田奉行再々置、初代奉行に都築駿河守、井上信濃守。 (宝福寺、稲田寺が仮奉行所となる。 3月24日 ペリー、上陸して了仙寺で饗応を受ける。 3月27日 吉田松陰「踏海の企て」、柿崎弁天島より漕ぎ出すも失敗。 5月22日 日米和親条約付録下田条約13ヶ条を了仙寺で調印、欠乏品の供給。 6月1日 ペリー、目的を達して下田を去る。 10月15日 プチャーチン、ディアナ号で下田に入港。 11月3日 第1回日露交渉、福泉寺で行う。 11月4日 大地震・大津波で下田は壊滅状態、ディアナ号大破。
安政元	1854	11月27日 「嘉永」から「安政」へと改元。 12月21日 日露和親条約9ヶ条と付録4ヶ条を長楽寺で締結。
安政2	1855	3月 プチャーチン、ヘダ号で帰国。 12月 下田奉行所、中村に完成。
安政3	1856	7月21日 ハリス、駐日総領事として下田来航。 7月25日 ハリス、御用所で饗応を受ける。日米双方11人ずつ列席。 8月5日 ハリス、玉泉寺入り、玉泉寺は日本最初の米国総領事館となる。
安政4	1857	5月22日 お吉、玉泉寺へ支度金25両で出仕。 5月26日 下田協約が締結される。(日米貨幣交換比率改定) 10月7日 ハリス、下田を発ち天城・箱根を越えて江戸へ。
安政5	1858	6月19日 日米修好通商条約、ポーハタン号艦上で締結。
安政6	1859	5月2日 横浜開港、ハリス下田を去り、玉泉寺領事館閉鎖。 12月 下田開港場と奉行所が閉鎖。
文久2	1862	下岡蓮杖、横浜野毛に写真館を開く。
明治3	1870	11月 神子元島灯台点灯。
昭和9	1934	4月 開港80周年記念、第1回黒船祭。
昭和36	1961	12月 伊豆急、伊東一下田間開通。
昭和46	1971	1月 下田市制施行。 11月 須崎御用邸完成。
昭和54	1979	6月 カーター米国大統領、下田でタウンミーティング。

資料：下田の歴史年表（下田市役所公式サイトより）

2 都市計画マスタープラン市民アンケート

まちづくりに関する市民の意向を把握するため、下田市民15歳以上75歳未満の男女1,200名を対象に、アンケート調査を実施した。

市民アンケートによると、現在の場所に住み続けたいという定住意向が高いなか、「既存の住宅地の居住環境の向上」、「中心市街地の商店街等の維持・活性化」、「伊豆縦貫自動車道の整備」は市民が抱えている大きな課題であり、課題の解決が必要である。

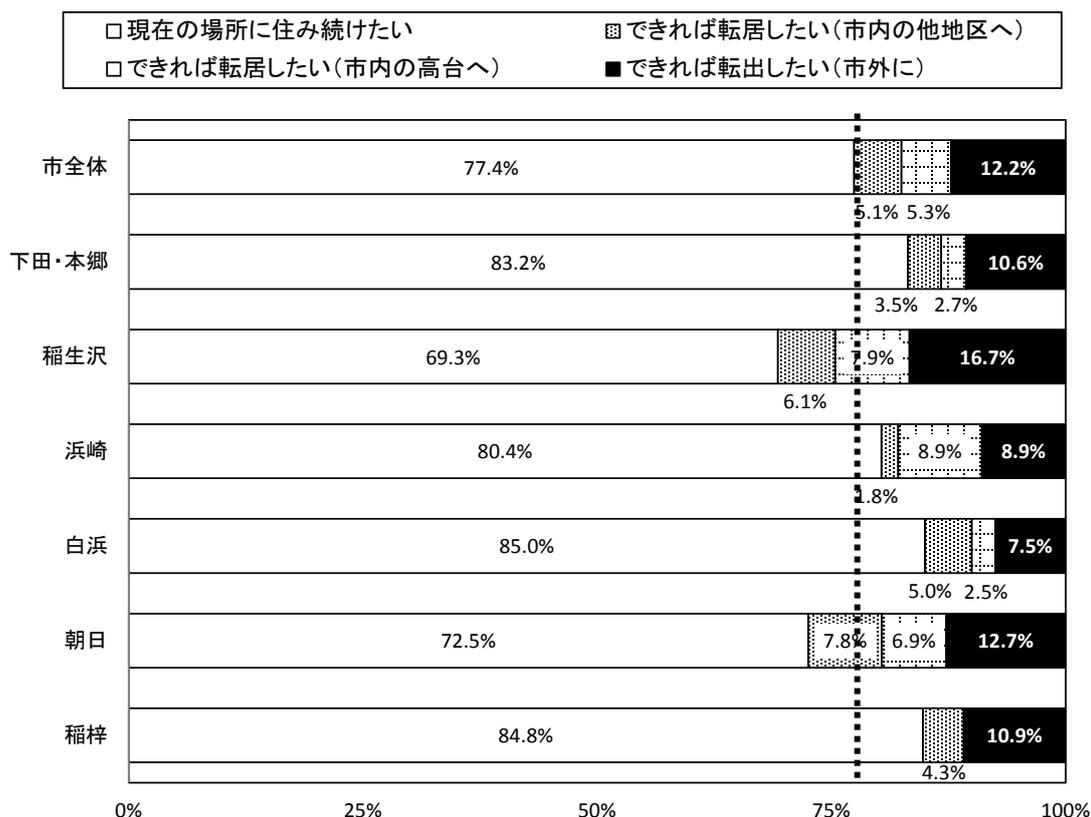
1. アンケート調査の方法と回収率等

- 配布数 1,200件（宛先不明10件）
- 有効回答数 468件（有効回答率39.3%）
- アンケート期間 平成26年2月4日（火）～平成26年2月21日（金）

2. アンケート結果

問 これからも、現在の場所に住み続けたいと思いますか

エリア別将来も現在の場所に住み続けたいか

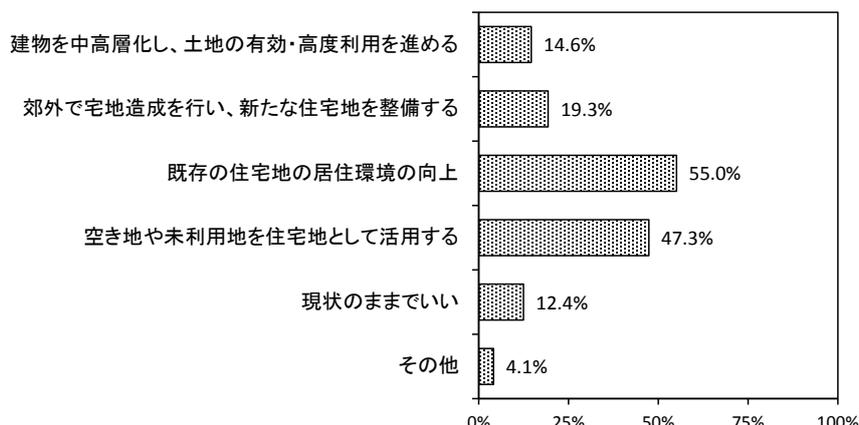


- 「現在の場所に住み続けたい」が最も多く77.4%、次いで「できれば転出した(市外に)」が12.2%となっている。

問 住宅地の整備について何を重視すべきだと思いますか（2つまで）

- 「既存の住宅地の居住環境の向上」が最も多く55.0%、次いで「空き地や未利用地を住宅地として活用する」が47.3%、「郊外で宅地造成を行い、新たな住宅地を整備する」が19.3%となっている。

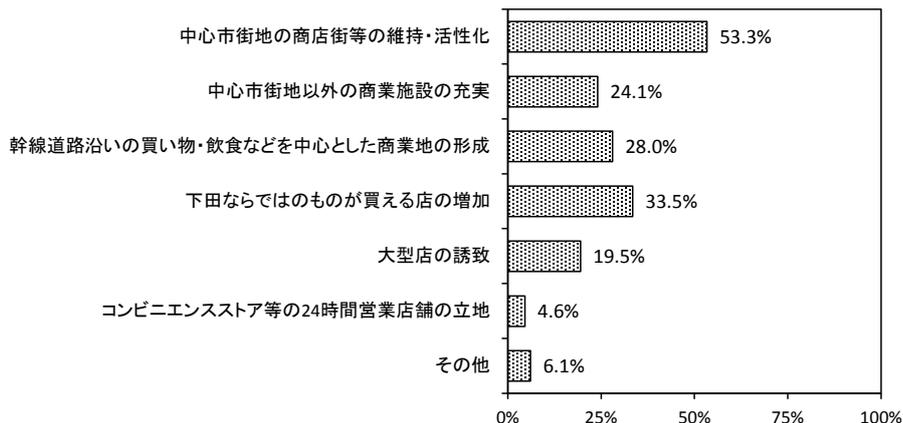
住宅の整備について



問 商業地について何を重視すべきだと思いますか（2つまで）

- 「中心市街地の商店街等の維持・活性化」が最も多く53.3%、次いで「下田ならではのものが買える店の増加」が33.5%、次いで「幹線道路沿いの買い物・飲食などを中心とした商業地の形成」が28.0%となっている。

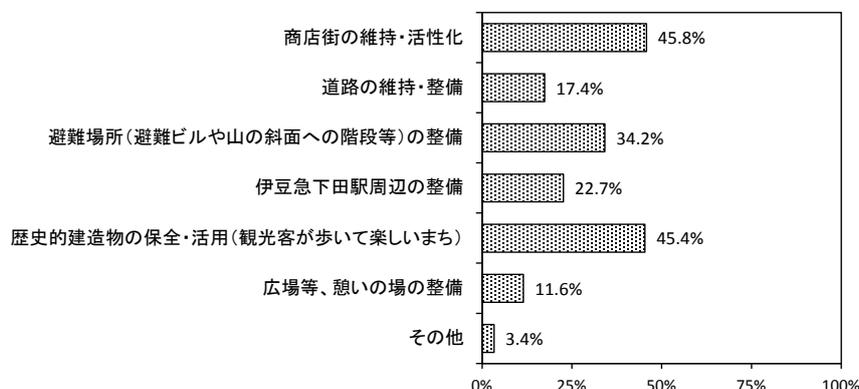
商業地について



問 中心市街地について何を重視すべきだと思いますか（2つまで）

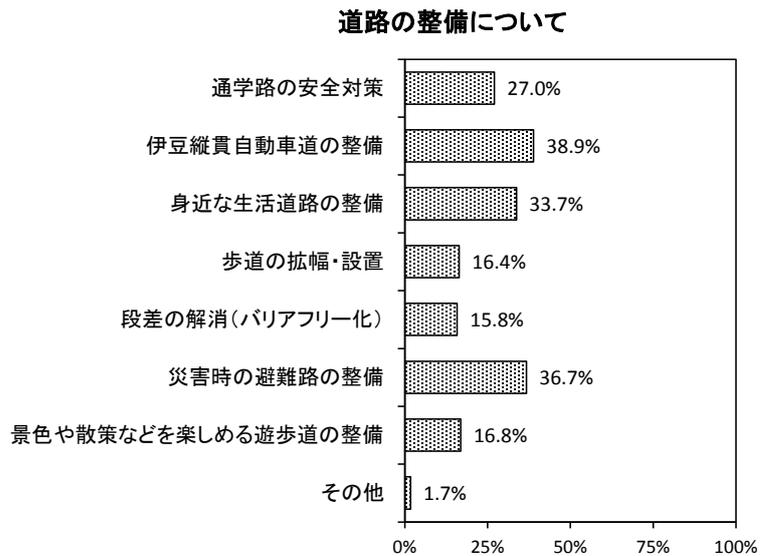
- 「商店街の維持・活性化」が最も多く45.8%、次いで「歴史的建造物の保全・活用（観光客が歩いて楽しいまち）」が45.4%、次いで「避難場所（避難ビルや山の斜面への階段等）の整備」が34.2%となっている。

中心市街地について



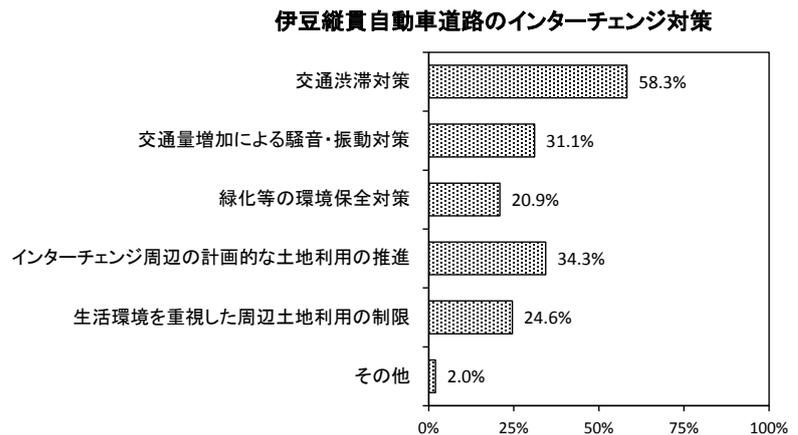
問 道路の整備について何を重視すべきだと思いますか（2つまで）

- 「伊豆縦貫自動車道の整備」が最も多く 38.9%、次いで「災害時の避難路の整備」が 36.7%、「身近な生活道路の整備」が 33.7%となっている。



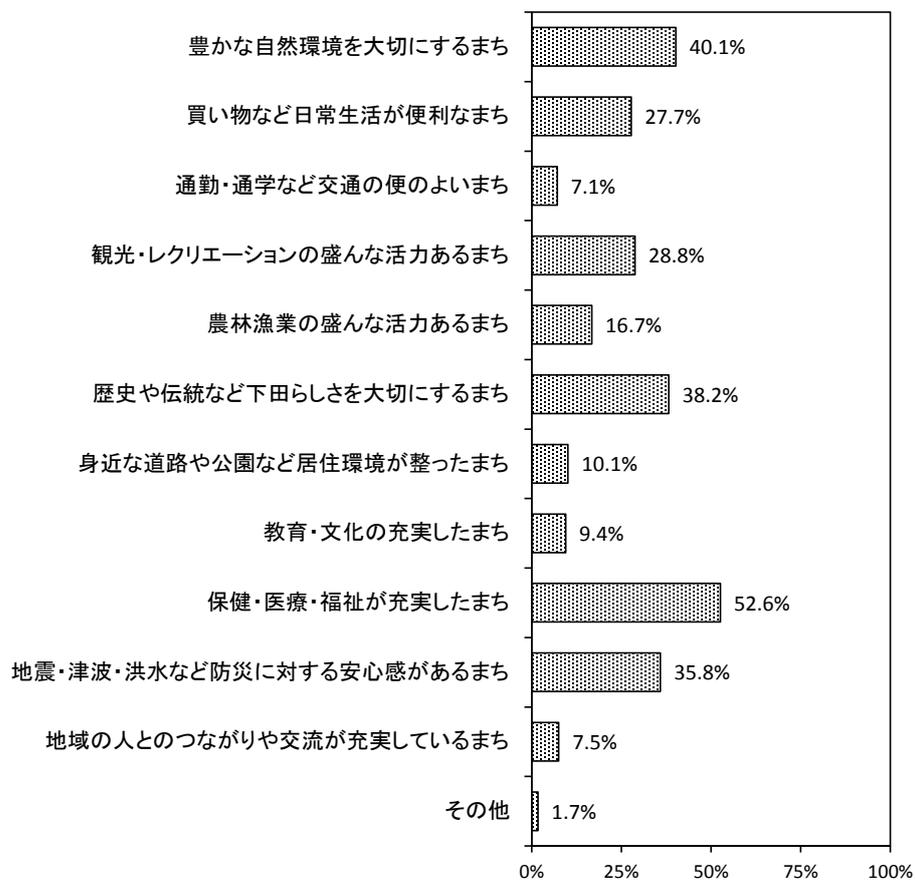
問 伊豆縦貫自動車道のインターチェンジが建設されるにあたり、どのような対策が重要だと思いますか（2つまで）

- 「交通渋滞対策」が最も多く 58.3%、次いで「インターチェンジ周辺の計画的な土地利用の推進」が 34.3%、「交通増加による騒音・振動対策」が 31.1%となっている。



問 あなたがこうなってほしいと思う下田市のイメージはどれですか

下田市のイメージ



- 「保健・医療・福祉が充実したまち」が最も多く 52.6%、次いで「豊かな自然環境を大切にするまち」が 40.1%、「歴史や伝統など下田らしさを大切にするまち」が 38.2%となっている。

全体構想編

全体構想編

1 都市づくりの目標

1. 都市づくりに向けた基本的な考え方

下田市は、天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然や歴史、文化に恵まれた都市である。これらの恵みを受け、活かしながら下田のまちは歩んできた。

そのようななか、地震津波の被害を予測し、津波の浸水被害区域を想定した「静岡県第4次地震被害想定」が公表された。人命を第一に守るための備えを行うとともに、今のまちづくりにも一層力を注ぎ、災害が起きても、住み続けたいまち“しもだ”となるような都市づくりが重要となってきた。

また、幕末、「第1の黒船」である米国ペリー提督率いる黒船の来航。1961年（昭和36年）「第2の黒船」である伊豆急行の開通。そして「第3の黒船」として伊豆縦貫自動車道という新たな交通軸の整備が進んでいる。この「第3の黒船」を好機ととらえ、予想される大規模地震や津波等への対応、今のまちづくりに活かすための方策が必要となっている。

そのなかで下田の自然・歴史・文化が観光資源としてだけでなく、暮らす人にとっても身近に親しめる対象となるような地域づくりを行い、下田で暮らす人と来訪者との交流によりにぎわいあるまちとなるような都市づくりを目指していく。

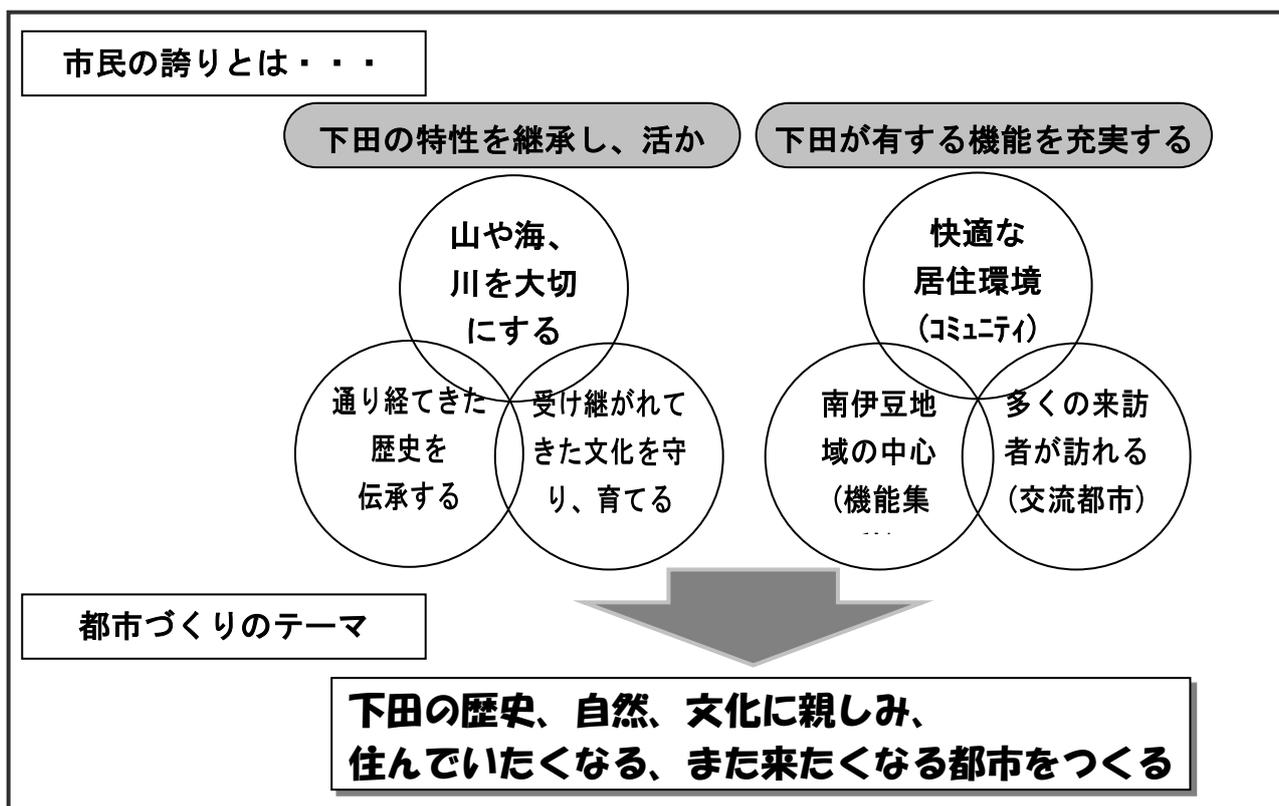
第4次下田市総合計画では、まちづくりの基本理念を「下田を愛する、市民を始めとする幅広い人の参加により、本市の持つ自然や歴史、文化を活用し、市民一人ひとりが誇りを持って暮らすことのできるまちづくり」として設定している。

本計画においては、下田市の都市づくりの課題等を踏まえ、まちづくりの基本理念に即し、『市民一人ひとりが誇りを持てる都市づくり』を都市づくりに向けた基本的な考え方として設定する。

2. 都市づくりのテーマ

都市づくりに向けた考え方にある“市民の誇り”を醸成していくため、これからの都市づくりにおいては、下田の自然や歴史、文化を継承し、親しむとともに、下田が有している交流都市・南伊豆地域の中心都市、快適な都市としての機能を充実していくことが大切である。

そこで、都市づくりのテーマを「下田の歴史、自然、文化に親しみ、住んでいitくなる、また来たくなる都市をつくる」と設定し、都市づくりを進めるものとする。



3. 都市づくりの基本目標

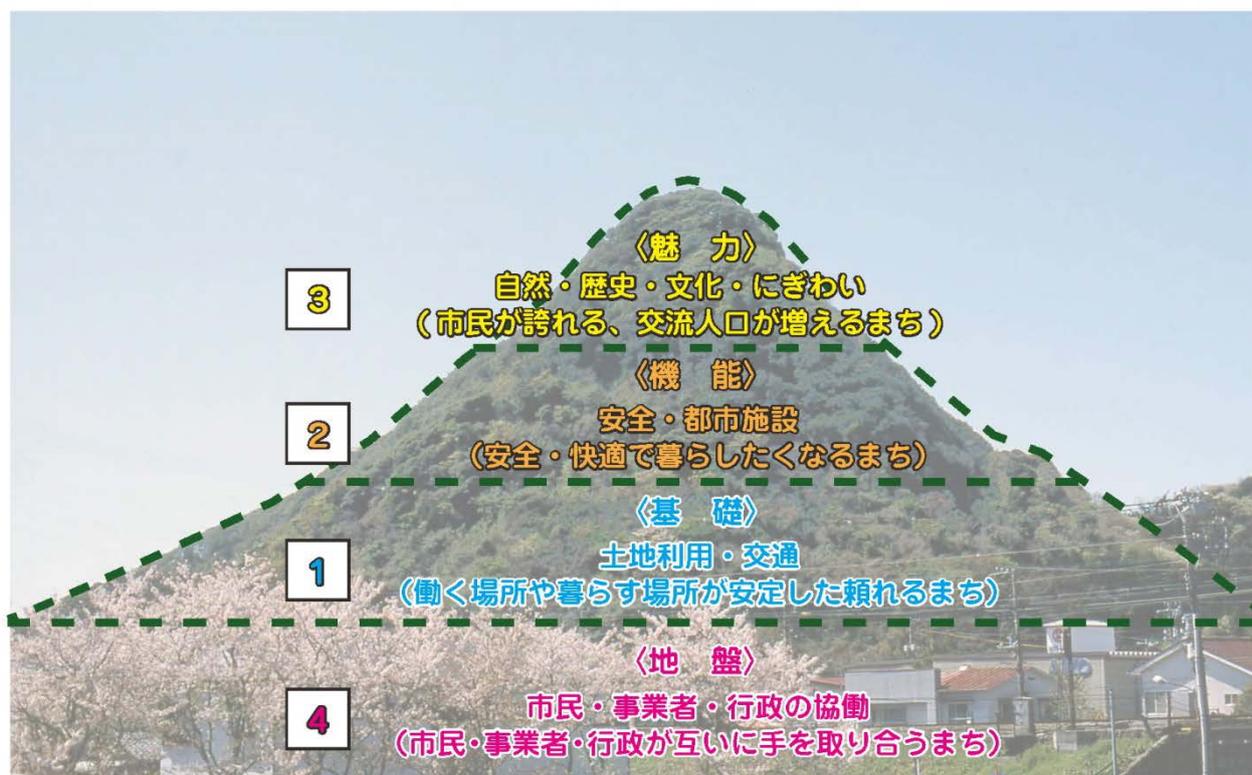
1) 都市の基本構成

将来の下田市において、前項に示したテーマを実現するため、以下の目標をたてて将来の都市構成を、「基礎」・「機能」・「魅力」とそれを支える「地盤」と想定し、それぞれの項目について、目標を設定することとした。

1. 「基礎」は、都市の環境や活動を支えるものであり、都市における土地利用・交通が対応する。
2. 「機能」は、「基礎」の上に構築される、暮らしを支えるうえで都市が備えているべきものを意味し、安全や都市施設が該当する。
3. 「魅力」は、住んでよかった・来てよかったと思えるまちとするための要素、即ち自然・歴史・文化・にぎわいを取り上げる。
4. 「地盤」は、都市づくりを支えるための母体となる市民・事業者・行政の係わりや体制のありかたを示す。

それぞれの項目における目標は下図に示すとおりである。

■都市の基本構成図



2) 都市づくりの基本目標

都市づくりの基本理念、都市づくりのテーマを踏まえ、都市の基本構成に基づき、都市づくりを進める上での基本目標を以下のように定める。

1 働く場所や暮らす場所が安定した頼れるまち 「基礎」

下田という地域に魅力を感じたとき、下田で働き、下田で暮らすことができるための環境があり、休日は、人生を楽しむことができる環境がある、一生を通して安定して生活できるような土地利用計画をつくる。また、公共交通の充実などにより、高齢者が地域の一員として自立して暮らすことができる環境を整備する。そして、進学などで一時的に市外に出ても戻りたくなる、下田に住んでよかったと思われるような、頼れる都市づくりを行う。

2 安全・快適で暮らしたくなるまち 「機能」

子供や若者、高齢者など、性別や国籍を問わず様々な人が、日々の危険や災害におびえることなく、心身ともに安全だと感じ、快適で暮らしたくなる、暮らし続けたいと思う環境を創出する。

3 市民が誇れる、交流人口が増えるまち 「魅力」

国際的な都市間競争に勝ち抜くためにも、各地域の特色ある環境や、身近にある大自然、壮大な歴史・文化が感じられるまちづくりに取り組み、若者から高齢者まで、誰もが誇れる、世界中から来訪者が訪れるまちを創出する。

4 市民・事業者・行政が互いに手を取り合うまち 「地盤」

市民・事業者・行政が、共通した都市の将来像を描きながらまちづくりを進め、互いを補い、協力しながら下田のまちを作りあげていく。

3) 将来フレーム

(1) 定住人口

本市の人口は、少子高齢化に加え、市内への転入者より市外への転出者が多いことから、加速して人口減少が進んでいる。直近5年の人口動向並びに出生等を基準とした「コーホート法」等に基づく推計によると平成42年の定住人口は18,500人となり、放置すると人口はさらに減少してしまう。

日本の人口が減少しているなかで、人口を右肩上がりに増加させることは難しい。

本計画では、土地利用計画を中心とした施策を実施することにより人口減少に歯止めをかけ、推計よりわずかでも人口を増やし、住み続けたい、訪れたい下田を目指す。

伊豆縦貫自動車道を活用した通勤圏の拡充、サテライトオフィスや商業施設等の誘致に伴う新規雇用の増加により、一時的に進学等で下田を出た若者が、卒業後下田へ戻ってくることで転出者の減少を図る。また、田舎暮らしをしたい移住者等を空き家等で受け入れることにより、家族ぐるみでの流入を増やす。

上記施策等の実施、平成40年(2028年)に伊豆縦貫自動車道河津下田道路1期が完成する想定のもと、平成42年(2030年)の人口を次のように設定する。

平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成32年 (2020年)	平成42年 (2030年)
29,103人	27,798人	26,557人	25,013人	23,000人	20,000人

※平成7年、12年、17年、22年は国勢調査

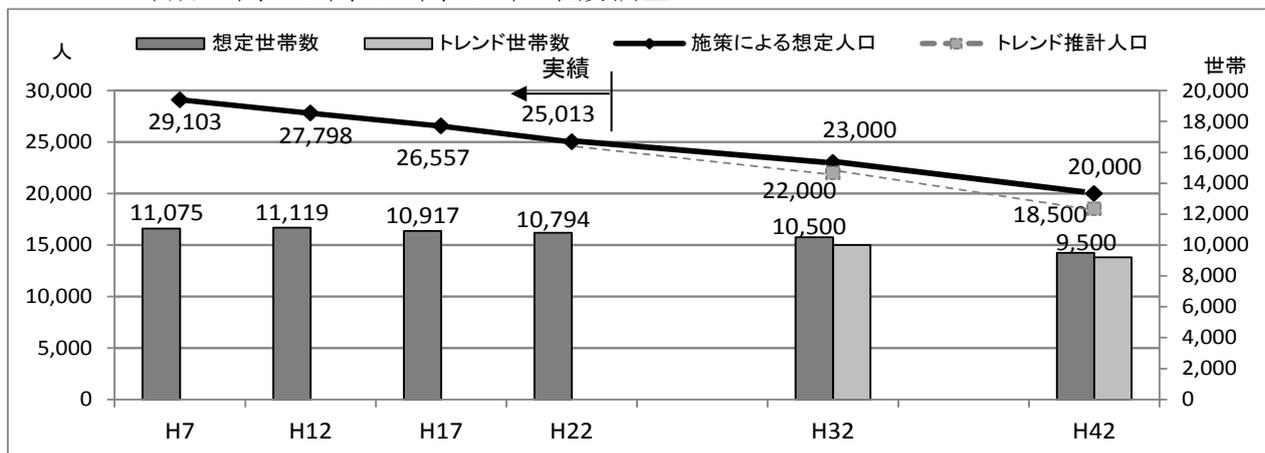
※本計画に基づく推計値であり、他の計画における推計値を制限するものではない。

(2) 世帯数

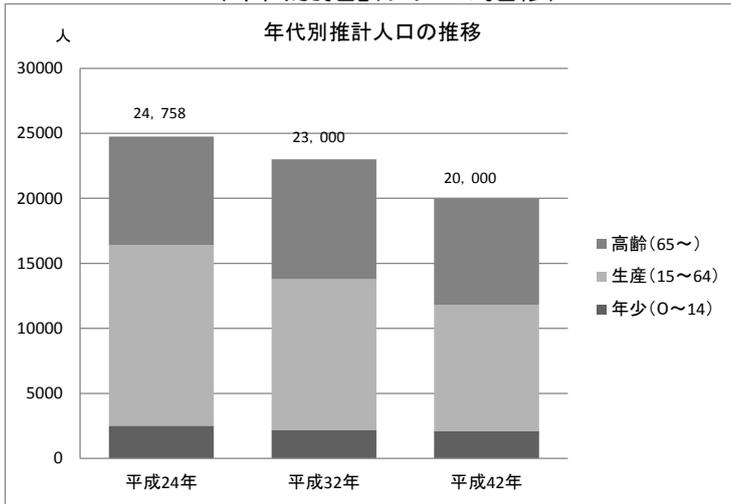
下田市の世帯人員は、高齢化や少子化、転出により減少し、平成22年で2.32人/世帯となっている。今後も、同様の傾向が続くことが想定されるが、各種施策の実施により徐々に緩やかになると想定し、次のように設定する。

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成32年 (2020年)	平成42年 (2030年)
世帯数(世帯)	11,075	11,119	10,917	10,794	10,500	9,500
世帯人員(人/世帯)	2.63	2.50	2.43	2.32	2.19	2.11

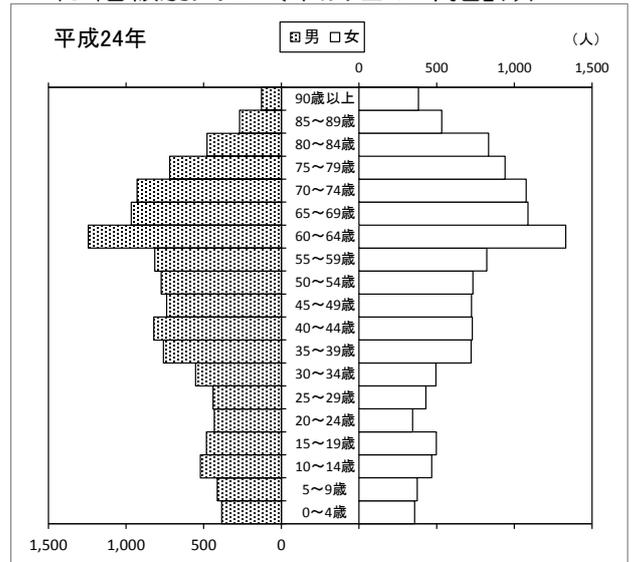
※平成7年、12年、17年、22年は国勢調査



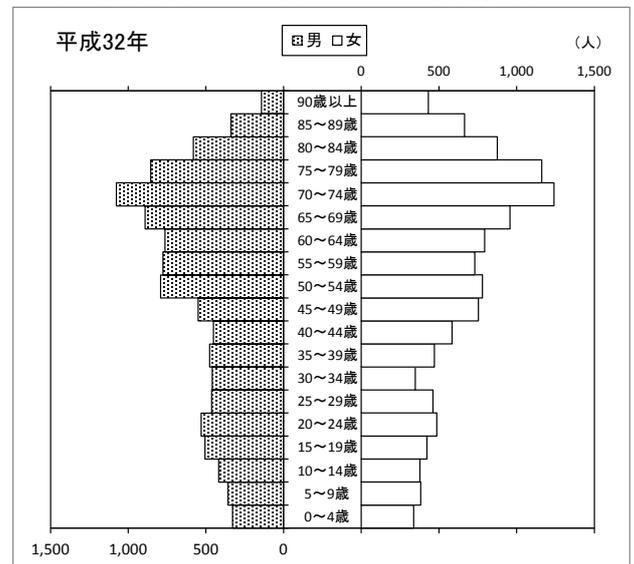
〈年代別推計人口の推移〉



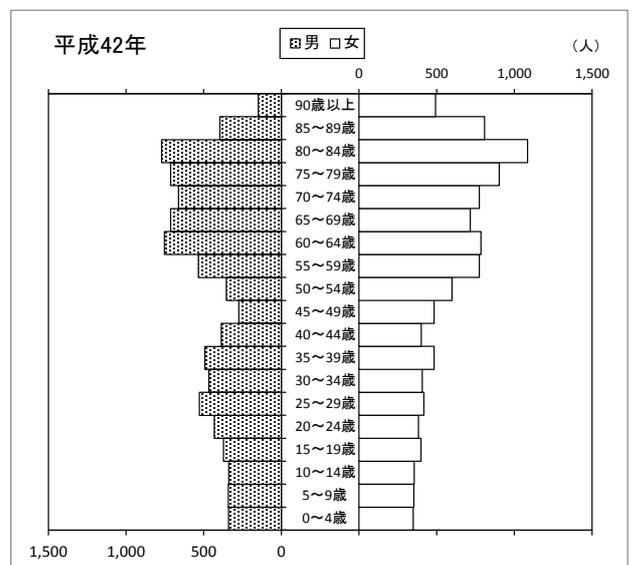
〈5階級別人口（平成24年推計）〉



〈5階級別人口（平成32年推計）〉



〈5階級別人口（平成42年推計）〉



4. 目指す都市の将来の姿

1) 将来の都市構造

下田市の目指す将来の都市構造は、各地域の特性を踏まえた土地利用を進めるため、人々が集い、活動する場所の中心となる都市拠点として、下田中心市街地、武ガ浜臨海部を位置づける。

核となる集落を地域拠点、自然環境が豊かな地域を「特出すべき自然環境拠点」として位置づけ、各拠点の個性を引き出す都市づくりを展開する。

また、伊豆縦貫自動車道をはじめとする道路網や海上交通の機能を充実することにより、拠点間、拠点と自然環境・農業地、拠点と他都市との有機的な結びつきを強め、下田市の持つ特徴を最大限に活かした多極ネットワーク型コンパクトシティを形成する。

<土地利用ゾーン>

各地域の特性を踏まえ、市域を7つのゾーンに区分する。

- (1) **中心市街地**…市民文化会館周辺、伊豆急下田駅周辺、武ガ浜
- (2) **周辺市街地**…蓮台寺、柿崎、六丁目周辺の市街地
- (3) **集落居住地**
 - 大規模集落…吉佐美、白浜、大賀茂、箕作周辺の比較的大規模な集落
 - 主な集落地…外浦、須崎、田牛、大沢、須原、加増野
- (4) **農業地**
 - 集団的農地…稲梓地区及び朝日地区
 - 緩斜面や丘陵地の果樹園
- (5) **海岸線・背後緑地**…富士箱根伊豆国立公園を中心とする海岸線と背後の緑
- (6) **市街地を囲む緑地**…寝姿山、双乳山、下田富士等の市街地周辺の緑（風致的緑地）
- (7) **森林・丘陵地**…稲梓、稲生沢、白浜地区の一带に広がる森林や須崎、田牛地区等に広がる丘陵地

<拠点>

人々が集い、様々な活動を行う場所を拠点として位置づける。

- (1) **都市拠点**…行政、商業業務、文化、交流等の拠点
⇒下田中心市街地、臨海部の新拠点市街地
- (2) **地域拠点**…地域住民の生活の拠点、地域活動による交流の拠点
⇒蓮台寺、白浜、吉佐美、大賀茂、柿崎、須崎、稲梓（箕作周辺）
- (3) **特出すべき自然環境拠点**…自然環境豊かな拠点
⇒下田港周辺、蓮台寺温泉周辺、白浜海岸周辺、吉佐美海岸周辺

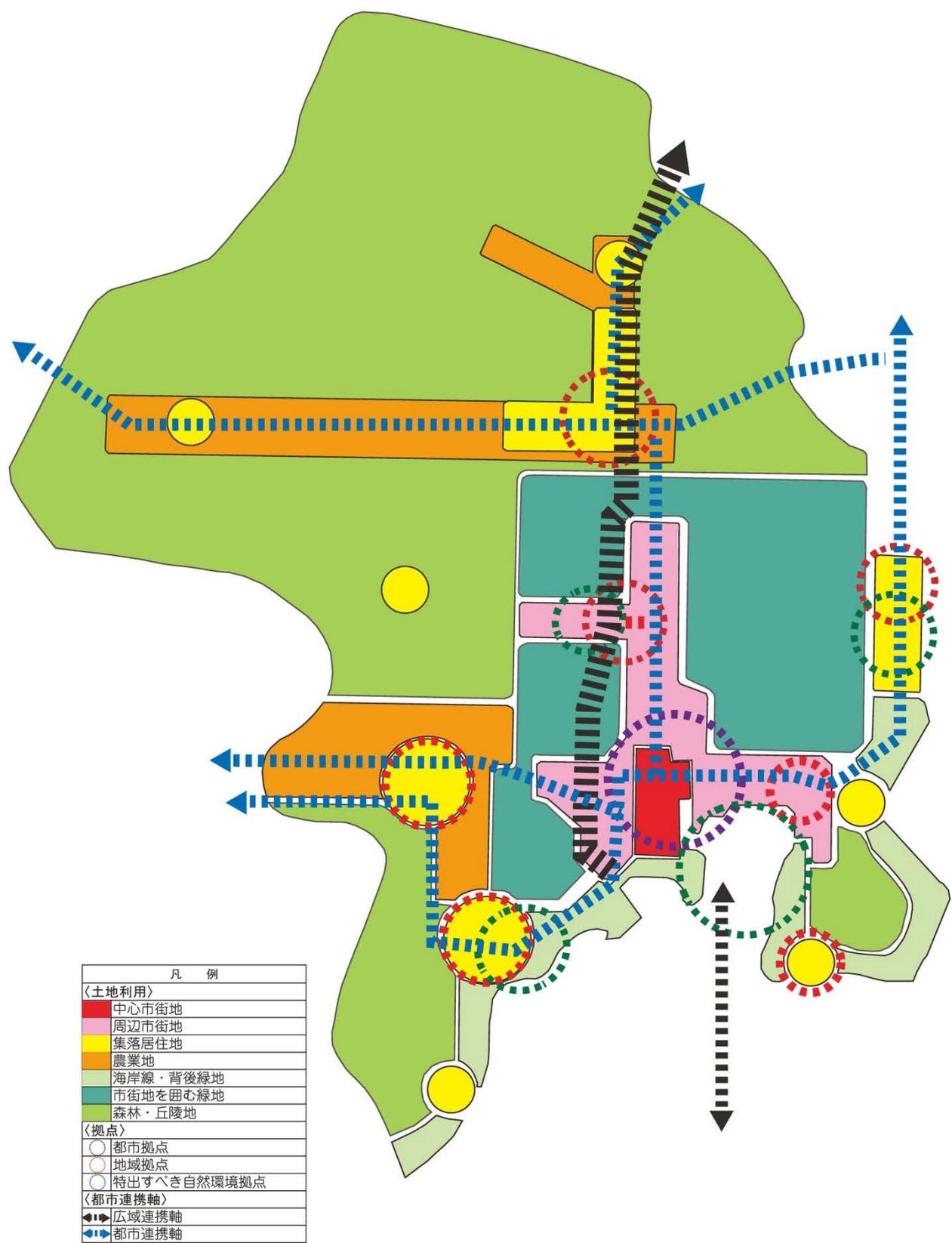
<広域連携軸>

他都市との連携を強化するための軸を広域連携軸として位置づけ、高規格幹線道路網や航路を配置する。

<都市連携軸>

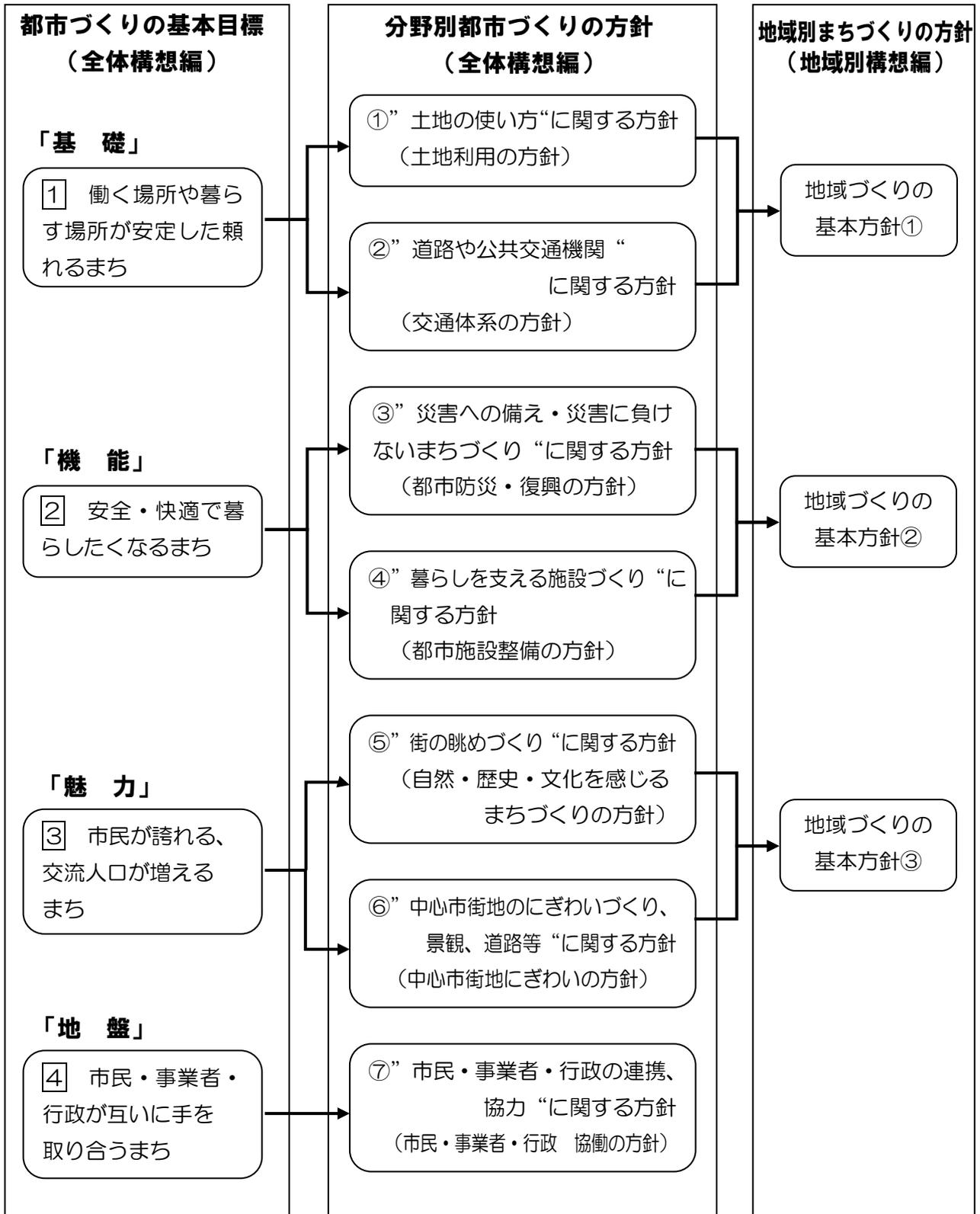
周辺市町や各拠点間の連携を強化するための軸を都市連携軸として位置づけ、幹線道路網を配置する。

下田の将来都市構造図



2 分野別都市づくりの方針

都市づくりの基本目標で描いたまちは、分野別都市づくりの方針に基づいて事業等を行うことにより実現を目指す。



1. 土地利用の方針

(“土地の使い方”に関する方針)

1) 基本的な考え方

- (1) 市街地
- (2) 沿岸部
- (3) 山間部
- (4) インター周辺

2) 基本方針

(1) 市街地

①中心市街地

- 住宅と商業が共存する中心市街地として、都市機能の充実を図る。

②中心市街地周辺部

- 都市基盤の整備状況に合わせ、商業地等を形成するとともに、良好な住環境を創出する。

(2) 沿岸部

①海岸

- 「富士箱根伊豆国立公園」を中心とする海岸線の景観を保全するとともに、砂浜等については、レジャーを楽しむための環境整備を進める。

②下田港周辺

- 自然環境と都市、港湾が調和する場所として、交流機能を充実する。

③大規模集落（白浜地区、吉佐美地区）

- 美しい海がある地域の生活拠点としての機能充実を図る。

④既存集落地・住宅団地（外浦、須崎、田牛）

- 周辺環境との調和を踏まえ、住環境の維持・向上を図る。

(3) 山間部

①森林

- 森林の持つ諸機能の維持・向上を目指し、良好な森林を保全するとともに、適正な管理・活用による森林環境の創出を図る。

②河川

- 市民や来訪者が憩える、河川景観や水辺空間を創出する。

③農地

- 一団性のある農地については、優良農地として保全する。

④大規模集落（大賀茂地区、箕作地区）

- 美しい里山がある地域の生活拠点としての機能充実を図る。

⑤既存集落地・住宅団地（大沢、落合、北湯ヶ野、横川、加増野、須原）

- 周辺環境（農地等）との調和を踏まえ、住環境の維持・向上を図る。

(4) インター周辺

①保全活用エリア

- 伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ周辺は、地域の状況を踏まえて、利便性を活用した土地利用や環境の保全を図る。

3) 整備方針

(1) 市街地

<p>①中心市街地 (住・商共存地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊豆急下田駅周辺 市民文化会館周辺 武ガ浜地区 	<ul style="list-style-type: none"> 伊豆急下田駅周辺は、商業・業務施設や観光・サービス施設の配置を進め、世界中からの来訪者をもてなす下田の玄関口としての機能充実を図る。 市民文化会館周辺や武ガ浜地区は、住宅と商業、業務、文化、医療、教育、娯楽など各種の機能が共存する市街地を誘導する。 下田の中心部は、歴史や文化を活かしたまちづくりを行う。 利便性のよい市街地に空き家などを活用したサテライトオフィス等の誘致を行う。
<p>②中心市街地周辺部</p> <p>商業地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道 135 号、414 号沿い <p>住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅地 (五丁目, 六丁目, 河内, 中, 高馬, 立野, 柿崎) 区画整理実施地区 住宅団地 敷根地区 蓮台寺地区 	<ul style="list-style-type: none"> 柿崎地区の国道 135 号沿いは、沿道サービスと宿泊施設の共存する商業地を形成する。 国道 414 号沿いは、沿道型の商業施設を含む土地利用を進める。 既存住宅地は、商業・業務施設、公共公益施設等が立地する利便性の高い住宅地として、生活道路や公園等の生活基盤の整備や中低層の建築物の誘導、周辺の自然環境の保全により、自然環境と調和した市街地を形成する。 中地区及び本郷地区の土地区画整理事業が実施された地区は、ゆとりある住宅地を維持する。 丘陵地等に分譲された住宅団地は、良好な住環境を維持する。 敷根地区は、工場や倉庫、住居が共存する地区として、工場等の公害の防止等、環境の保全を図る。 蓮台寺地区は、周囲の自然環境に囲まれた温泉街と住宅地が調和する、趣のある温泉・保養地の環境を創出する。 利便性のよい市街地周辺部に空き家などを活用したサテライトオフィス等の誘致を行う。

(2) 沿岸部

<p>①海岸</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸線一帯 海岸線周辺の自然環境 	<ul style="list-style-type: none"> 「富士箱根伊豆国立公園」を中心とする海岸線等は、自然環境の保全を図る。 爪木崎を始めとする景勝地・ジオサイトは、環境の保全に留意しつつ、地域の観光資源として活用を図る。 海岸は、マリンスポーツとレジャー関連施設の提供、環境の整備を図る。
<p>②下田港周辺</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下田港周辺は、自然環境と都市、港湾が調和する場所として、交流機能を強化する。 武ガ浜の再開発地区計画地区(旧下田ドック跡地)は、道の駅や中心市街地と連携し、賑わいに結びつくような空間の形成を図るべく、活用を促進する。
<p>③大規模集落</p> <ul style="list-style-type: none"> 白浜地区 吉佐美地区 	<ul style="list-style-type: none"> 白浜や吉佐美地区は、美しい海がある地域の生活拠点として、住環境の維持・向上を図るとともに、幹線道路沿いは、沿道型の土地利用の誘導を図る。 漁業などの後継者不足対策に加え、都会から自然豊かな地で働きたい人に向けて情報発信を行い、生活の場を含めて定住化を促進する。

<p>④既存集落地・住宅団地</p> <ul style="list-style-type: none"> 外浦、須崎、田牛 	<ul style="list-style-type: none"> 外浦、須崎、田牛は、漁村や海辺の景観、住環境の維持・向上を図る。 漁業などの後継者不足対策に加え、都会から自然豊かな地で働きたい人に向けて情報発信を行い、生活の場を含めて定住化を促進する。
--	---

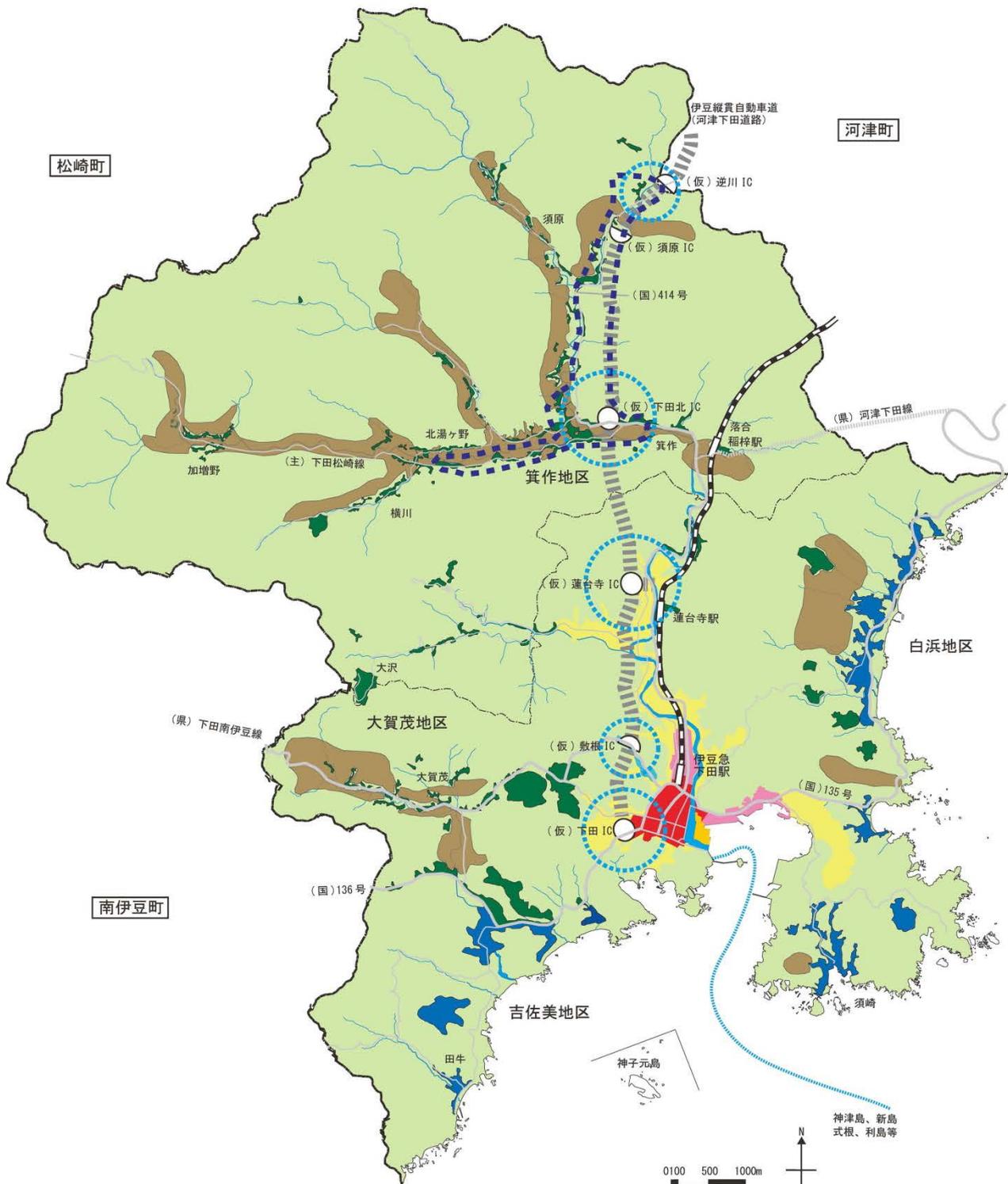
(3) 山間部

<p>①森 林</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地を囲む緑地 海岸緑地・背後緑地 丘陵地 等 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の財産として認識し、水源かん養等の機能の維持・向上を図るため、良好な森林の保全と併せ、適切な管理、森と人とのふれあい空間としての活用等による森林環境の創出を図る。 森林環境への影響に配慮し、無秩序な開発を抑制する。
<p>②河 川</p> <ul style="list-style-type: none"> 稻生沢川、大賀茂川、稻梓川等 	<ul style="list-style-type: none"> 市内を流れる主な河川は、市民や来訪者がふるさとの河川景観や水と親しむことのできるよう、親水護岸の整備等により水辺空間の創出を進める。
<p>③農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 大賀茂、稻梓の水田 白浜、須崎、柿崎、大賀茂、稻梓の畑地・樹園地 	<ul style="list-style-type: none"> 大賀茂や稻梓地区の水田、白浜、須崎、柿崎、大賀茂、吉佐美、稻梓地区の畑地・樹園地は、環境にやさしく安心して食べられる食べ物を栽培する農地の確保と保全を図る。 伊豆縦貫自動車道の建設が予定されている稻梓地区は、無秩序な開発を抑制する。 圃場整備事業実施地区をはじめとする一団の農地については、保全することを基本とし、農業生産の場としての活用のほか、自動車道利用者や市民同士、来訪者の交流の場として、市民農園等の活用も検討する。
<p>④大規模集落</p> <ul style="list-style-type: none"> 大賀茂地区、箕作地区 	<ul style="list-style-type: none"> 大賀茂、箕作等の大規模集落は、美しい里山がある地域の生活の拠点として、住環境の維持・向上を図る。
<p>⑤既存集落地・住宅団地</p> <ul style="list-style-type: none"> 大沢、落合、北湯ヶ野、横川、加増野、須原 	<ul style="list-style-type: none"> 大沢、落合、北湯ヶ野、横川、加増野、須原は、里山の景観、住環境の維持・向上を図る。 丘陵地等に分譲された住宅団地は、良好な住環境を維持する。

(4) インター周辺

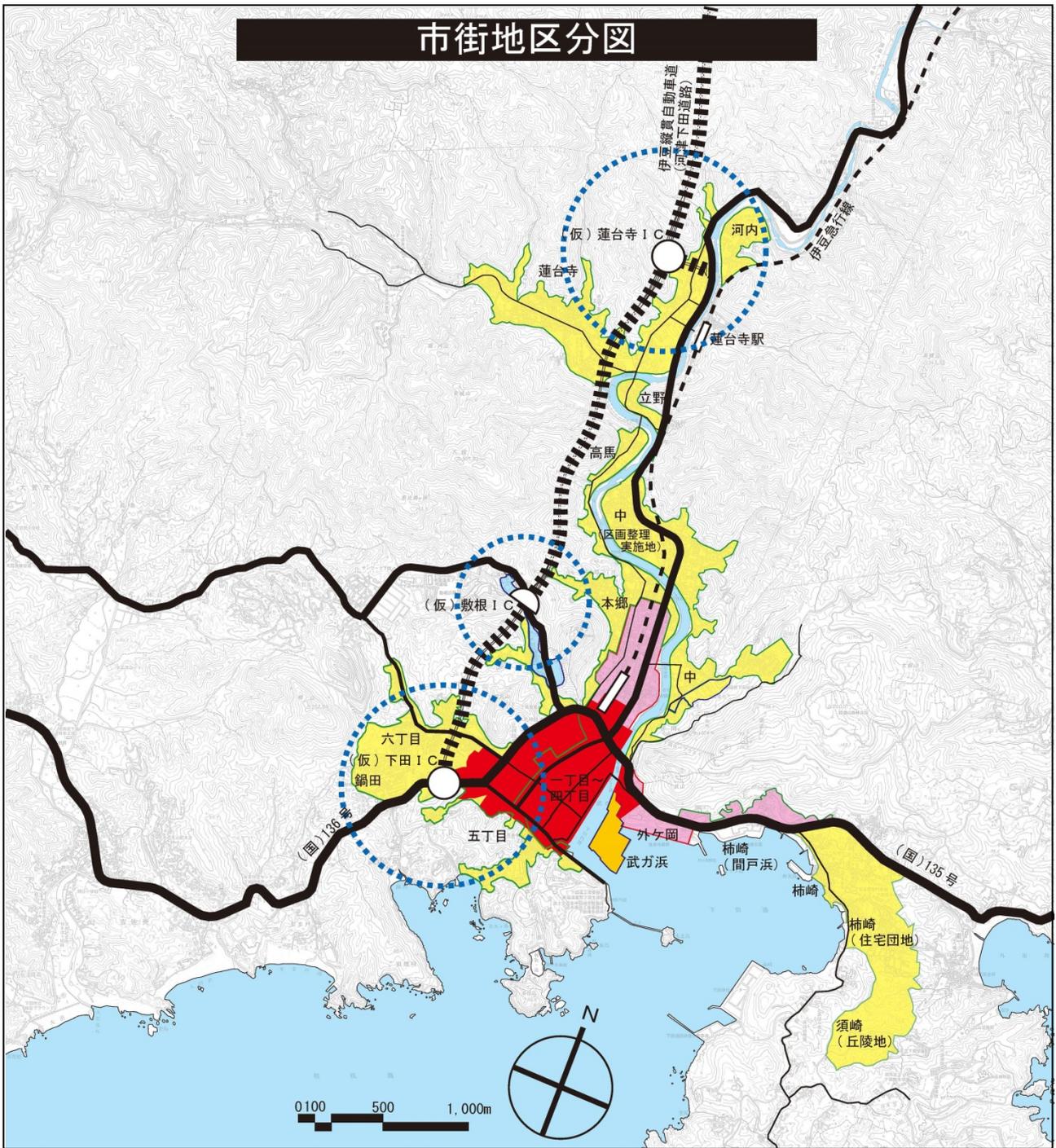
<p>①保全活用エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> (仮)下田インターチェンジ周辺 (仮)敷根インターチェンジ周辺 (仮)蓮台寺インターチェンジ周辺 (仮)下田北インターチェンジ周辺 (仮)須原インターチェンジ周辺 	<ul style="list-style-type: none"> (仮)下田インターチェンジ周辺は、住宅地等の既存の住環境の維持、調和を踏まえつつ、地区計画等の導入により、中心市街地にぎわいの方針に沿った誘導を行う。 (仮)蓮台寺インターチェンジ周辺は、既存住環境の維持、調和を図る。 災害発生時、広域的な支援に対応できるよう、伊豆縦貫自動車道の整備に伴い発生する建設発生土を活用した造成を検討しつつ、インターチェンジ付近に防災活動の拠点(災害本部施設や応急復旧活動等の拠点)となる場所を災害の態様に応じて適切に対処できるように複数確保する。 (仮)下田北ICや(仮)須原IC周辺は、交通立地の優位性を活かし、災害時にも連携できる企業や、地域の資源を活用してくれる企業の誘致、災害時にも活用できる広場の確保を行う。(防災と地域発展のための区域)
--	--

土地利用方針図



凡 例			
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>〈土地利用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地(住・商共存地区) にぎわい地区(再開発地区計画地区) 沿道サービスが充実した住宅地 利便性の高い住宅地 工業と共存する住宅地 美しい里山がある住宅地 美しい海がある住宅地 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>〈都市施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊豆縦貫自動車道 主要道路 鉄道 航路 行政区界 都市計画区域界 </td> </tr> </table>		<p>〈土地利用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地(住・商共存地区) にぎわい地区(再開発地区計画地区) 沿道サービスが充実した住宅地 利便性の高い住宅地 工業と共存する住宅地 美しい里山がある住宅地 美しい海がある住宅地 	<p>〈都市施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊豆縦貫自動車道 主要道路 鉄道 航路 行政区界 都市計画区域界
<p>〈土地利用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地(住・商共存地区) にぎわい地区(再開発地区計画地区) 沿道サービスが充実した住宅地 利便性の高い住宅地 工業と共存する住宅地 美しい里山がある住宅地 美しい海がある住宅地 	<p>〈都市施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊豆縦貫自動車道 主要道路 鉄道 航路 行政区界 都市計画区域界 		
<p>〈農地の保全〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 森林 河川 	<p>〈安全活用エリア〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全活用エリア 防災と地域発展のための区域 		

市街地区分図



凡 例	
 中心市街地(住・商共存地区)	 伊豆縦貫自動車道
 にぎわい地区(再開発地区計画地区)	 主要道路
 沿道サービスが充実した住宅地	 鉄道
 利便性の高い住宅地	
 工業と共存する住宅地	
 保全活用エリア	
〈用途地域区分〉	
 商業系用途地域	
 住居系用途地域	
 工業系用途地域	

2. 交通体系の方針

(“道路や公共交通機関”に関する方針)

1) 基本的な考え方

- (1) 交通を円滑に処理する道路網を整えよう
- (2) 自家用車だけに頼らない交通体系をつくろう
- (3) 地域特性を踏まえた生活道路にしよう
- (4) 歩いて乗って周遊できるネットワークを形成しよう

2) 基本方針

(1) 交通を円滑に処理する道路網を整えよう

①広域的な道路網へのアクセスを強化する

- 伊豆縦貫自動車道及びインターチェンジへのアクセス道路網を確立することにより、東名高速道路等の広域的な道路網へのアクセスを強化するとともに、市街地へ流入する通過交通を抑制し、中島橋交差点付近の交通量の集中を緩和する。

②市街地の道路網を強化して良好な環境の形成と災害時の防災性向上を図る

- 伊豆縦貫自動車道の整備等を踏まえた市街地内の道路体系を確立し、円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成、災害時の防災性の向上等を図る。

(2) 自家用車だけに頼らない交通体系をつくろう

①陸、海が一体となった交通体系を整える

- バス路線や鉄道、海上交通の充実を図るとともに、バス、鉄道の起終点となる伊豆急下田駅と海上交通の起終点となる下田港との連携を強化する。

②だれもが公共交通を利用しやすい環境をつくる

- 国内外の来訪者やユニバーサルデザイン、バリアフリーの視点に基づき、停留所や鉄道駅等の交通施設の充実を促進する。

③観光交流に対応した公共交通の充実を図る

- 海上交通や自転車で市内を訪れる人などにも対応した交通環境の充実を図る。

(3) 地域特性を踏まえた生活道路にしよう

①地域特性を踏まえた生活道路を整える

- 地域特性を踏まえ、生活道路を整備する。

②防災・防犯機能を踏まえた道路空間を整える

- 災害時に対応できる、また犯罪防止に寄与する道路空間を整備する。

(4) 歩いて乗って周遊できるネットワークを形成しよう

①地域を知るための歩行者・自転車空間を形成する

- 地域ごとに特徴ある歩行者・自転車空間を形成する。

②公共交通機関との連携を確立する

- 交通網や公共交通機関の活用により、各地域の歩行者空間を有機的に結びつけ、歩行や自転車利用だけではなく、子供や高齢者をはじめとするだれもが周遊できる快適なネットワークを確立する。

3) 整備方針

(1) 交通を円滑に処理する道路網を整えよう

自動車のための道路		
①高規格幹線道路	伊豆縦貫自動車道 〈(都)伊豆縦貫自動車道〉	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路網や沼津市・三島市等の東部地域との連携強化、下田市内通過交通の交通処理機能を持つ道路として配置し、整備を促進する。
自動車のための道路（二車線以上十歩道等の整備をイメージ）		
②主要幹線道路	(国)135号 〈(都)武浜本郷線〉	<ul style="list-style-type: none"> 伊東市方面を結ぶ道路として、また下田市の交通網の南北軸を構成し、下田市内通過交通の交通処理機能を持つ道路として配置し、2次避難経路としても拡幅及び歩道等の整備を促進する。
	(国)136号 〈(都)武浜本郷線〉	<ul style="list-style-type: none"> 南伊豆町方面を結ぶ道路、伊豆縦貫自動車道(仮)下田ICへのアクセス道路、また下田市の交通網の南北軸を構成し、下田市内通過交通の交通処理機能を持つ道路として配置し、2次避難経路としてもバイパス道路及び拡幅等の整備を促進する。
	(国)414号 〈(都)平滑中村線〉	<ul style="list-style-type: none"> 沼津市・三島市方面を結ぶ道路、伊豆縦貫自動車道(仮)蓮台寺IC等へのアクセス道路、また下田市内通過交通の交通処理機能を持つ道路として配置し、幅員狭小区間等の整備を促進する。
	(主)下田松崎線	<ul style="list-style-type: none"> 松崎町方面と結ぶ道路として配置し、整備を促進する。
	(県)河津下田線	<ul style="list-style-type: none"> 河津町方面と松崎町方面とを結ぶ道路、伊豆縦貫自動車道(仮)下田北ICへのアクセス道路、下田市内通過交通の交通処理機能を持つ道路として配置し、整備を促進する。
	(県)下田南伊豆線	<ul style="list-style-type: none"> 敷根地区へのアクセス道路として配置し、(県)下田南伊豆線の拡幅整備を促進する。
	(市)敷根1号線	<ul style="list-style-type: none"> 南伊豆町方面への連絡路や伊豆縦貫自動車道(仮)敷根ICへのアクセス道路、また敷根地区へのアクセス道路として配置し、整備を行う。
歩行者と自動車が共存する道路（歩道の整備等をイメージ）		
③補助幹線道路	マイマイ通り 〈(都)平滑中村線〉	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の交通網の南北軸を構成する道路として配置し、維持管理を行う。
	(県)下田港線 〈(都)下田港横枕線〉	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地における交通網の東西軸を構成する道路として、また下田公園へのアクセス道路として配置し、整備を促進する。
	(県)下田南伊豆線	<ul style="list-style-type: none"> 地区における生活道路として、また、敷根公園へのアクセス道路として配置し、幅員狭小区間等の整備を促進する。

※(国)は国道、(主)は主要地方道、(県)は県道、(市)は市道、(都)は都市計画道路を示す。

④地域に密着した道路 ②③の道路から各集落や街区までのアクセス機能を主とした、地域に密着した道路（主に通学路、買い物等日常生活で利用する道路）	(県)須崎柿崎線 (市)須崎線	・市街地と須崎地区とを連絡する道路として配置し、整備を行う。
	(県)蓮台寺立野線 各集落へ連絡する市道	・地区や集落における主要な生活道路として、また地区間を結ぶ道路として配置し、地区の状況等を踏まえ整備を行う。
	中心市街地内の街路 ((都)中島大浦線, (都)中原岩下線等)	・市民の生活環境を補完する道路として配置し、歩行者・自転車利用者の安全性・利便性を重視し、地区の特性を踏まえた整備を行う。

(2) 自家用車だけに頼らない交通体系をつくろう

①陸、海が一体となった交通体系を整える	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスは、路線の確保に努めるとともに、伊豆縦貫自動車道等を活用した新規路線の開拓や地域循環バスの導入等を検討する。 ・鉄道は、伊豆急行線の輸送力の強化と迅速化を要望する。 ・バス、鉄道の起終点となる伊豆急下田駅と海上交通の起終点となる外ヶ岡臨海部や鵜島を結ぶ交通機関の充実や歩行者空間の整備により連携を強化する。 ・機動性を活かした多様な交通機関の充実を図る。
②だれもが利用しやすい公共交通環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆急下田駅は、鉄道とバス、タクシー、一般車両の結節点、歩行者ネットワークの起終点であることから、わかりやすさとイメージアップをはかる修景や利便性の向上を含めた総合的な整備を推進する。 ・伊豆縦貫自動車道を利用した公共交通機関の整備を促進する。 ・海と陸の結節点である外ヶ岡臨海部や鵜島は、海への玄関口として施設及び環境整備の充実を図る。 ・蓮台寺駅は、蓮台寺温泉への玄関口、また松崎方面への起終点でもあるため、利便性の向上等を図る。 ・バス停留所は、交通の円滑化を図るため、必要に応じ停車帯を設ける等の整備をする。
③観光交流に対応した公共交通の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・海上交通は、既存航路の充実を図るとともに首都圏等への新規航路の開設を関係方面と調整する。 ・武ガ浜地区の水辺空間を活用して、武ガ浜、市街地、須崎などが海上にて繋がるルートを検討する。 ・レンタサイクルを活用したサイクル&ライドをPRするとともに、サイクル&トレインライド(バスライド)などについて、多様な来訪者のニーズに対応していく。 ・ロープウェイや遊覧船など、市の魅力を体験できる、下田ならではの乗り物を大切にする。

(3) 地域特性を踏まえた生活道路にしよう

①地域特性を踏まえた生活道路を整える	<ul style="list-style-type: none"> ・農村や漁村、文教施設をはじめとする公共施設の立地状況等の地域特性を踏まえ、歩行者空間や生活空間、コミュニティ空間を確保するための生活道路や施設へのアクセス道路の改良を進める。 ・特に、高校や中学校、小学校等の文教施設が集まる河内・立野地区周辺は、蓮台寺駅～高校までの区間等において、
---------------------------	---

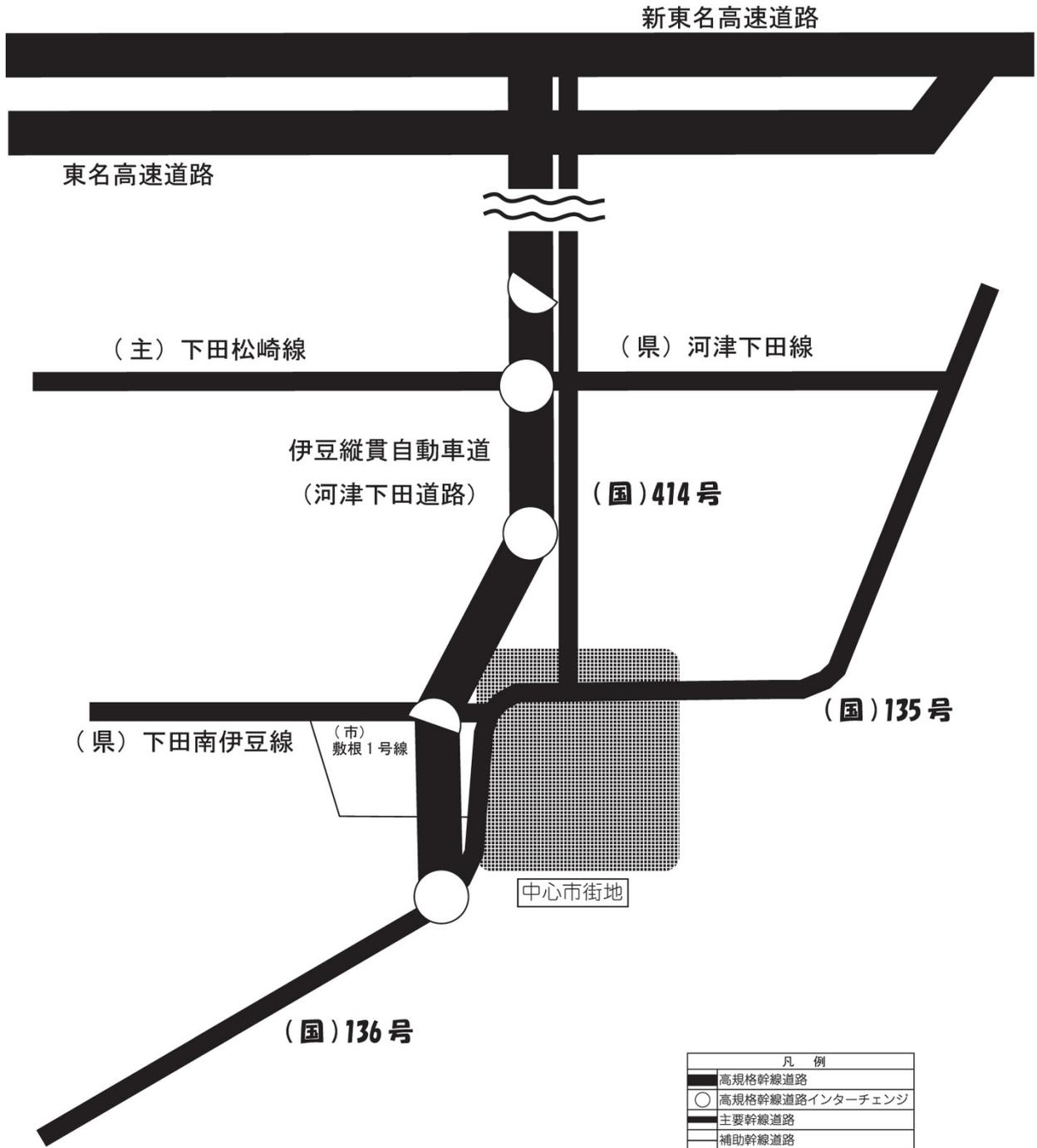
	児童・生徒が安心して通学できる環境を整備する。
②防災・防犯機能を踏まえた道路空間を整える	<ul style="list-style-type: none"> 避難路の確保や緊急車両の円滑な通行等の防災面を踏まえ、地区における幹線的な生活道路の整備を進める。 避難路を非常時の利用のみならず、日常も利用される体制を整え、非常時に場所がわからないなど混乱のないよう努める。 防犯灯の設置等、犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する道路整備に努める。

(4) 歩いて乗って周遊できるネットワークを形成しよう

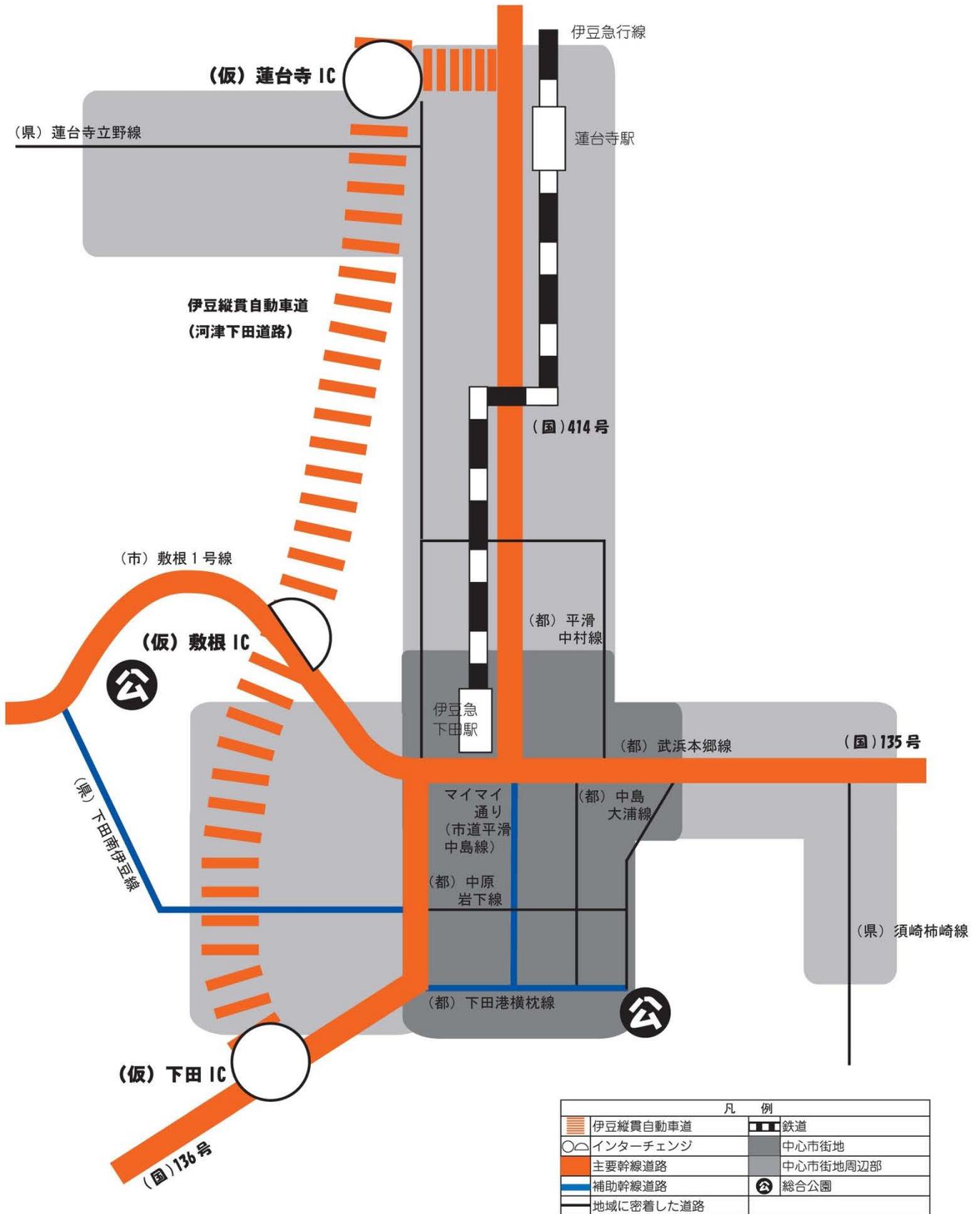
①地域を知るための歩行者・自転車空間を形成する	
浜崎地域	<ul style="list-style-type: none"> 須崎半島の自然環境と調和するグリーンエリア遊歩道や、須崎遊歩道、恵比須島・千畳敷等をめぐる遊歩道の保全及びネットワーク強化を図る。 伊豆急下田駅から寝姿山自然公園へのネットワークを強化する。
稲生沢地域	<ul style="list-style-type: none"> 稲生沢川の護岸においては、四季折々に楽しめる遊歩道として整備を行う。(本郷公園～お吉ヶ淵～稲梓川をつなぐ歩行者・自転車のネットワークの整備) 温泉情緒が漂い、市民や宿泊客が快適に散歩できる「湯の華小路」の回遊性を高める。 緑に囲まれた静かな佇まいと調和する山裾や蓮台寺川を利用した散歩道を整備していく。 旧下田街道等の歴史的資源を再生した遊歩道を整備する。
白浜地域	<ul style="list-style-type: none"> 尾ヶ崎ウイングを中心とした海岸の高低差を活かした眺望の開ける海岸線のネットワークを整備するとともに、白浜神社、アオギリ等の自生地、白浜大浜海岸等をつなぎ、マリンレジャーの賑やかな雰囲気を感じられる歩行者空間を形成する。
朝日地域	<ul style="list-style-type: none"> 大賀茂川ボードウォーク(はまぼうロード)を中心に、大賀茂川沿いを回遊できる空間を充実するとともに、案内標識や看板等のサインの充実により、吉佐美大浜海岸やタライ岬遊歩道等の周辺の地域資源をつなぐ歩行者・自転車のネットワークを形成する。
稲梓地域	<ul style="list-style-type: none"> 旧下田街道等の歴史的資源を再生した遊歩道の整備や大平山遊歩道をはじめとした森林浴等が楽しめる遊歩道の充実等により、豊かな自然や農村風景を身近に味わえるネットワークを形成する。
②公共交通機関との連携を確立する	<ul style="list-style-type: none"> 電車やバスの降車後に、遊歩道まで向かう道路等を安全に歩行できる周遊ネットワークを確立する。 案内標識や看板等の充実を図ることにより、公共交通機関と、各地域の歩行者・自転車空間を有機的に結びつける。

道路体系イメージ図

人やものを運ぶための道路としての役割が強い幹線道路以上の道路のネットワーク

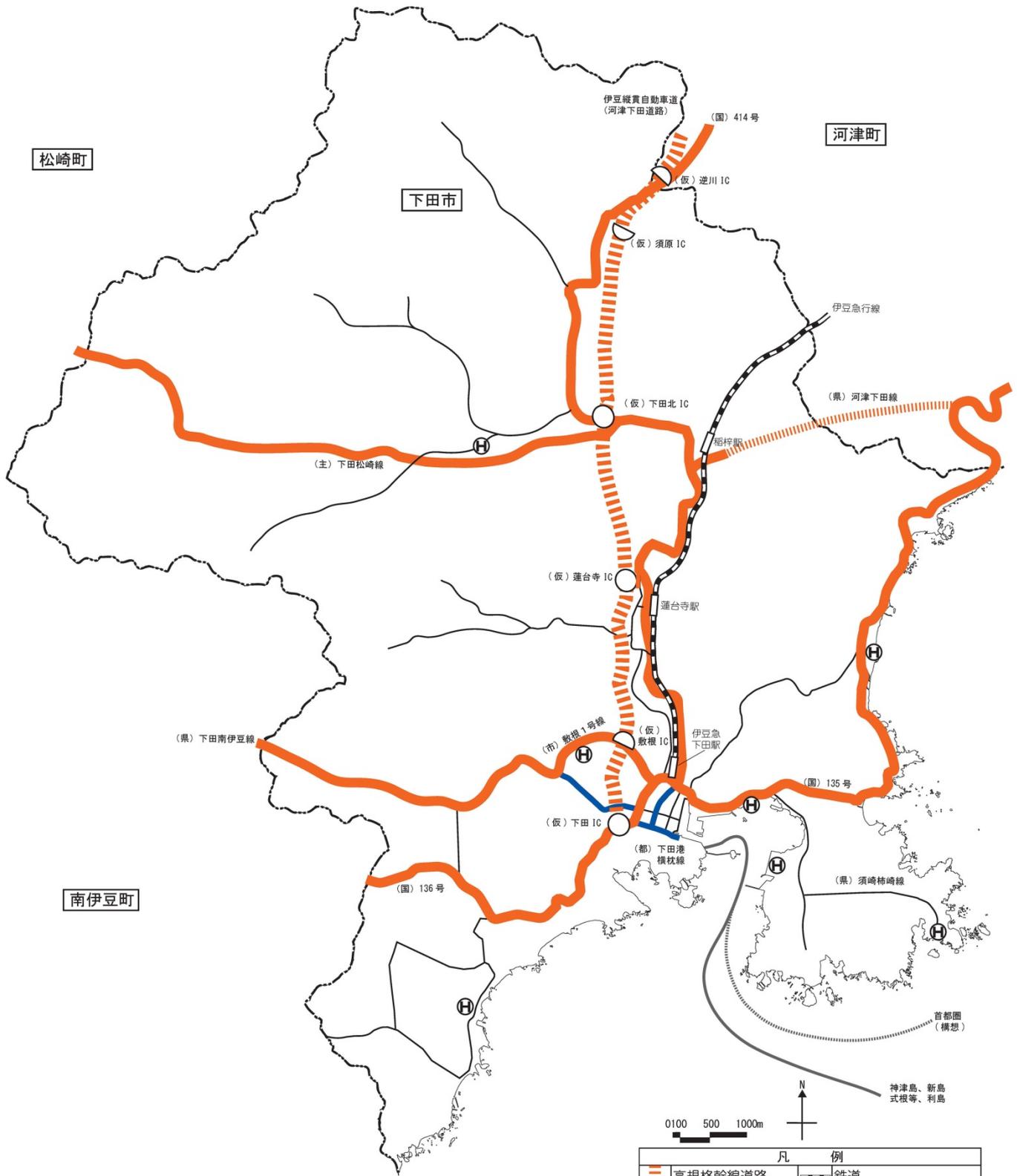


市街地道路網イメージ図



凡 例	
	伊豆縦貫自動車道
	鉄道
	インターチェンジ
	主要幹線道路
	補助幹線道路
	地域に密着した道路
	中心市街地
	中心市街地周辺部
	総合公園

将来交通体系図



凡 例	
	高規格幹線道路
	主要幹線道路
	補助幹線道路
	地域に密着した道路
	構想路線
	鉄道
	航路
	構想航路
	ヘリポート
	行政界

歩いて乗って周遊できるネットワーク



凡 例	
	遊歩道の整備・充実・保全
	まちを周遊できるネットワークの確立 (歩行+自転車+公共交通機関)
	歩いて楽しむ中心市街地
	ネットワーク拠点
	公園・斜面緑地
	交流施設・地域資源
	海水浴場
	歴史・文化資源等
	地域拠点
	森林
	海岸線
	伊豆縦貫自動車道
	主要道路
	鉄道
	航路
	行政界

3. 都市防災・復興の方針

（“災害への備え・災害に負けないまちづくり”に関する方針）

1) 基本的な考え方

- (1) 災害に負けないまちをつくろう
- (2) 災害で一人も犠牲者を出さないまちをつくろう
- (3) 災害に遭っても、すぐに復旧・復興に取り組める体制をつくろう

2) 基本方針

(1) 災害に負けないまちをつくろう

①都市整備等による災害に負けないまちづくりを進める

- 災害時に備えた体制（防災拠点、緊急輸送路、避難路、避難場所等）をつくり、災害後でも市民が安心して過ごすことができる環境を準備する。

②減災対策を推進し、市民生活の安全性を高める

- 災害の危険性のある地域の重点的な整備により減災に努め、市民の生活の安全性を高める。

③建物が密集した市街地内の防災機能を強化する

- 災害時の被害を最小限に食い止めるため、建物が密集した市街地内の防災機能を強化する。

④市民の協力による防災体制を強化する

- 災害時に円滑な避難ができるよう、自助、共助、公助により防災体制を強化する。

⑤復興のまちづくり計画を想定する

- 万が一発生した災害に負けないため、災害発生後の対応から、市街地や市の復興に向けての再生計画を市民や関係方面と定めていく。

(2) 災害で一人も犠牲者を出さないまちをつくろう

①震災時の津波警報に対応した避難方向を確保する

- 市街地や海沿いの集落は、震災時の避難や津波警報発表後に迅速に対応し、津波避難ビル、高台または避難地等へ避難できるよう、避難方向の確認等に取り組む。

②早期に避難ができるよう、警報等の的確な発信を行う

- 風水害や土砂崩れ、地震・津波避難などの連絡体制の強化に努め、安全に避難できるような体制づくりに取り組む。

③来訪者も安心して避難できる体制づくりに取り組む

- 下田への来訪者が、安心して過ごせるよう、万が一の地震や風水害などにおいて、適切かつ安全に避難できるよう、観光事業者、市民が一丸となって、誘導などを行う体制づくりに取り組む。

(3) 災害に遭っても、すぐに復旧・復興に取り組める体制をつくろう

①災害復旧のための道路を確保する

- 大津波警報の発表や津波が発生した場合などに一時的に避難する高台（一時避難場所など）から、地震発生後に避難者の生命を保護して救護復旧活動の拠点（広域避難場所など）に安全に移動でき、伊豆縦貫自動車道や指定緊急輸送路が早期に利用できる体制を整えておくとともに、避難場所支援を円滑に行える環境を整備しておく。

②インフラの復旧・復興に迅速に取り組む

- 復旧・復興に向けた電力・ガス・通信等のライフラインを始め、道路の早期開通を関係方面と共に迅速に進める。

③日常生活ができる生活環境を確保する

- 仮設住宅や公営住宅、民間借家（アパート）などを利用し、被災者が日常生活を行えるよう、迅速に対応する。

④地域で相互に助け合えるよう、コミュニティを充実する

- 被災者の孤立化を防ぎ、地域で協力して生活が送れるように、日頃から地域のつながりを強くする。

⑤災害復興に向けた事前災害復興まちづくり計画を策定する

- 災害の復興に向けたまちづくり計画を、発災前に、事前災害復興まちづくり計画として策定する。

⑥復旧・復興事業を推進する

- 万が一の災害発生に対し、土砂崩れの早期排除と道路の復旧、津波被害に遭った箇所のがれき処理などを早急に進め、復興に向けたまちづくりに取り組む。

⑦市全体の防災性を高める

- 災害後は、再び起こる災害を考えながら復興を行う。

3) 整備方針

(1) 災害に負けないまちをつくろう

<p>①都市整備等による災害に負けないまちづくりに取り組む</p>	<ul style="list-style-type: none"> 伊豆縦貫自動車道の整備等により、災害時の緊急輸送路を確保する。 災害発生時、広域的な支援活動に対応できるよう、伊豆縦貫自動車道の整備に伴い発生する建設発生土を活用した造成を検討しつつ、インターチェンジ付近に防災活動の拠点（災害対策本部施設や応急復旧活動等の拠点）となる場所を災害の態様に応じて適切に対処できるように複数確保する。 敷根の高台地区（防災拠点）は、(仮)敷根IC周辺に立地することから、広域防災の観点からも機能を高めていく。 防災拠点との連携が重要となる緊急輸送路を強化していく。 避難場所を確保するため、学校、公園、公民館等の公共施設における耐震貯水槽、備蓄倉庫等の設置を推進する。 市役所は耐震化を図り、災害時に手早く被災状況の把握などを行うことができるようにする。 要避難者が避難先まで避難する際に利用する道路や緑地、緑道、公共施設等の敷地といった避難路との連絡性を確保する地区避難路のネットワークを確立する。 住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死傷者の減少を果たす指定避難場所や、地震発生後、避難者の生命を保護し、救護復旧活動の拠点となる広域避難場所を確保し、避難場所に至る避難路の安全性の向上を推進する。
<p>②減災対策を推進し、市民生活の安全性を高める</p>	<ul style="list-style-type: none"> 津波対策を兼ねた下田港外防波堤の整備を促進する。 風水害や土砂崩れ、津波等の災害の危険性の高い区域については、土砂災害防止施設の整備等により、減災に努める。 発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波に対しては、津波対策施設（防潮堤、水門等）の整備等により、減災に努める。 上流部等における森林の適正な管理による公益的機能の維持・増進を図るとともに、減災に努める。 災害時の延焼遮断帯の確保のため、街路樹の配置や既存道路、河川の改修、鉄道空間の確保等を進める。
<p>③建物が密集した市街地内の防災機能を強化する ＜避難場所等確保重点区域＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難路の閉塞を防止するため、また、揺れによる建物の倒壊を防止するため、公的な財政支援により建築物の耐震化を促進する。 避難路の閉塞を防止するため、電柱の倒壊を防ぐ。 地震で火災が発生した場合、瓦礫等の障壁により消火活動が妨げられないことがないように、道路拡幅等により震災時における消防活動困難区域※の解消を図る。 観光資源の一つとして存在する市街地の歴史的建造物

	<p>及び建築年の古い建物の外観はそのまま、内部の耐震化を、公的な支援により誘導することで、街並み景観の保全と地震時の建物倒壊を防止し、避難路の安全性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 延焼防止のため、準防火地域の指定の継続による耐火建築物への建替えを促進・誘導する。 船舶用の燃料タンクなど大規模火災の恐れのある施設の対策を促進する。 一時的に身の安全を確保できる場所として街角広場やポケットパーク等の整備を検討する。 避難路の確保のため、市街地を外周する道路網を整備する。 津波想定高さ以上のホテル等の高層建築物について、津波避難ビルとしての協力を依頼するとともに、外部への非常階段等の設置を公的な支援により促進する。
④市民の協力による防災体制を強化する	<ul style="list-style-type: none"> 地域の連帯、災害に対する防災意識の向上等を図るため、地域コミュニティの場での活動や防災ラジオ、同報無線、ケーブルテレビ等の活用による情報提供を進める。 平時は自主防災活動の拠点、非常時は救援活動の拠点となるコミュニティ防災センター等の設置を進める。 地震・津波・集中豪雨をはじめとする災害時において、地区単位で互いに避難・助け合える支援協力体制を構築する。 ハード、ソフト対策両面の協働作業を効率的に機能させる防災マネジメント（システム）を形成する。 寝たきりの高齢者、障がいのある人、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができる福祉避難所や、本市を訪れる来訪者の一時的な避難の受入れが可能な二次的避難所の指定を進める。 二次的避難所を確保するため、公共施設を指定するとともに民間施設に理解を得て協定を結んでいく。
⑤復興のまちづくり計画を想定する	<ul style="list-style-type: none"> 気象変動に伴う河川の氾濫や地震災害、津波被害等、万が一の災害により、都市規模で壊滅的な被害を受けた時に、迅速に復興に向けて対応できるよう、市民と共に復興のまちづくりに向けた計画づくりを行う。

(2) 災害で一人も犠牲者を出さないまちをつくろう

①震災時の津波警報に対応した避難方向を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部並びに中心市街地において、津波警報（避難）が発表された場合に、どこに向かって逃げたら安全か、常日頃家庭や地域で話し合いを行い、子供でも避難できるようにコミュニティレベルの避難体制の確認を行う。（63ページ参照） 来訪者にもわかりやすい、海水浴場や観光施設等からの避難路、避難地までの誘導サインの導入を行う。 津波避難を確実にするため、平地や海岸部から高台（山）に向かう道路と高台（山の斜面）の接点部で斜面崩壊から安全な地点に避難用の階段や斜路の設置を行う。
--------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 伊豆縦貫自動車道を避難路、一時避難場所として活用する。
②早期に避難ができるよう、警報等の的確な発信を行う	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化に伴う気象変動や大災害などが頻発している時代背景を踏まえ、風水害や土砂崩れ、津波などに対して、市民や来訪者を的確に避難させるための体制づくりを強化する。
③来訪者も安心して避難できる体制づくりに取り組む	<ul style="list-style-type: none"> 万が一の災害のときに、来訪者が安全に避難できるよう、市民・地域・事業者が一体となって避難誘導体制を構築し、来訪者が安心して訪れることができるまちづくりに取り組む。 観光施設や海の家なども協力して、避難訓練に取り組む。

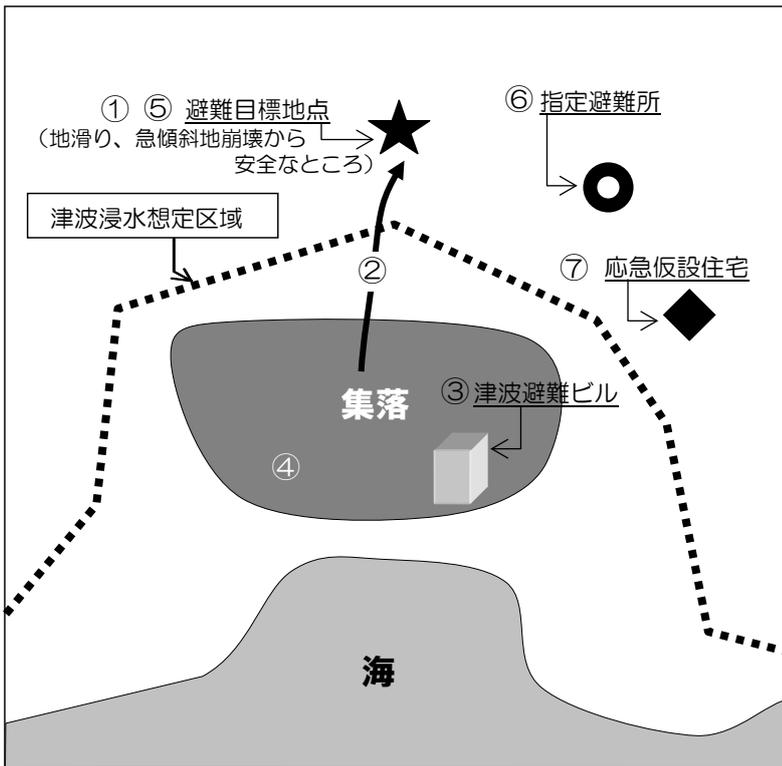
(3) 災害に遭っても、すぐに復旧・復興に取り組める体制をつくろう

①災害復旧のための道路を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 一時避難場所などから広域避難場所などに移動するための二次避難路の沿道耐震化を進める。 伊豆縦貫自動車道を二次避難路としても活用する。 早期に移動が可能となるように、二次避難路の沿道ブロック塀等の災害後倒壊の恐れのある障害物の除去を災害前に行っておく。 東日本大震災の際に行った緊急輸送路を「くしの歯型」として啓開（1車線でも早急に通れるように最低限の瓦礫処理を行うこと）する「くしの歯作戦」を、緊急輸送路や二次避難路を中心に実施することができるよう準備する。 災害後、伊豆縦貫自動車道を中心とした道路ネットワークを早急に復旧させるため、災害時用道路ネットワークを構築しておく。 災害時における啓開・くしの歯作戦遂行における、指定緊急輸送路における障害物（がれき）排除等の市民への周知徹底を図る。
②インフラの復旧・復興に迅速に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興に向けた対策について、関係機関と事前に協議し、不測の事態に迅速に対応できるように体制づくりを行い、継続して連絡体制の強化に取り組む。 市内外土木業者に対して災害復旧・復興に向けた手順などについて連絡体制等を整備する。 電気・ガス・水道や通信事業者との復旧・復興に向けた連絡体制等を整備する。 事業者と連携し、定期的に復旧・復興に向けた訓練を実施し、緊急時に円滑に行動できるようにする。 復旧に向けて、膨大な業務処理が円滑に進められるよう、他県（市町）からの技術者・職員の受け入れ、指揮系統などの体制づくりを行う。
③日常生活ができる生活環境を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の整備計画、人員の割り振りなど、緊急時の対応について計画に盛り込んでおく。 公営住宅や民間借家（アパート）などの戸数や空き状況を把握し、災害時に仮住まいができるよう、体制づくりを行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 診療所、福祉施設など被災箇所のニーズに対応した復旧を行うトリアージ（整備優先順位）を策定するとともに、優先的に整備・復旧を行い、市民の不安を解消する。 被災した文化財の修復を行い、観光都市下田の顔づくりを行う。 	
④地域で相互に助け合えるよう、コミュニティを充実する	<ul style="list-style-type: none"> 常日頃から地域内の連携を円滑にし、災害時の避難、仮設住宅での連携などについて、強化を行う。 市民による災害時の（仮設住宅や避難所）暮らし体験を行い、日頃からの備えの大切さを知る機会をつくる。 	
⑤災害復興に向けた事前災害復興まちづくり計画を策定する	<ul style="list-style-type: none"> 災害に遭った時の対応に向けて、計画案（どこに暮らすか、津波被害を受け、家を失った場合の考え方〈元の場所に建てるか、集団移転するかなど〉について検討を行う。 災害後、地元再建の意向のある地区は、災害前に地籍調査等を行い、早期復旧のための準備を行う。 	
⑥復旧・復興事業を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 事前災害復興まちづくり計画に沿って、復旧・復興に迅速に取り組み、安心して生活ができるようにする。 様々な災害に対し、迅速に復旧・復興に取り組み、可能な限り元の生活が送られるように配慮する。 災害被害の程度に応じて復興対象地区の選定を行い、早期復興に努める。 	
	1段階 緊急復興地区	事前災害復興まちづくり計画に沿って復興を図る地区
	2段階 復興促進地区	1段階と3段階の中間に位置づけられ一部地区では事前災害復興まちづくり計画に沿って復興を図り、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区（部分改造・自力再建型）
	3段階 復興誘導地区	被災が散在的にみられる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区（自力再建型）
	4段階 一般地区	被災がほとんど見られない地区
⑦市全体の防災性を高める	<ul style="list-style-type: none"> 災害後、土地や道路の嵩上げ、海岸保全施設や河川保全施設などの改修を検討し、市域全体を考慮して、災害の再来に備えた防災の取組を推進し、被害の拡大を防止する。 復興に向けて円滑に仕事が行えるよう、漁港（護岸・岸壁等）の整備を進める。 	

※震災における消防活動困難区域：幅員6メートル以上の道路から消防ホースが届かない区域

コミュニティレベルの津波対策モデル



① 一時避難場所や避難経路候補の明示
津波浸水想定区域外で安全を確認した一時避難場所、避難経路候補を明示。

② 避難時間の検証
津波到達時間前に一時避難場所へ到達可能であるか、避難距離と照らしあわせながら検証。

③ 要配慮者対策
歩行困難者等の避難（支援体制や避難ビルの活用などと、火災による再避難）の検証。

④ 来訪者の避難対策
まちあるきをしているなど、地理に不安のある来訪者が一人でも一時避難場所へたどり着けるか検証。初めて下田市に訪れる来訪者にもわかりやすいように、各地点からどちらの方向に避難したら良いかの方向や距離指示を電柱などに示す。

中心市街地の津波対策モデル

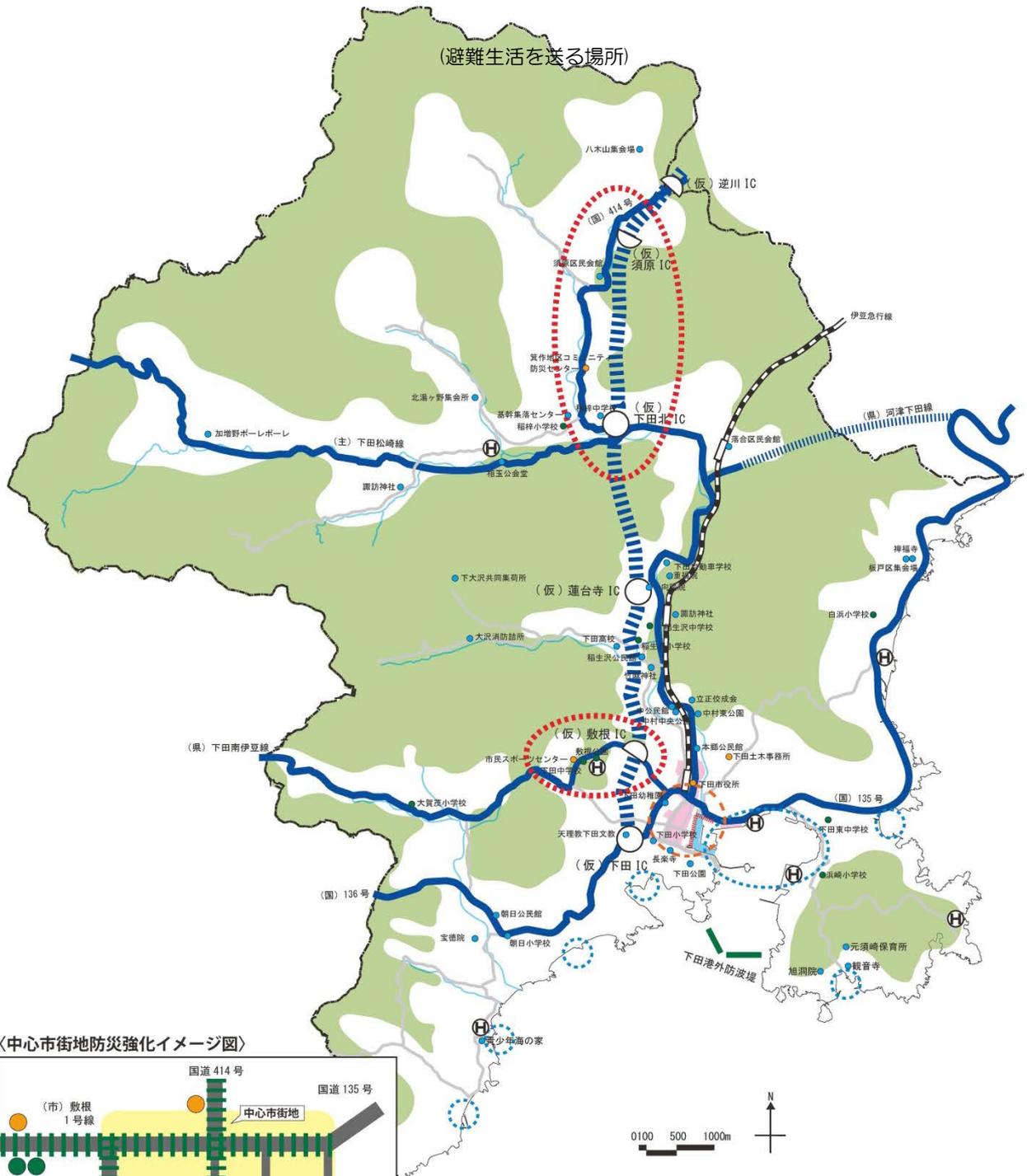


⑤ 一時避難場所の運営
津波警報の解除までの避難生活（食料、防寒など）の運営体制の検討。

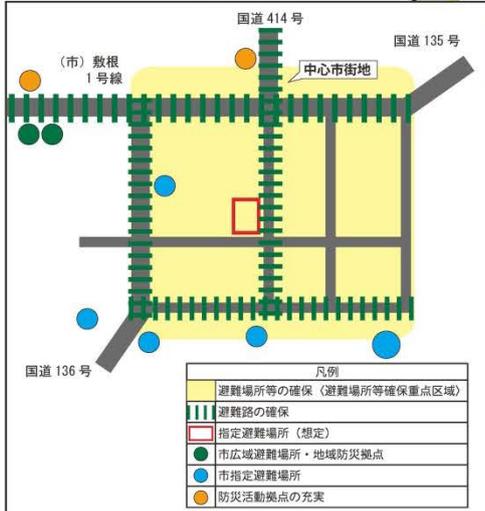
⑥ 指定避難所の運営
居住する場所を確保するまでの避難生活（プライバシーなど）の運営体制の検討。

⑦ 応急仮設住宅の供給
建設可能な用地を把握するなどの供給体制の整備。

都市防災方針図

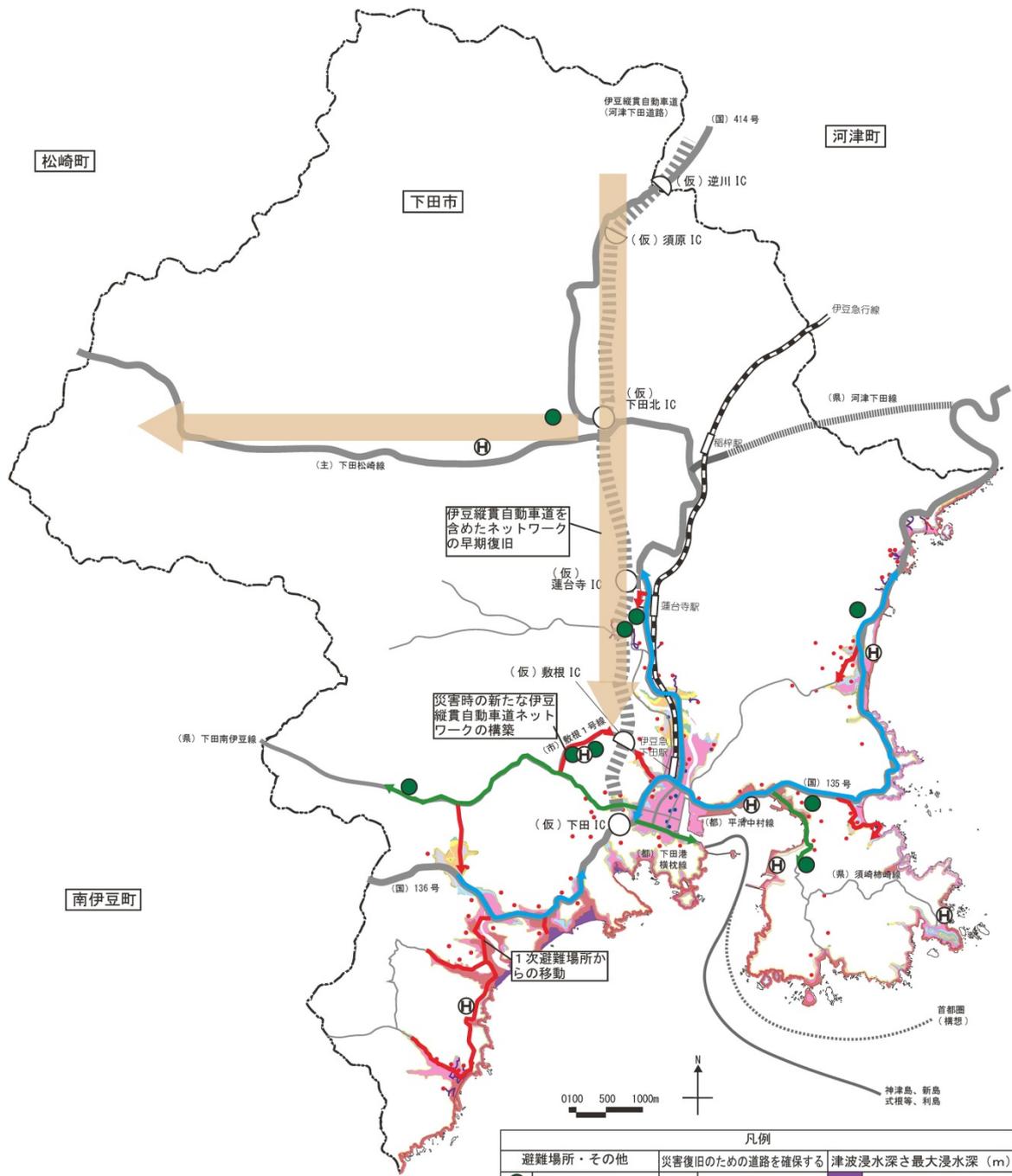


〈中心市街地防災強化イメージ図〉



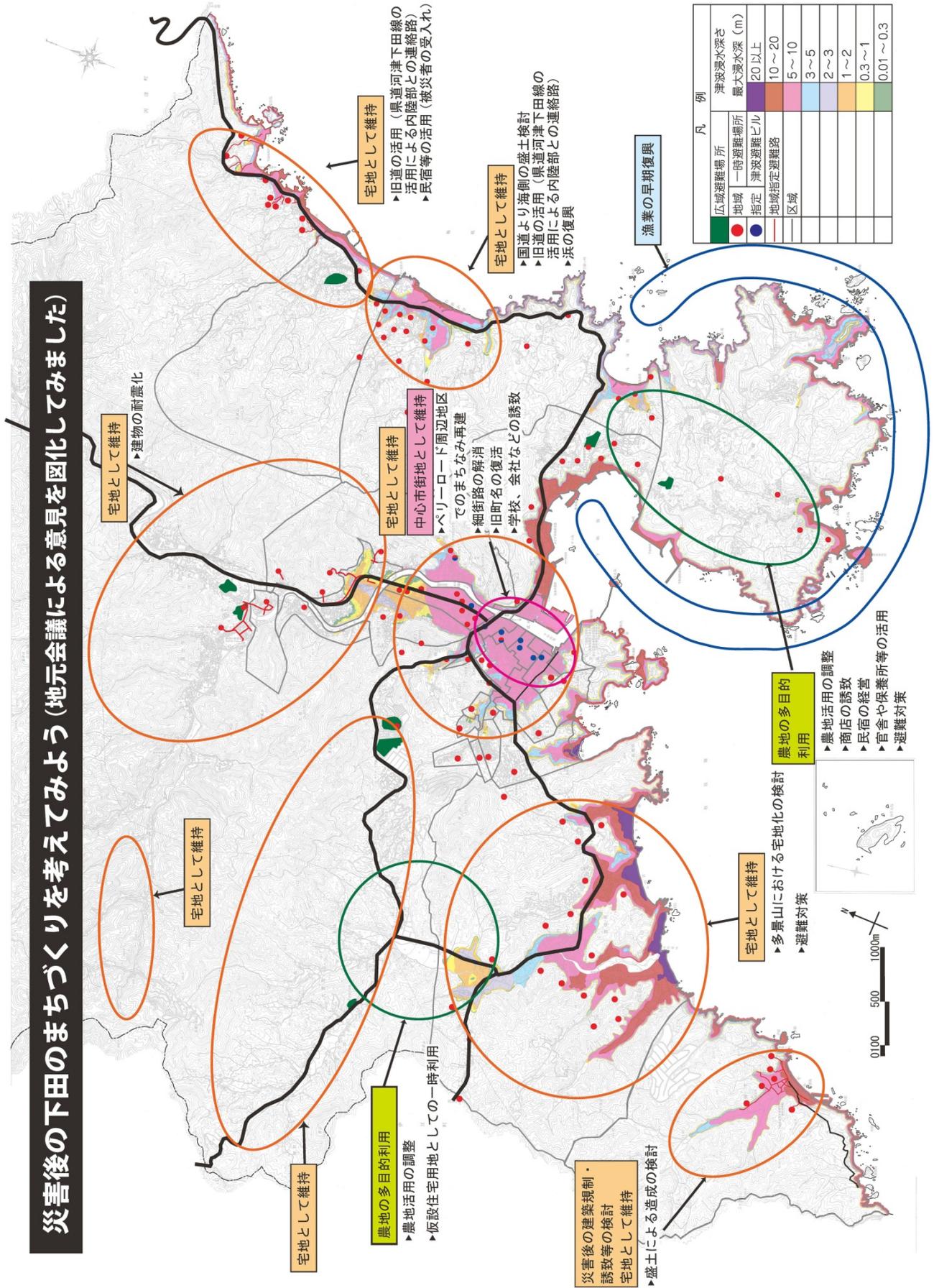
凡例	
《都市整備等による災害に負けないまちづくりに取り組む》	《建物が密集した市街地内の防災機能を強化する》
● (市広域避難場所・地域防災拠点)	● 準防火地域指定の継続
● (市指定避難場所)	● 避難地や避難場所の確保
Ⓜ ヘリポート	● 延焼遮断帯の継続
● 防災活動拠点の充実	● 中心市街地の防災機能強化 (防災機能強化重点区域)
● 防災拠点	● 道路の連絡強化 (消防活動困難区域の解消)
● (既存)	● 行政区
● (新規)	
《減災対策を推進し、市民生活の安全性を高める》	
● 外防波堤の整備促進	
● 津波対策施設の整備	
● 森林の適正管理	
● 避難路の安全確保、街路樹の配置、沿道での耐火建築物の誘導	

復興に向けた二次避難路図



凡例		
避難場所・その他	災害復旧のための道路を確保する	津波浸水深さ最大浸水深 (m)
● 広域避難場所	← 国道道路啓開	20 以上
● 地域 一時避難場所	← 国道2次避難路	10 ~ 20
● 指定 津波避難ビル	← 県道2次避難路	5 ~ 10
● 地域指定避難路	← 市道2次避難路	3 ~ 5
H ヘリポート	高規格幹線道路	2 ~ 3
鉄道	主要幹線道路	1 ~ 2
航路	地域に密着した道路	0.3 ~ 1
構想航路	構想路線	0.01 ~ 0.3
行政界		

災害後の下田のまちづくりを考えてみよう (地元会議による意見を図化してみました)



宅地として維持
▶建物の耐震化

宅地として維持

宅地として維持

農地の多目的利用
▶農地活用の調整
▶仮設住宅用地としての一時利用

宅地として維持
▶ペリーロード周辺地区でのまちなみ再建
▶細街路の解消
▶旧町名の復活
▶学校、会社などの誘致

宅地として維持
▶旧道の活用 (県道河津下田線の活用による内陸部との連絡路)
▶民宿等の活用 (被災者の受け入れ)

宅地として維持
▶国道より海側の盛土検討
▶旧道の活用 (県道河津下田線の活用による内陸部との連絡路)
▶浜の復興

災害後の建築規制・誘致等の検討
宅地として維持
▶盛土による造成の検討

宅地として維持
▶多景山における宅地化の検討
▶避難対策

農地の多目的利用
▶農地活用の調整
▶商店の誘致
▶民宿の経営
▶官舎や保養所等の活用
▶避難対策

漁業の早期復興

凡 例		津波浸水深さ
広域避難場所	緑	最大浸水深 (m)
地域一時避難場所	赤	20以上
指定津波避難ビル	青	10~20
地域指定避難路	紫	5~10
区域	黄	3~5
	緑	2~3
	黄	1~2
	赤	0.3~1
	青	0.01~0.3

0100 500 1000m



4. 都市施設整備の方針

（“暮らしを支える施設づくり”に関する方針）

1) 基本的な考え方

(1) 快適に暮らすために必要な施設を整備しよう

2) 基本方針

(1) 快適に暮らすために必要な施設を整備しよう

①市民が利用しやすい公共施設をつくる

- 市民が利用しやすい、親しみやすい公共施設の充実を図る。

②緑地の保全や身近な緑の空間を創出する

- 自然植生として優れている緑地を後世に残すとともに、公園の整備や緑化の推進により、市民に身近な緑の空間をつくる。

③河川の保全と憩いの空間づくりを行う

- 治水対策としての河川整備を推進し、市民や来訪者の憩いの場にする。

④衛生環境を守る処理施設の整備を行う

- 市民の衛生環境を守るため、処理施設の整備を行う。

⑤情報インフラ（高速通信網）の整備を進める

- 市民の生活利便性向上のため、企業に対するインフラ整備の一貫として、情報通信技術の普及、有効活用を行う。

⑥新たなエネルギーの確保を行う

- 再生可能エネルギーの活用を官民挙げて推進する。

3) 整備方針

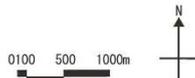
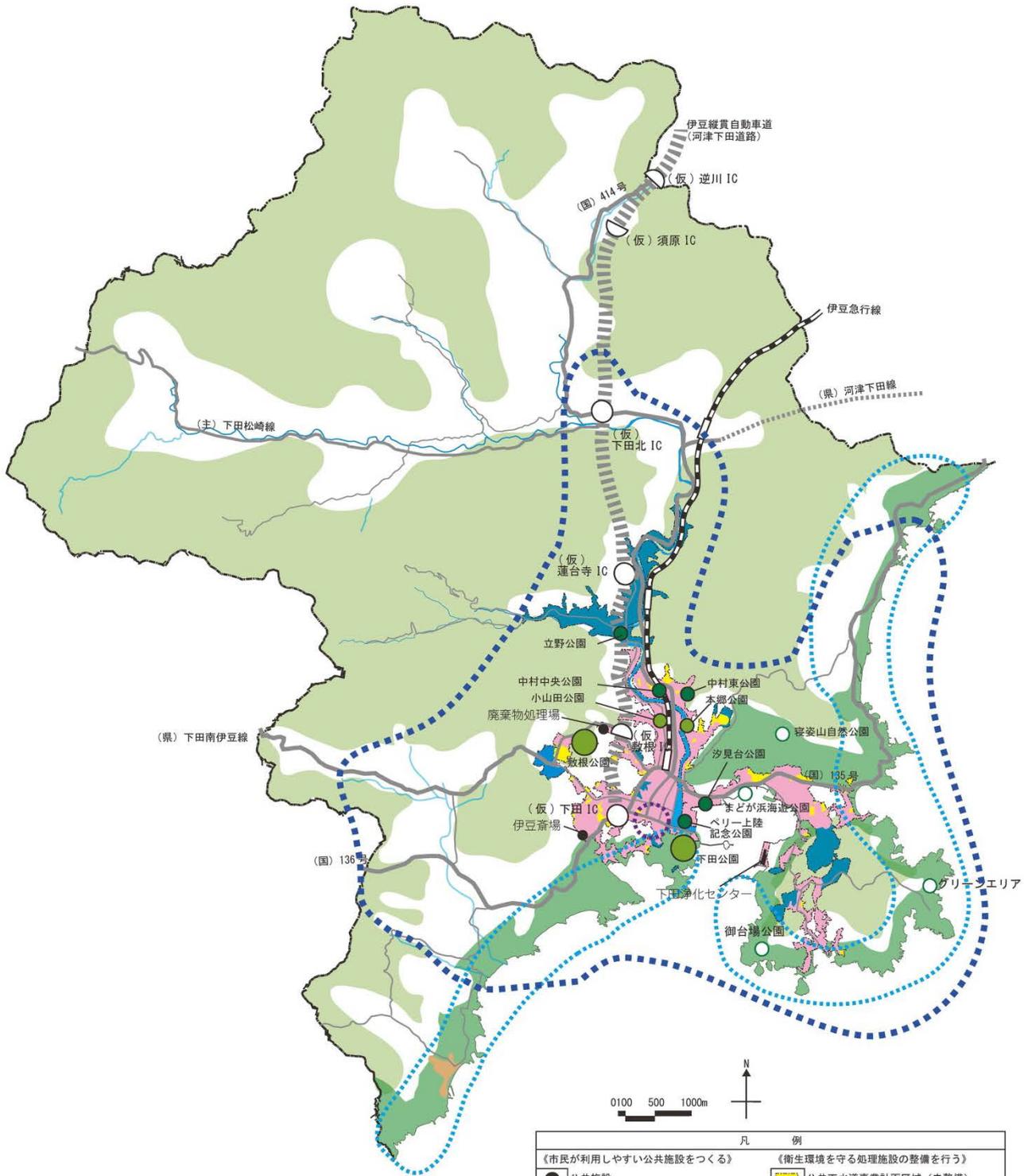
(1) 快適に暮らすために必要な施設を整備しよう

①市民が利用しやすい公共施設をつくる

- 市庁舎は、最も重要な市民サービス施設であり、まちの“顔”としての象徴的存在である。したがって市庁舎を安全まちづくりの推進やまち全体の活性化に活用する。
- 市庁舎が立地する地区については、都市計画において、周辺環境との調和を図る。
- 公民館や公会堂、文教施設等の公共施設については、設備の改良や、デザイン・サインの見直し等を進める。
- 都市生活を営む上で欠くことのできない伊豆斎場の施設充実を図る。

<p>②緑地の保全や身近な緑の空間を創出する</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国立公園指定の海岸線一帯に入り組む緑地や、双乳山や寝姿山等の市街地を取り囲む緑地等、景観及び自然植生として優れている緑地を保全する。 • 丘陵地や山間部の森林については、適正管理等により、良好な森林環境を創出する。 • 稲刈地域の森林や農地を利用して、美しい里山づくりプロジェクトを実施する。 • 市民の身近な生活や活動空間、来訪者のレクリエーション空間としての機能を果たすことができる適切な公園の配置を検討する。 • 季節の変化が感じられる花や樹木を植栽し、動植物を保全・育成する公園やポケットパークを確保する。 • 道路等公共施設の緑化を積極的に推進する。 • 公園整備にあたっては、防災面や防犯面に配慮し、市民が安全かつ安心して利用できる空間づくりに努める。 • 市街地内の神社仏閣に残る社寺林や背後の森林等の緑地については、都市計画的手法の導入等により、保全を行う。
<p>③河川の保全と憩いの空間づくりを行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 未改修区間の、治水対策としての河川改修整備を推進するとともに、多自然型工法等の導入による川辺の生態系への保全を行う。 • 稲生沢川や大賀茂川をはじめとする市民や来訪者が親しめるような憩いのある水辺空間、豊富な動植物が生息する海辺空間を創出する。 • 稲生沢川、大賀茂川等の河川や海岸線の水質の維持・向上、生活排水等による河川汚泥（堆積土）の除去対策、ゴミ拾い等周辺環境の美化活動の普及を推進する。
<p>④衛生環境を守る処理施設の整備を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭用雑排水や工場廃水による水質汚濁防止のため、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置等、適切な汚水処理施設設置へ一層の推進を図る。 • 廃棄物処理場の維持管理を行うことにより、市民の衛生環境の保全を図る。
<p>⑤情報インフラ（高速通信網）の整備を進める</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市民生活の向上、企業の情報ネットワークの充実を図るために、世界中の情報をどこからでも享受できる、情報インフラの整備を積極的に促進する。
<p>⑥新たなエネルギーの確保を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない再生可能エネルギーの導入について検討する。

その他都市施設整備方針図



凡 例	
《市民が利用しやすい公共施設をつくる》	《衛生環境を守る処理施設の整備を行う》
● 公共施設	■ 公共下水道事業計画区域 (未整備)
《緑地の保全や身近な緑の空間を創出する》	■ 公共下水道事業計画区域 (整備済)
● 都市計画公園	■ 公共下水道全体計画区域
● 都市公園	■ 漁排 (田牛地区・整備済)
○ その他の公園	《情報インフラ(高速通信網)の整備を進める》
■ 海岸線等の緑地の保全	■ 情報インフラの整備
■ 良好な森林環境の創出	(用途地域、大規模集落地内)
■ 社寺林等の保全	■ 伊豆縦貫自動車道
《河川の保全と憩いの空間づくりを行う》	■ 主要道路
■ 憩いのある水辺空間の創出	■ 鉄道
■ 豊富な動植物が息づく海辺空間の創出	■ 行政界

5. 自然・歴史・文化を感じるまちづくりの方針

(“街の眺めづくり”に関する方針)

1) 基本的な考え方

- (1) 下田ならではの豊かで美しい自然環境を大切にしよう
- (2) 地域資源に配慮したまちなみをつくろう

2) 基本方針

(1) 下田ならではの豊かで美しい自然環境を大切にしよう

①豊かな自然景観を後世に残す

- 海岸線等の自然景観の保全や森林環境の創出、自然環境を伝承する活動により、豊かな自然景観を後世に残す。

②景観を楽しむことができる空間をつくる

- 眺望景観や自然景観等を満喫する空間の創出により、景観を楽しむことができる空間をつくる。

(2) 地域資源に配慮したまちなみをつくろう

①地域をイメージできる景観を景観計画に即してつくる

- 下田の特徴を醸し出している5地域（下田市景観計画で定める景観誘導ゾーン）については、景観計画の方針に即して景観を形成する。

②もてなしを感じる景観を演出する

- 伊豆急下田駅や蓮台寺駅周辺、道路等はシンボル性やわかりやすさ（イメージしやすさ）の向上等により、もてなしを感じる景観をつくる。

③自然と調和した景観をつくる

- 景勝地の整備、自然景観と調和した開発や建築物の誘導により、自然と調和した景観をつくる。

④歴史を感じる景観をつくる

- 歴史的資源のイメージアップや歴史を踏まえた建築物のデザインや色彩の統一を図り、歴史を感じる景観をつくる。

⑤祭りを守る

- 自然や歴史・文化を伝える祭りを保全・振興する。

3) 整備方針

(1) 下田ならではの豊かで美しい自然環境を大切にしよう

<p>①豊かな自然景観を後世に残す</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市域面積の大半を占める森林は、保全や適正管理等により、良好な景観の創出を図る。 国立公園指定の海岸線一帯の自然景観を保全する。 爪木崎等景勝地を風光明媚な景観として保全する。 豊かな自然の恵みを後世へ伝承するため、市民ぐるみの美化運動や水質汚濁防止活動等を推進する。 爪木崎俵磯の柱状節理、弁天島の斜交層理、龍宮窟、恵比須島などを始めとするジオサイト※のダイナミックな景観を後世に残す。
<p>②景観を楽しむことができる空間をつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 良好な眺望が得られる地点は、周辺の自然環境に配慮しつつ、公園的利用を含めた眺望場所の整備により、眺望景観を創出する。 海水浴場の維持・管理等により、下田の景観を満喫できる空間を創出する。 稻生沢川や大賀茂川等の河川沿いは、橋のデザイン向上、河川護岸、親水公園等の整備により、水辺に親しむ空間の創出を図る。 良好な景観を維持するため、広告看板をはじめとする屋外広告物の規模・意匠・個数などについて適正な設置誘導を図る。 公共事業は静岡県「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」にのっとり行う。

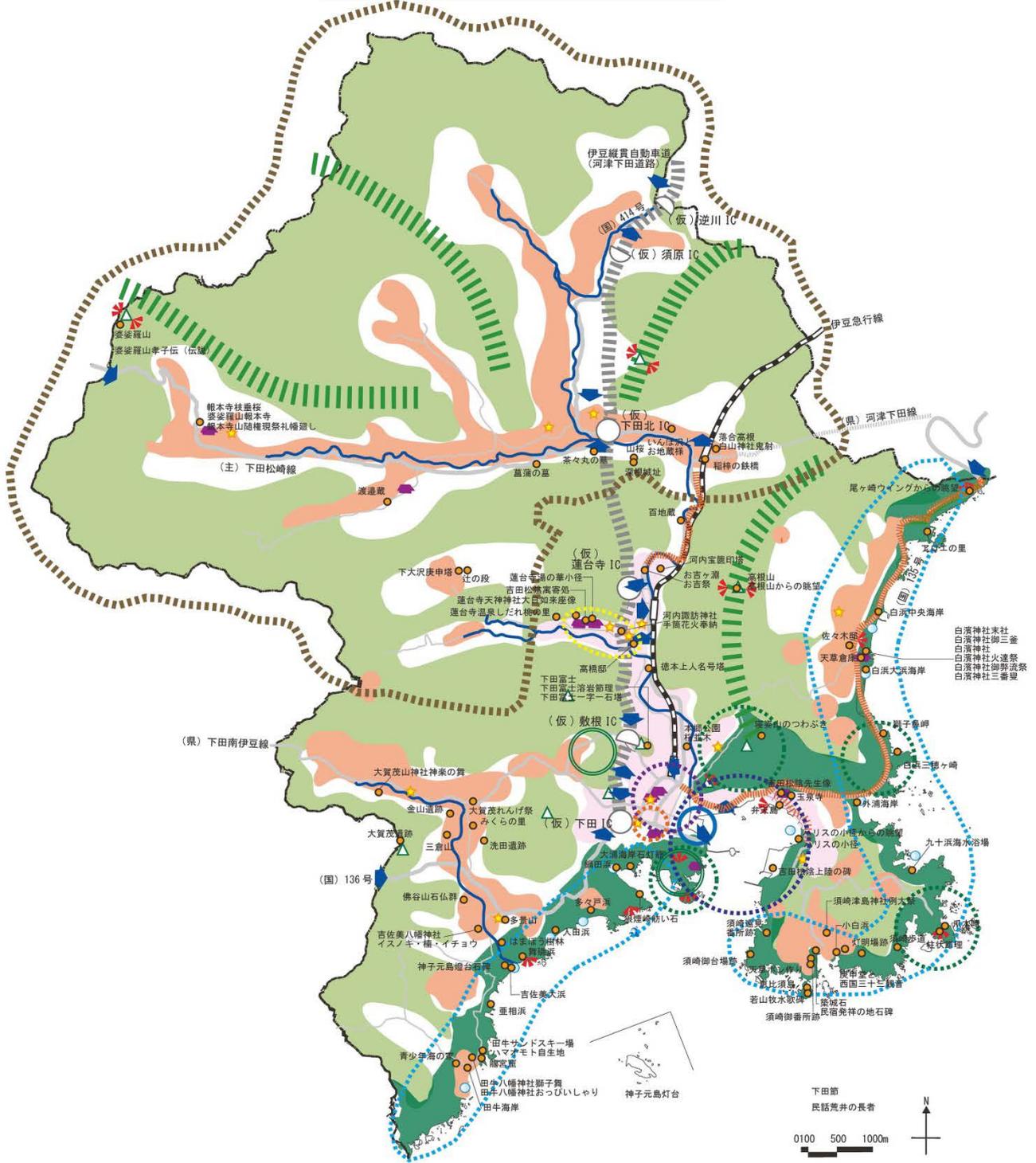
(2) 地域資源に配慮したまちなみをつくろう

<p>①地域をイメージできる景観を景観計画に即してつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市街地は、周囲の自然環境の眺望や歴史との調和に十分配慮した景観づくりを行う。 旧町内ゾーン 「下田太鼓祭りが似合うまちなみの形成」 各集落及び周辺は、田園風景や、里山風景、漁村風景の維持・向上を図る。 海岸線ゾーン 「白い砂浜や美しい海岸が映える海辺と漁村景観の形成」 里山ゾーン 「豊かな里山・水辺・田園と調和した魅力的な農村景観の形成」 臨海部は、海と都市の接点にある特性を活かし、市民や観光客が海にふれあえる景観を創出する。 下田港周辺ゾーン 「歴史ある港を感じられる景観、港を演出するまちなみの形成」 蓮台寺温泉周辺は、温泉と歴史資源、シダレモモ等、花と歴史情緒あふれる景観づくりを行う。 蓮台寺温泉ゾーン 「昔ながらの湯治場の雰囲気大切に情緒あふれるまちなみの形成」
----------------------------------	---

<p>②もてなしを感じる景観を演出する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 伊豆急下田駅周辺は、世界中からの来訪者をもてなす下田の玄関口としてふさわしいシンボル性の向上や施設づくりを推進し、もてなしを感じる景観を演出する。 吉佐美、田牛、須崎、外浦など漁村集落に見られる漁船、網をさばく姿、金目鯛・干物・海草などが干されている風景、下田ならではの雰囲気を感じられる景観を守っていく。 蓮台寺駅や稲梓駅周辺は、周辺地域への玄関口等として、もてなしを感じる景観を演出する。 伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ周辺や下田港をはじめとする下田の玄関口となる地点は、下田がイメージされる案内看板等により、もてなしを感じる景観を演出する。 国道や県道等の沿道は、花の植栽や無電柱化等により、沿道景観づくりを行う。 景観と調和した看板にすることにより、リゾートや海辺の景観を守る。
<p>③自然と調和した景観をつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山面や斜面緑地の開発にあたっては、スカイラインの保護、建築物の周辺部との調和、法面の景観的配慮を行う。 海岸沿いや山間部を走る主要な道路は、道路上から得られる自然景観を沿道景観として取り込むため、眺望景観を阻害する建物や構造物について高さ等の誘導を図り、通景を確保する。
<p>④歴史を感じる景観をつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 寺社・史跡等の歴史的資源は、保全に努め、統一された案内看板等の整備により、歴史的遺産としての魅力向上を図る。 市街地等において、歴史資源と生活空間、周辺の自然景観を一体的な空間として捉え、都市計画的手法の導入により、歴史資源や自然景観と調和した建築物等の誘導等により、魅力ある景観を創出する。 市役所・公民館・学校等の主要な公共施設や公園は、周辺の歴史景観等に配慮した建築物のデザインや色彩の統一等により、市民が一層親しみやすい施設づくりを進める。
<p>⑤祭りを守る</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下田の自然や歴史・文化を表す、地域に伝わる伝統芸能や各種祭りを将来にわたって継承するため、保全・振興する。

※ジオサイト (GeoSite) : ジオパークの中での見学場所を指す。ジオパークを日本語にすれば、「大地のなりたちや地形、地質をテーマにした自然公園」の一種である。ジオサイトの多くは、素晴らしい自然景観(地形)や地層、岩石、湧水、温泉、化石などが存在する場所にあるが、人々の歴史的遺産や文化遺産なども対象に含めている。なお、一つのジオサイトの中に、地形・地質に加えて、歴史や食文化等、複数の見所が含まれている場所もある。

街の眺めづくり方針図



凡		例
《下田ならではの豊かで美しい自然環境を大切にしよう》	《地域資源に配慮したまちなみをつくらう》	● 下田まち遺産（除く中心部）
■ 良好な景観の創出（森林）	■ 周囲の自然環境の眺望や歴史との調和に十分配慮した景観づくり（市街地）	○ 《下田市景観計画（景観誘導ゾーン）》
■ 自然景観の保全（海岸線一帯）	■ 田園風景や里山風景、漁村風景等の維持・向上	○ 旧町内ゾーン
○ 景勝地の保全	○ 海にふれあえる景観の演出	○ 下田港周辺ゾーン
▲ 眺望景観の確保・演出	▲ もてなしを感じる景観の演出（玄関口としての景観づくり）	○ 海岸線ゾーン
○ 海水浴場の維持・管理	▲ もてなしを感じる沿道景観の演出	○ 蓮台寺温泉ゾーン
○ 水辺に楽しむ空間の創出（河川沿い）	○ スカイラインの保護	○ 里山ゾーン
▲ 主な山頂	○ 遠景の確保	
○ 主要道路	○ 魅力ある景観の演出（歴史資源や自然景観と調和した建築物等の誘導）	
○ 鉄道	★ 公共施設のデザイン等の工夫	
○ 行政区境界	○ 公園のデザイン等の工夫	
	▲ 歴史的遺産の魅力向上（サインの充実等）	

6. 中心市街地にぎわいの方針

(“中心市街地のにぎわいづくり、景観、道路等”に関する方針)

1) 基本的な考え方

- (1) 歴史や文化を肌で感じ、歩きたくなる、住みたくなる中心市街地にしよう
- (2) 各種機能を配置して住民や来訪者が満足するまちをつくろう
- (3) 下田港周辺の資源を活かし、にぎわいを生むまちをつくろう

2) 基本方針

(1) 歴史や文化を肌で感じ、歩きたくなる、住みたくなる中心市街地にしよう

① 歴史の系譜がわかる街並み形成や人に優しい環境づくりをする

- 地域資源を活かした歴史の系譜がわかる街並み景観を形成するとともに、人に優しい、災害に負けない市街地環境の形成により、中心市街地を再生する。

② 碁盤の目状で矢折れ(互い違いの交差点)の道路網を活かし、歩行者にやさしい道にする

- 自動車交通や自転車交通、歩行者交通の混在を抑制するため、人に優しい道路空間づくりを進める。

③ 市街地の外周の交通環境を改善し、観光交通の流入を抑制する

- 観光交通の流入を抑制するため、旧町内を外周する道路網の強化等を進める。

④ 歴史や自然とふれあい“歩いて楽しい”空間を創出する

- 旧町内に残る開国時代の風情やみなとまちらしさ、街並みを活かし“歩いて楽しい”空間を形成する。

⑤ 公共・公益の施設・用地を賑わいや憩いの拠点として活用する

- 公共・公益施設等を整備・活用し、市民や来訪客が憩える空間をつくる。

(2) 各種機能を配置して住民や来訪者が満足するまちをつくろう

① 商業、業務、文化、医療、教育、娯楽など各種の機能を配置させる

- 「街」の成り立ちの基本は「住」であるとの原点に立ち帰り、中心市街地に住む住民が歩いて暮らせる空間をつくる。

(3) 下田港周辺の資源を活かし、にぎわいを生むまちをつくろう

① 下田港周辺をめぐる「下田ベイトレイル」を形成する

- ウォーターフロントの空間を活かした、下田港周辺をめぐる「下田ベイトレイル」を形成する。

3) 整備方針

(1) 歴史や文化を肌で感じ、歩きたくなる、住みたくなる中心市街地にしよう

<p>①歴史の系譜がわかる街並み形成や人に優しい環境づくりをする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時代ごとの歴史的建造物の保全・活用と併せ、周辺の自然環境等の地域資源を活用することにより、魅力ある市街地環境を創出する。 文化施設や教育施設等の公共・公益施設の機能更新と併せ、設備等の充実、施設の周辺景観の整備を図る。 高齢者をはじめとするすべての通行者が安心して移動できるよう、歩行者空間を確保するとともに、高齢社会に向けてまちの随所に休憩スペースやポケットパークなど憩いの空間を充実する。 伊豆急下田駅や駅前広場のバスターミナルとのネットワークを強化して、子供から高齢者まで、誰もが暮らしやすい、訪れやすい中心市街地とする。 予想される南海トラフの大地震等の災害時において、子供から大人まで安全に避難等ができる環境を整備する。(現在地から身近な避難場所：高台までの誘導サイン等) 街中の津波避難ビルが不足する場所に対し、新たに建設する建物において、普段は集会場や商業施設などに利用し、災害時には津波避難ビルとして対応が可能な建物の整備を誘導する。
<p>②碁盤の目状で矢折れ(互い違いの交差点)の道路網を活かし、歩行者にやさしい道にする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の町立による碁盤の目状で矢折れ(互い違いの交差点)の街路網を活かすため、自動車交通をメインとする道路整備は行わず、自動車と自転車、歩行者が共存する道路整備を進める。 中心市街地内の主要生活道路は、歩車共存を基本とした安心して歩ける道路の維持・整備を行う。 イベントや休日等観光客の利用時においては、自動車と自転車、歩行者の混在を抑制するため、時間帯規制や一方通行等の交通規制策の導入を検討する。 買い物等で市民が自動車、バイク、自転車や徒歩で安全に訪れるための駐車場等として、旧町内に(イベント開催の場としても活用できるような)多目的に利用できるスペースを確保する。 立ち寄りやすい中心市街地をつくるべく基本方針は、旧町内における観光や市民の買い物での駐車場の使い方(料金、駐車時間等)や交通体系(一方通行の効果)について調査することにより実現化させていく。
<p>③市街地の外周の交通環境を改善し、観光交通の流入を抑制する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国道135、136号の再整備等により、市街地を外周する道路網を強化する。 市街地の外周部、特に国道135、136号沿いに拠点的な駐車場を確保する。

<p>④歴史や自然とふれあい“歩いて楽しい”空間を創出する</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中心市街地の歴史的建造物等や中心市街地周辺の伊豆石切場跡の活用、相互連携により、「歴史の散歩道」等として歴史と触れ合える空間を創出する。 • 子供も理解できるようなサインの充実を図り、歩行者を優先とした市民や来訪者が楽しめる空間づくりを行う。
<p>⑤公共・公益の施設や用地を賑わいや憩いの拠点として活用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 伊豆急下田駅周辺地区は、まちの活性化、防災面の観点から、駅などを含む再開発等を検討する。 • 上から見たときの形が「コ」の字型である平面プラットフォームが特長的な終着駅伊豆急下田駅（頭端式ホーム※）が引き立つような駅前広場にする。 • 遊びの場や学習の場等、子供を含めた市民や来街者が交流する多様な空間を創出する。

(2) 各種機能を配置させ住民や来訪者が満足するまちをつくろう

<p>①商業、業務、文化、医療、教育、娯楽など各種の機能を配置させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中心市街地へ商業、業務、文化、医療、教育、娯楽などの各種機能配置に努めることで、住民や来訪者誰もが様々なサービスをまとめて受けられる利用しやすい環境をつくる。 • 中心市街地のなかで施設を分散配置させることにより、回遊するような仕組みをつくり、賑わいを創出する。
--	--

(3) 下田港周辺の資源を活かし、にぎわいを生むまちをつくろう

<p>①下田港周辺をめぐる「下田ベイトレイル※」を形成する</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 大川端通りは、旧町内と臨海部をネットワークする空間、みなとまちらしい雰囲気を感じられる空間として環境整備を進める。 • 武ガ浜地区の水辺空間を活用して、武ガ浜、市街地、須崎などが海上にて繋がるルートを検討する。 • 臨海部の道の駅開国下田みなとや、まどが浜海遊公園等の拠点をつなぐマリンリゾートを実感するシンボリックな歩行者空間、景観軸を整備する。 • 「ハリスの小径」に続く歩行者回遊導線として、臨海部につながる歩行者・自転車空間と玉泉寺周辺の環境整備を進める。（松陰の小径） • 須崎半島の海岸線の環境に配慮しながら、御台場公園までの整備と一体的に下田港を巡るネットワークづくりを行う。（ハリスの小径後遊歩道） • 「ベイサイドプロムナード」や「和歌の浦遊歩道」、「ペリーロード」、「ハリスの小径」等の既存遊歩道のネットワーク強化、寝姿山や武山へのアクセス強化、また公共交通、海上交通との連携強化により、歴史、海をはじめとする自然環境を満喫できるネットワークを整備する。
-----------------------------------	--

※頭端式ホーム：ヨーロッパの駅に多く見られる形のホームで、上から見た形状がヨ又はコの字の形をしており、上下移動がなくバリアフリーとしても優しい駅の形状をしている。私鉄の発着駅に多く見られるが、JR線と併せて運行され特急が止まる駅としては全国的にも希少な駅と位置づけられている。

※下田ベイトレイル：下田独自の歴史、街並みなどの地域特性や交流施設などの多様な景観を、途切れることなく満喫できる回遊性の高い歩行者ネットワークを指す。和歌の浦遊歩道、ベイサイドプロムナード、中心市街地、松陰の小径、ハリスの小径等を総称して言う。

中心市街地 にぎわいの方針図

凡 例

- 公園・緑地等
- 主な歴史・文化資源
- 登録有形遺産
- 観光資源
- 遊覧船乗り場等
- 海水浴場等
- 《歴史や文化を肌で感じ、歩まなくなる 住みたくなくなる中心市街地》(歩車分離線)
- 歴史と賑わいを感じる空間づくり
- 周囲の自然環境と歴史的景観が調和したリスムを感じる空間づくり
- みなとまちの雰囲気を感じる空間づくり
- 商店街の賑わいを演出する空間づくり
- 歴史的景観と調和した風情ある空間づくり
- 交通機能とのネットワーク強化
- 《下田港周辺の資源を活かし、にぎわいを生む》
- 臨海部と旧町内のネットワーク景観軸(海上ルート)
- シンボリックな歩行者空間・景観軸の整備
- 臨海部につながる空間づくり
- 港を渡るネットワークづくり(ハリスの小径の後継歩道)
- 自然環境を潤滑できるネットワーク

歴史ある港を感じる景観、
港を演出するまちなみの形成

賑わいや憩いの拠点

旧町内の歩きやすい交通体系イメージ

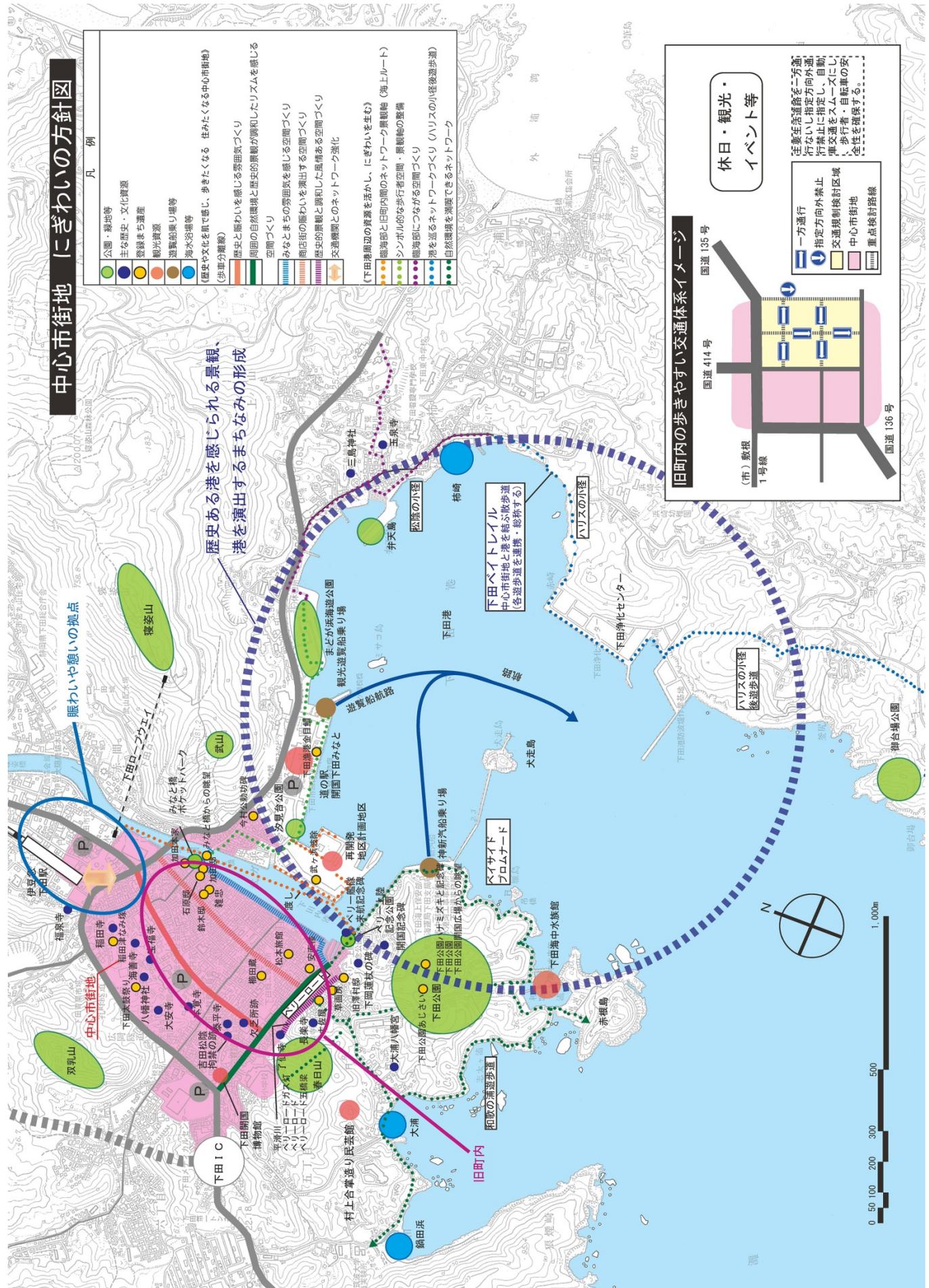
国道 414号
国道 135号
国道 136号

(市) 款根 1号線

休日・観光・イベント等

- 一方通行
- 指定方向外禁止
- 交通規制検討区域
- 中心市街地
- 重点検討路線

注：緊急生活道路を一方通行しないし指定方向外通行禁止に指定し、自動車を交通をスムーズにし、歩行者・自転車の安全性を確保する。



7. 市民・事業者・行政 協働の方針

（“市民・事業者・行政の連携、協力”に関する方針）

1) 基本的な考え方

- (1) 計画策定・規制誘導
- (2) 事業実施
- (3) 維持管理・活用
- (4) 心意気

2) 基本方針

(1) 計画策定・規制誘導

①協働により計画策定を行う

- 案の段階から協働による計画策定を行うことにより、まちの将来像に対する共通認識を持つ。

②市民・事業者一体となって規制誘導を行う

- 看板や街並み等の規制誘導に取り組む。

(2) 事業実施

①協働により事業に取り組む

- 事業実施の際には、様々な人の声を聴いて下田のまちがよりよいものとなるよう整備を行う。

②民間活力の導入により下田市の活力向上を行う

- 民間のノウハウや企業進出、市民の積極的な取り組みにより、下田市の活力向上を行う。

(3) 維持管理・活用

①適切な維持管理を行うとともに、積極的に活用を行う

- 地域にある資源を適切に維持管理することにより住み続けたい・訪れたい下田を形成し、活用することにより新たな下田を創出する。

(4) 心意気

①下田に関わる人・下田にある物を大切にする

- 下田に関わる全ての人を受け入れ、下田にある自然・文化・歴史を大切にしたい気持ちを持つ。

3) 整備方針

(1) 計画策定・規制誘導

<p>①協働により計画策定を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協働で計画を策定することにより、下田への将来ビジョンの共有化を図る。 国・県・市の連携により、下田市・静岡県・日本にとって良いものとなるよう、話し合いを行う。 市民・事業者は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、地域社会の一人として積極的にまちづくりに参加するように努める。 行政は、都市計画マスタープランを始め、市の各種施策との整合性に留意しつつ、まちづくりに関する情報の提供、適切なアドバイスを行う。 都市計画マスタープランでは、地域別のまちづくり会議を開催し、市民参加による計画策定を行う。
<p>②市民・事業者一体となって規制誘導を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市のイメージを損なう看板等の設置を防止するとともに、下田にそぐわない看板は撤去又は変更するように指導し、良好な景観の維持に努める。 美しい海岸線の景観や歴史的な街並み景観などを、市民・事業者・行政が共に守る。

(2) 事業実施

<p>①協働により事業に取り組む</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業実施の際は、計画段階において、市民が使いやすい施設となるように（事業説明に加え）意見聴取を行った上で、可能なものは事業に反映できる機会を設け、誰にも活用される施設とする。 事業者は、地元の意見を聞き、地域の雇用や活性化につながる事業となるよう努める。
<p>②民間活力の導入により下田市の活力向上を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化につながる民間施設の進出については、市民と事業者、行政が共に話し合いの場に立ち、合意形成に向けて相互に連携を図る。 地域活性化につながる資源の活用など、地元でできる活動は地元で取り組み、地域の元気力の向上につなげる 公共施設等の整備、維持管理、運営等について、PFI※や PPP など共同出資を活用した、民間活力の導入による新たな整備手法の可能性を検討する。

(3) 維持管理・活用

①適切な維持管理を行うとともに、積極的に活用を行う	<ul style="list-style-type: none">• 海や河川、道路などの草刈りや掃除、花壇の管理などを、地域ぐるみで取り組む。• 地域に存在する海や砂浜等の自然資源、歴史的な建物や名所等は、いつまでも大切にされるよう、市民・事業者・行政・来訪者が共に大切にし、維持管理・活用に努める。• 農村環境を活かし、収穫参加や田舎暮らし体験など、地域で暮らす人と来訪者が交流できる機会を提供する。• 地域に暮らす人との交流を通じて、来訪により下田を気に入った来訪者が定住できる場として空き家などの情報提供を行っていく。• 諸外国からの来訪者、子供、学生、アーティストの参加により、これまでの想像を超える新たな取り組みを支援する。
----------------------------------	---

(4) 心意気

①下田に関わる人・下田にある物を大切にする	<ul style="list-style-type: none">• 下田の自然・歴史・文化を大切にする。• 昔から住んでいる人、下田を気に入って新たに定住する人誰もが下田を愛し、コミュニティを活発にし、下田を盛り上げていく。• 事業者は、下田を大切にし、事業のみならず、災害協定、物資援助など下田のまちに貢献する。
------------------------------	---

※PFI (Private Finance Initiative) : プライベート・ファイナンス・イニシアティブとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

※PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ 《公民連携》) : 公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPPと呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

地域別構想

地域別構想編

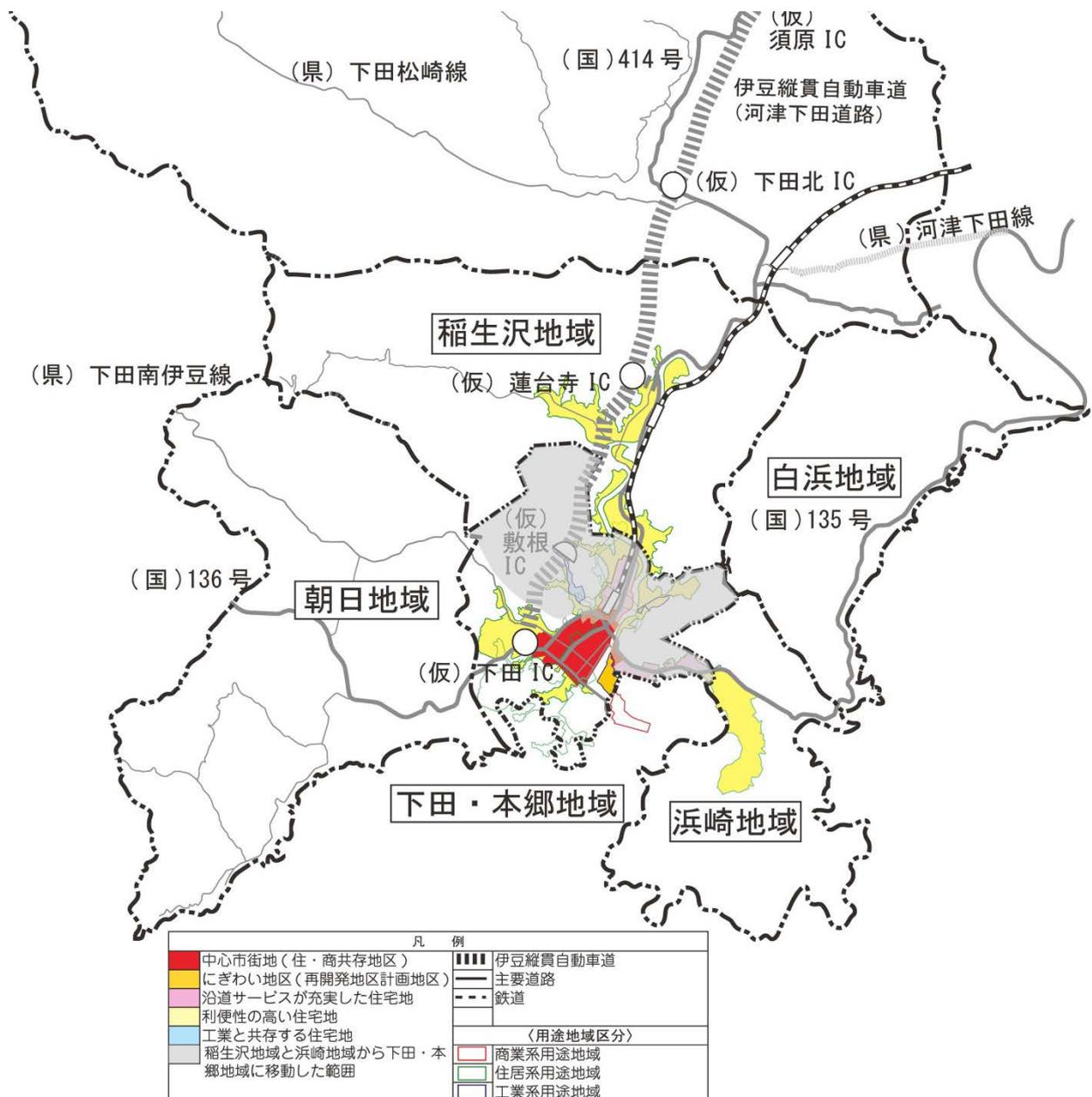
1 地域別構想の考え方

1. 「地域区分」の設定

地域区分は、都市の成り立ち（旧町村合併）や市街地の形成過程等、その地域が形成されるに至った歴史的な背景を重視しつつ、生活圈やコミュニティなどの地域の連続性や学区などに配慮し、そのうえで現在の土地利用や用途地域の指定状況等を考慮し、下田市を6つの地域に区分した。

（前回のマスタープランは旧町村単位で地域区分を行っていた。今回は上記考え方のもと、西本郷、東本郷、敷根、中地区を稲生沢地域から下田・本郷地域へ編入、外ヶ岡のホテルやまどが浜海遊公園を浜崎地域から下田・本郷地域へ編入した。）

<地域区分図>



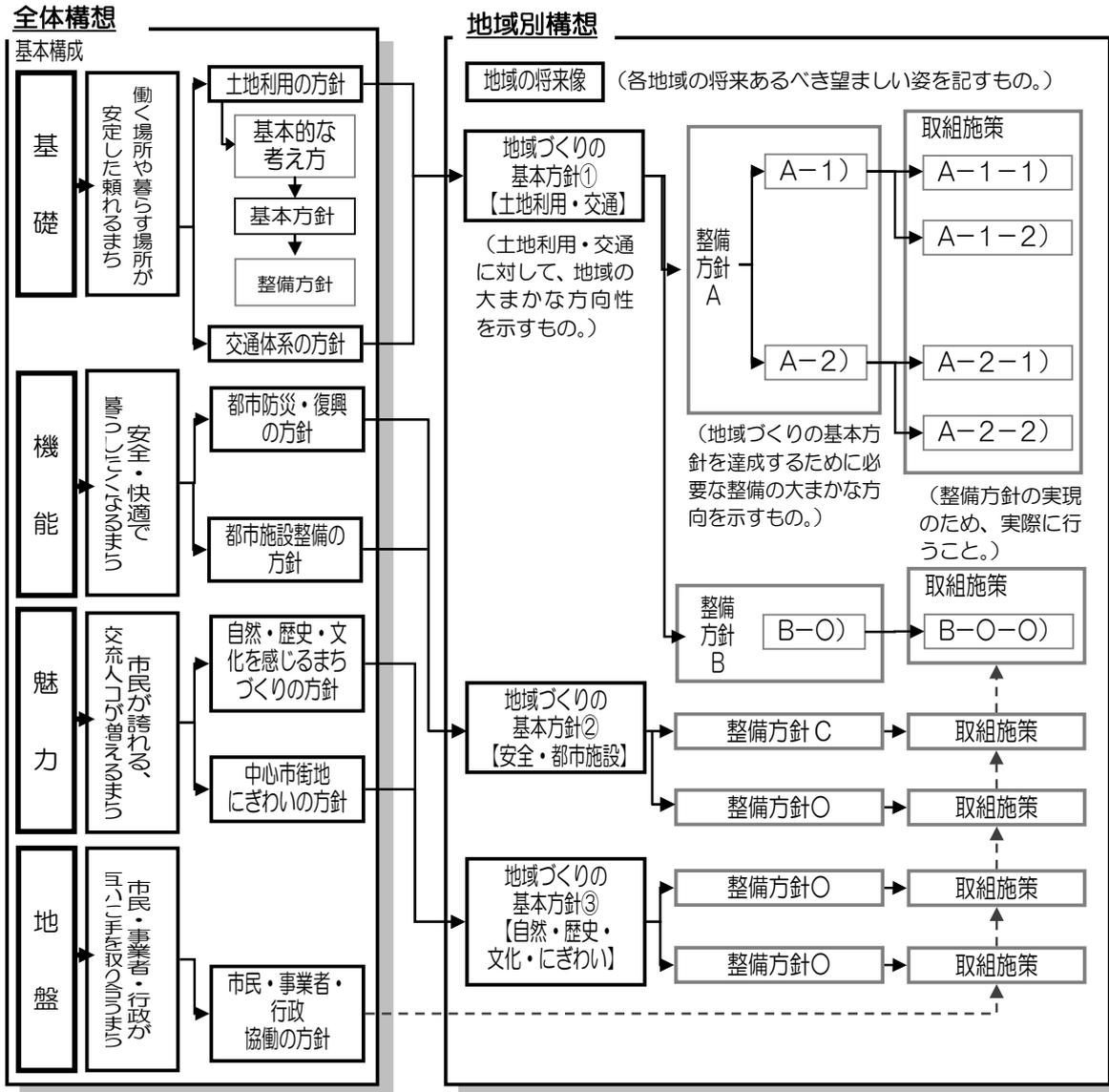
2. 各地域の位置づけ

全体構想

都市の基本構成		① 基礎	② 機能	③ 魅力	④ 地盤	
都市づくりの基本目標		働く場所や暮らす場所が安定した頼れるまち	安全・快適で暮らしたくなるまち	市民が誇れる、交流人口が増えるまち	市民・事業者・行政が互いに手を取り合うまち	
分野別都市づくりの方針		●土地利用の方針 ●交通体系の方針	●都市防災・復興の方針 ●都市施設整備の方針	●自然・歴史・文化を感じるまちづくりの方針 ●中心市街地にぎわいの方針	●市民・事業者・行政協働の方針	
	概況（「下田市で暮らすための指南書」より）	↓ ↓ ↓ ↓ 地域別構想における考え方				
下田・本郷地域	下田の行政、商業、生活等の中心地。港町の風情、開国の歴史、歴史的なまちなみを感じることができる。	●中心市街地 ●周辺市街地	歴史や文化、港を感じ、人のにぎわいがある下田・本郷			
			まちの活力を維持するための基礎をつくる	安全面の向上と人々が集まる機能をつくる	にぎわい続けるための魅力をつくる	←
稲生沢地域	古くからの温泉場の風情を残す地域。中心市街地にも近く、快適な生活環境と適度な利便性を備えている。	●周辺市街地 ●森林	身近な自然と歴史や温泉を生かした、人にやさしい稲生沢			
			自家用車だけに頼らない交通の基礎をつくる	安全面の向上と暮らしが楽しくなる機能をつくる	地域が誇れる魅力をつくる	←
朝日地域	美しい海岸と山里に囲まれた地域。外国人や別荘などが多く、交流居住が盛んな地域です。	●大規模集落（2地区） ●集団的農地 ●海岸線 ●丘陵地	海、山、川の豊かな自然があふれる、次世代育成がしやすい朝日			
			豊かな自然を守り、暮らしたくなる基礎をつくる	安全面の向上と国際交流や世代間交流ができる機能をつくる	地域資源を活用して国際交流や世代間交流ができる魅力をつくる	←
浜崎地域	美しい海を活かした漁業の盛んな地域。海が近い生活ができますが、地縁的な結びつきが強い傾向がある。	●周辺市街地 ●海岸線	海や花、緑を取り入れた、にぎわいとやさしさがあふれる浜崎			
			海と緑に囲まれた住環境と産業の基礎をつくる	安全面の向上と来訪者をもてなすための機能をつくる	6次産業化の推進と訪れたくなる魅力をつくる	←
白浜地域	太平洋と白い砂浜を眼前に望む地域。温暖で一年中マリンスポーツで賑わう。夏季は来遊者で大変賑やかになる。	●大規模集落（1地区） ●海岸線 ●森林	白い砂浜や豊富な緑に親しみ、心豊かに過ごすことができる白浜			
			暮らしと融合するリゾートの基礎をつくる	安全面の向上と訪れたくなる機能をつくる	リピートしたくなる魅力をつくる	←
稲梓地域	山と清流に囲まれた里山景観を残す地域。農業や山里生活に適している。買い物などの日常生活や交通は現状やや不便。	●大規模集落（1地区） ●集団的農地 ●森林	里山を活かした、“人の集い”と“人のふれあい”の稲梓			
			定住者を増やすための基礎をつくる	安全面の向上と暮らしたくなる機能をつくる	地域が活気づく魅力をつくる	←

地域別構想

3. 地域別まちづくりの方針の構成



※取組施策は、現時点で想定されるものを記載しており、社会的状況の変化等により臨機応変に調整を行うものとしします。

4. 地域別まちづくりの方針の凡例

※詳細については、123 ページを参照

整備方針	早期実行プロジェクト【◎】 整備方針の中でも、魅力的なまちをつくるうえで特に重要な方針であり、市民と共に早期に取り組み施策を実施するもの。	重点プロジェクト【●】 整備方針の中でも、魅力的なまちをつくるうえで特に重要な方針であり、5年以内(平成32年度末まで)に取り組みを開始するもの。
	都市マス実践業務【◆】 整備方針の中でも、魅力的なまちをつくるうえで特に重要な方針であり、都市計画部局等において、市民参加を求めながら早期に実践するもの。	
取組施策	取組中【☆】 現在すでに取り組んでいるもののうち、特に先導的に取り組んでいるもの。	取組完了【★】 現在すでに取り組が完了している施策。

2 地域別まちづくりの方針

1. 下田・本郷地域

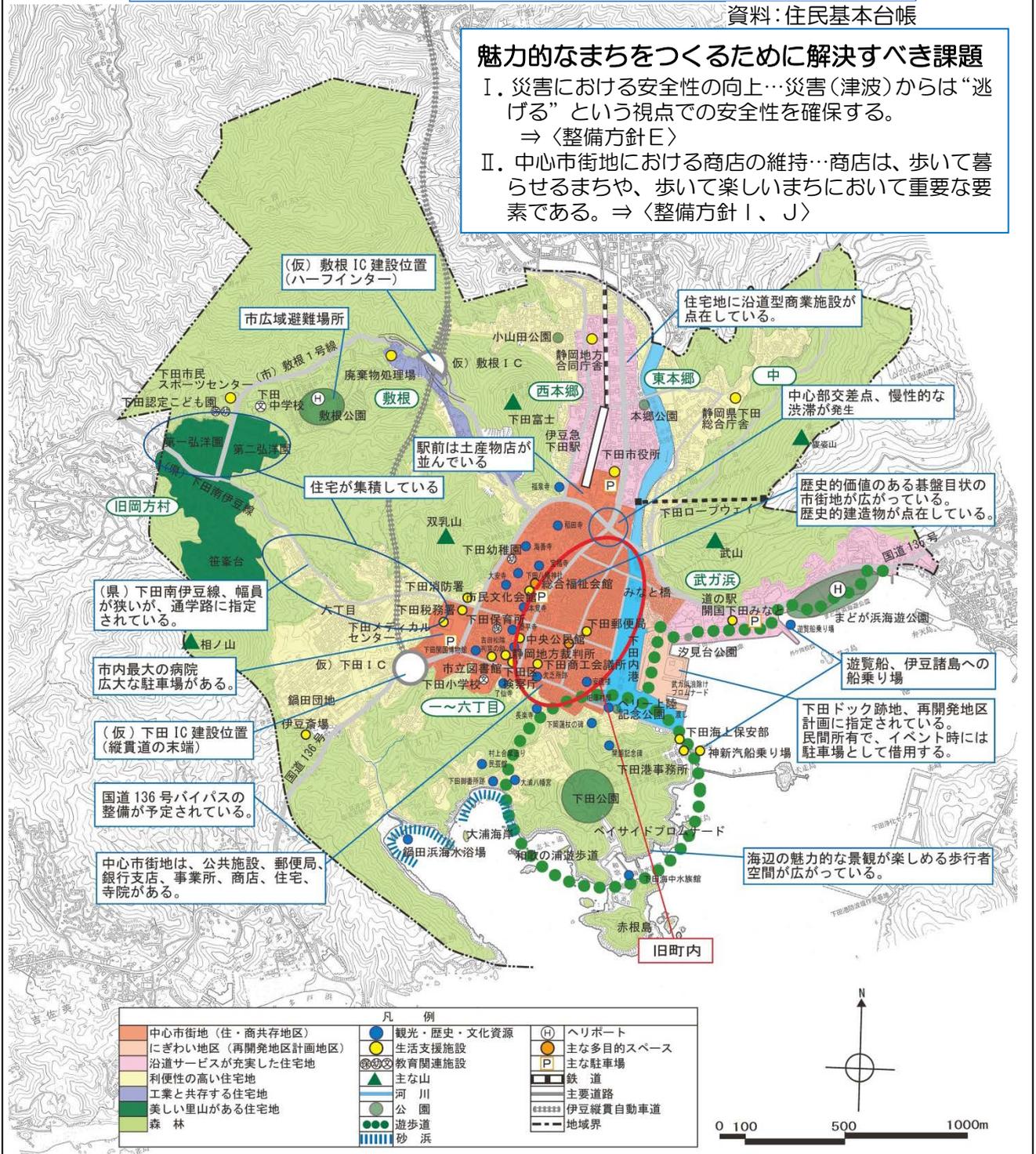
下田・本郷地域の現況と課題

地域の人口と世帯数の推移	H20	H22	H24	H26
人口(人)	9,871	9,597	9,280	8,936
世帯数(世帯)	4,677	4,664	4,593	4,575

資料：住民基本台帳

魅力的なまちをつくるために解決すべき課題

- I. 災害における安全性の向上…災害(津波)からは“逃げる”という視点での安全性を確保する。
⇒〈整備方針E〉
- II. 中心市街地における商店の維持…商店は、歩いて暮らせるまちや、歩いて楽しいまちにおいて重要な要素である。⇒〈整備方針I、J〉



■下田・本郷地域の将来像

「歴史や文化、港を感じ、人のにぎわいがある下田・本郷」

◆地域づくりの基本方針

- ① 土地利用と交通：まちの活力を維持するための基礎をつくる
- ② 安全と都市施設：安全面の向上と人々が集まる機能をつくる
- ③ 自然、歴史、文化、賑わい：にぎわい続けるための魅力をつくる

整備方針：◎早期実行プロジェクト、◆都市マス実践業務、●重点プロジェクト
 取組施策：☆取組中、★取組完了、1. 市民・事業者・行政協働で取り組む施策

①土地利用と交通：まちの活力を維持するための基礎をつくる

<整備方針A 商業施設と住宅地の調和>

A-1) 緑や海等の自然環境と調和した市街地を形成する。〈用途地域内〉

伊豆急下田駅周辺	国道沿いに、商業・業務施設や観光・サービス施設の立地を進め、世界中からの来訪者をもてなす下田の玄関口としての機能を充実する。
本郷地区	生活を中心としつつ、生活利便性を高めるため、国道沿いに、生活関連商業施設の配置を行う。
旧町内	商店街と住宅、歴史資源が共存する市街地として、商店街の活性化や住環境の維持、歴史資源の活用を進める。
五丁目・六丁目の住宅地（岩下等）	住・商が共存する市街地として、住環境を維持するとともに、小売店等の立地により利便性を向上する。
中地区	住・商が共存する市街地として、住環境の維持とともに、店舗の立地により利便性を向上する。
外ヶ岡地区 柿崎地区（間戸浜）	宿泊施設を中心とした市街地として、宿泊施設や店舗（飲食店・小売店等）の立地を進める。
敷根地区	住・工が共存する市街地として、公害防止等により住環境を維持する。

取組施策

- 1.用途地域の指定の継続
- 2.土地利用や建物、景観、緑化などのさらなるルールづくり

A-2) 丘陵地にある分譲地は、緑に囲まれた閑静な住環境を維持する。

取組施策

- 1.建築協定等の推進

A-3) 新たな産業の創造（誘致）と空き家・空き店舗対策を行う。

取組施策

- 1.定住者、サテライトオフィスなどの誘致
- 2.空き家・空き店舗の情報提供

A-4) 市街地を取り囲む山々の緑を保全する。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.社寺林を守るための都市計画手法の導入 2.専門家による指導体制の確立（林業家の育成への支援、森林整備への支援など）
-------------	--

A-5) 大浦海岸や鍋田浜の変化に富んだ美しい砂浜や森林が織りなす海岸景観を保全する。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.「富士箱根伊豆国立公園」の指定継続・管理 2.森林や海岸へのごみの投棄防止
-------------	--

◆A-6) 武ガ浜の再開発地区計画地区（旧下田ドック跡地）は、道の駅や中心市街地と連携し、賑わいに結びつくような空間の形成を図るべく、活用を促進する。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.武ガ浜再開発地区計画地区におけるまちづくりに沿った内容の適正な見直し（水辺空間の活用の検討） 2.武ガ浜再開発地区の地区計画に基づく土地の活用
-------------	--

<整備方針B 良好な交通環境の確保>

B-1) インターチェンジへのアクセス、インターチェンジから市街地へのアクセス道路、市街地に通過交通が入らないような道路網を整備する。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> ☆1.伊豆縦貫自動車道の整備 2.国道135・136号の再整備、市道敷根1号線の改良、(都)下田港横枕線の整備
-------------	--

B-2) すべての人が自由に移動できるように公共交通機関の充実を図る。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.路線バスの維持 2.路線バスによる縦貫道活用の検討 3.サイクル&ライド、サイクル&トレインライド（バスライド）の検討
-------------	---

B-3) 暮らしやすい環境を作るため、地区道路の改善を図る。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.道路の維持・管理（国道、県道、市道）（県道下田南伊豆線の整備 [待避所の設置等]など）
-------------	---

B-4) 海上交通と陸上交通の結節点になる地点については、海の玄関口として施設及び環境の充実を図る。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.海上交通の充実（既存ルートの充実・新規ルートの開拓など） 2.遊覧船の維持
-------------	--

<整備方針C 訪れやすい中心市街地>

- ◆C-1) 江戸時代の町割りを残す旧町内の道路は、歴史的な価値があることから、現道を生かした、歩きやすい道路の整備を行う。

取組施策	☆1.都市計画道路((都)中島大浦線、(都)中原岩下線)の見直し 2.電柱類の民地側への移動、又は電線類地中化等の検討 3.商店街等の交通規制の検討(自動車通行の時間帯規制、一方通行など)
------	--

- C-2) 中心市街地の周辺で、自家用車等でも立ち寄りやすい仕組みをつくり、歩いて周りやすい環境をつくる。

取組施策	1.民間駐車場・市営駐車場の確保 2.駐車場の使い方(料金、駐車時間等)や交通体系(一方通行の効果)における調査 3.中心市街地と武ガ浜とを結ぶ動線の検討
------	---

- C-3) 下田公園内の遊歩道や既存の遊歩道とのネットワークの強化や遊歩道までのアクセスを向上する。

取組施策	1.下田公園内の散策路やバイサイドプロムナード、和歌の浦遊歩道の管理
------	------------------------------------

<整備方針D 駅周辺の賑わい創出>

- D-1) 伊豆急下田駅周辺地区は、まちの活性化、防災面の観点から、駅などを含む再開発等を検討する。

取組施策	1.伊豆急下田駅周辺地区整備計画の策定
------	---------------------

- D-2) 伊豆急下田駅がさらに利用しやすくなるよう強化を図る。

取組施策	1.伊豆急下田駅前広場の改修(一時停車スペースの確保など) 2.街中の魅力が伝わる案内看板の設置
------	---

② 安全と都市施設：安全面の向上と人々が集まる機能をつくる

<整備方針E 防災対策>

- E-1) 地震や津波、風水害に負けない地域をつくる。

取組施策	1.(来訪者を含めた)災害時の避難体制・協力体制づくり 2.避難路の整備(縦貫道の活用等) 3.避難路沿道の閉塞対策(狭あい道路の解消) 4.高台までの誘導標識の設置 5.津波避難施設の充実 6.土砂災害対策施設の整備 7.指定避難場所等の備蓄の充実
------	---

- ☆8.外防波堤の整備
- 9.既存建築物の耐震化
- 10.集客施設における避難対策の実施
- 11.津波対策施設（水門等）の整備
- 12.密集市街地における防災空地等設置の検討
- 13.耐火建築物の建設
- 14.準防火地域指定の継続
- 15.災害後に備えた、地籍調査の実施

E-2) 地震で火災が発生した場合、瓦礫等の障壁により消火活動が妨げられることがないように、道路拡幅等により震災時における消防活動困難区域※の解消を図る。

取組施策	1.大川端通りや市道伊勢町脇ノ田線(マイマイ通り～国道 136号区間)などの改良による消防活動困難区域※の解消
-------------	---

E-3) 下田市を縦断できる道路網として伊豆縦貫自動車道の(仮)敷根IC周辺を防災拠点の一つとする。

取組施策	1.敷根の高台地区の広域防災機能の強化
-------------	---------------------

※消防活動困難区域：幅員6メートル以上の道路から消防ホースが届かない区域

<整備方針F 暮らしやすさと働きやすさの向上>

F-1) (二)稲生沢川や(二)平滑川、(二)敷根川、下田港の水質の維持により、衛生環境を維持する。

取組施策	1.下水道への接続・合併処理浄化槽の設置
-------------	----------------------

F-2) 新たな情報インフラ（高速通信網）の整備の促進により、市民が暮らしやすく働きやすくなるとともに、外国人旅行者にとっても快適な環境をつくる。

取組施策	1.情報インフラ（高速通信網）の整備
-------------	--------------------

<整備方針G 人々が集まるための環境づくり>

G-1) 市民や来訪者が運動できる場をつくり、健康の増進や、スポーツを通じて賑わう拠点をつくる。

取組施策	<ul style="list-style-type: none"> 1.敷根公園の維持管理 2.スポーツ合宿や陸や海を活用した大会等の誘致 3.合宿のための宿泊施設の維持
-------------	---

③ 自然,歴史,文化,賑わい：にぎわい続けるための魅力をつくる

<整備方針H 海とウォーターフロントの活用>

H-1) 道の駅開国下田みなとや、まどが浜海遊公園等の既存の交流拠点を有効に利用し、市民や来訪者が憩えるにぎわい高い空間を演出する。

取組施策	☆1.道の駅や、まどが浜海遊公園等におけるイベントの開催 2.外ヶ岡地区周辺におけるサイン設置等のルールづくり
------	--

H-2) 海岸線一帯では、海のレクリエーションを楽しむための環境を整備する。

取組施策	1.海を活かしたイベントの開催・PR 2.海釣り等ができる環境整備
------	--------------------------------------

<整備方針I 中心市街地の魅力向上>

I-1) 周辺の自然景観と併せ、なまこ壁や伊豆石造りの民家等の歴史的建造物、パリーロードの街並みを後世に残す。

取組施策	1.都市計画法や歴史まちづくり法に基づいた保存の検討 2.歴史的建造物や伊豆石石切場跡の活用の検討 3.歴史資源に関する意識向上（歴史文化を伝える場の提供・参加） 4.建物等の由来を記した統一された看板の設置 5.下田の歴史や街並み景観に配慮した、外観を大きく変えない耐震化
------	---

I-2) 来訪者や買い物客が、市街地で買い物や飲食をしたくなる環境の充実を図る。

取組施策	1.個店の魅力の向上（商品配置の工夫等、経営指導の実施など） 2.地元産品を活用した商品開発・販売、チャレンジショップの展開 3.干物店等の下田らしい店舗の維持
------	--

● I-3) 訪れた人がゆったり過ごせるような工夫をする。

取組施策	1.休憩スペース、ベンチなど休憩施設の設置 ☆2.プランターなどによる花の植栽 3.防災空地にもなる、街中で人々が集える空間の整備
------	---

● I-4) 大川端通りは、旧町内と臨海部をネットワークする空間、みなとまちらしい雰囲気を感じられる空間として環境整備を進める。

取組施策	1.大川端棧橋の維持管理（修景整備など） 2.大川端の朝市等による活用
------	--

I-5) 地域に残る祭りを守る。

取組施策	1.祭り等の継続的な開催
------	--------------

<整備方針 J 中心市街地の魅力を感じられる仕組みづくり>

J-1) 伊豆縦貫自動車道(仮)下田 IC から市街地への誘導を図る。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.(仮)下田 IC 周辺の土地利用や建物、景観等のルールづくり(地区計画等の検討) 2.誘導を図るための案内板の設置
-------------	--

J-2) 文化・教育施設等の生活支援施設、銀行、郵便局などの生活支援施設などを可能な限り市街地に残すことにより集客力を高める。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.文化施設や教育施設の改修、施設周辺の景観整備(ユニバーサルデザインに基づく整備) 2.公的施設の災害時における安全性の確保(整備方針 E 参照)
-------------	---

◎ J-3) みなとまちの文化を感じられる大川端通り等を通ってもらうための仕組みづくりをする。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.案内看板による大川端通り等への誘導 2.駐車場から歩行者ルートへの誘導方法の検討
-------------	---

● J-4) 来訪者を意識した丁寧な案内看板づくりを行う。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.観光や防災の情報を一つにまとめた看板の設置(多国語対応) 2.案内看板への LED 照明(太陽光充電)の設置
-------------	---

● J-5) 情報社会に対応した、新たな情報伝達手段による誘客を行う。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.インターネットを活用した地域の紹介
-------------	---

◎ J-6) 困っている来訪者に直接声をかけるなど、親切に来訪者をもてなすという精神を忘れない。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.来訪者への声掛け 2.市民がお勧めする場所(飲食店など)のマップづくり 3.ごみの投棄防止
-------------	---

J-7) 外ヶ岡等のホテルの来訪者が、中心市街地に訪れる機会や食事ができる仕組みをつくる。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.ホテルと中心市街地の送迎手段の確保 2.中心市街地における送迎用の駐車場の確保 3.中心市街地で食事をすることによる特典の検討 4.下田タイム(市内で夏場時計を1時間早めるしくみ)の導入
-------------	--

下田・本郷地域まちづくり方針図

〈地域の将来像〉
**「歴史や文化、港を感じ、
 人のにぎわいがある下田・本郷」**

〈地域づくりの方針〉
 ①土地利用と交通：まちの活力を維持するための基礎をつくる
 ②安全と都市施設：安全面の向上と人々が集まる機能をつくる
 ③自然、歴史、文化、賑わい：にぎわい続けるための魅力をつくる

整備方針：◎早期実行プロジェクト、◆都市マス実践業務、
 ●重点プロジェクト
 取組施策：☆取組中、★取組完了

●②E-1 地震や津波、風水害に負けない地域をつくる。
 ☆②E-1-8 外防波堤の整備

☆①B-1-1 伊豆縦貫自動車道の整備

●①D-2 伊豆急下田駅がさらに利用しやすくなるよう強化を図る。

●③I-4 大川端通りは、旧町内と臨海部をネットワークする空間、みなとまちらしい雰囲気を感じられる空間として環境整備を進める。

☆③H-1-1 道の駅や、まどが浜海遊公園等におけるイベントの開催

◆①A-6 武ガ浜の再開発地区計画地区(旧下田ドック跡地)は、道の駅や中心市街地と連携し、賑わいに結びつくような空間の形成を図るべく、活用を促進する。

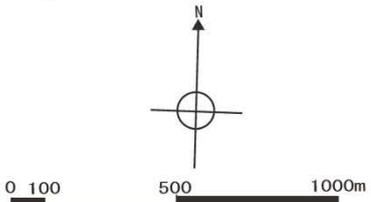
●③I-3 訪れた人がゆったり過ごせるような工夫をする。
 ☆③I-3-2 プランターなどによる花の植栽
 ●③J-4 来訪者を意識した丁寧な案内看板づくりを行う。
 ●③J-5 情報社会に対応した、新たな情報伝達手段による誘客を行う。
 ◎③J-6 困っている来訪者に直接声をかけるなど、親切に来訪者をもてなすという精神を忘れない。

☆①C-1-1 都市計画道路((都)中島大浦線、(都)中原岩下線)の見直し

◎③J-3 みなとまちの文化が感じられる大川端通り等を通してもらうための仕組みづくりをする。

◆①C-1 江戸時代の町割りを残す旧町内の道路は、歴史的な価値があることから、現道を生かした、歩きやすい道路の整備を行う。

凡 例	
中心市街地(住・商共存地区)	● 観光・歴史・文化資源
にぎわい地区(再開発地区計画地区)	● 生活支援施設
沿道サービスが充実した住宅地	● 教育関連施設
利便性の高い住宅地	▲ 主な山
工業と共存する住宅地	— 河川
美しい里山がある住宅地	— 公園
森林	— 遊歩道
	— 砂浜
	(H) ヘリポート
	● 主な多目的スペース
	P 主な駐車場
	— 鉄道
	— 主要道路
	— 伊豆縦貫自動車道
	— 地域界



2. 稲生沢地域

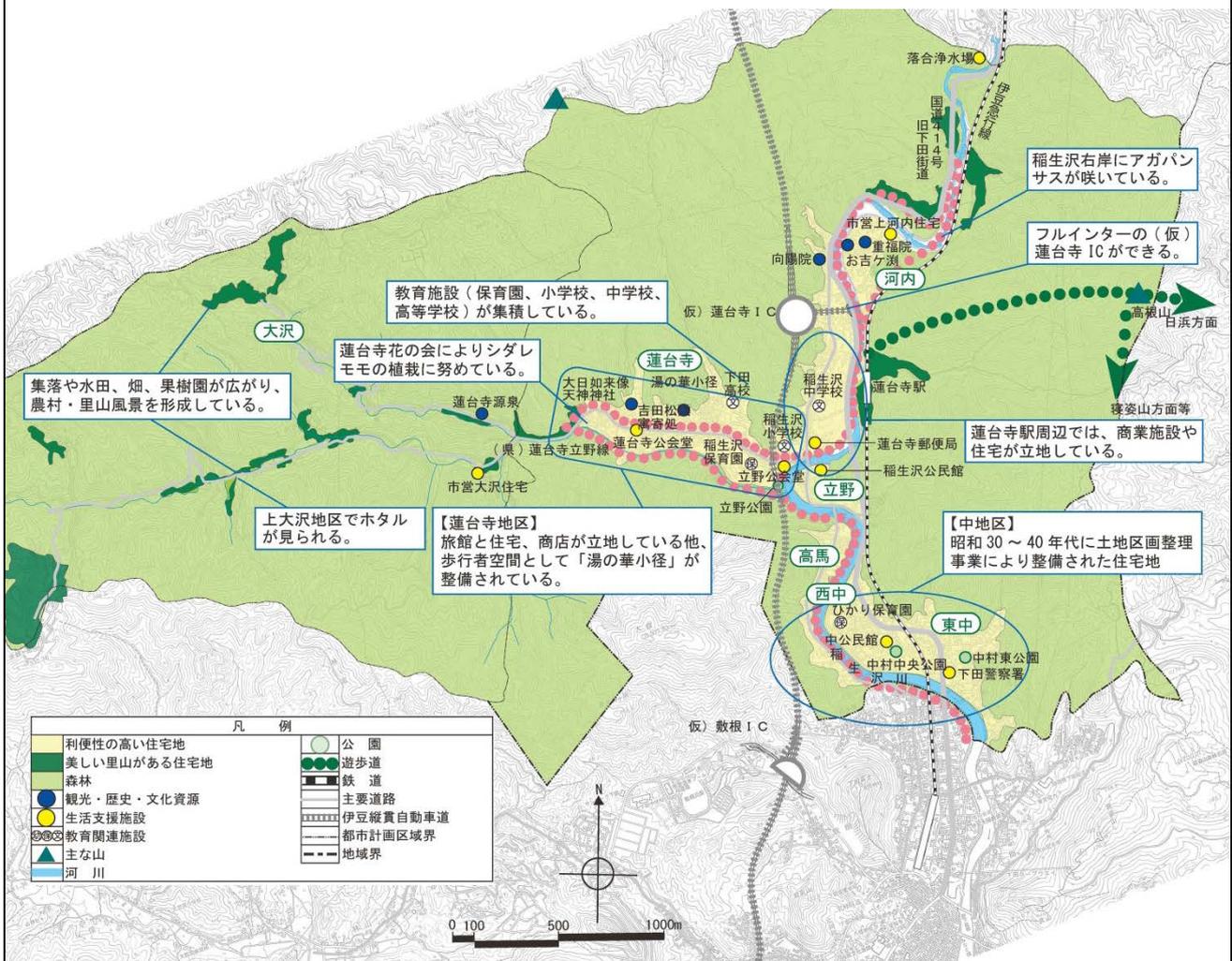
稲生沢地域の現況と課題

地域の人口と世帯数の推移	H20	H22	H24	H26
人口(人)	3,586	3,476	3,370	3,295
世帯数(世帯)	1,622	1,604	1,592	1,601

資料：住民基本台帳

魅力的なまちをつくるために解決すべき課題

- I. 良好な住環境の確保………住民が誇れる地域をつくり、地域に暮らし続けたい人を増やす。
⇒〈整備方針F〉
- II. (仮)蓮台寺 IC の活用………伊豆縦貫自動車道の利用者に地域の魅力を知ってもらう。
⇒〈整備方針F、G〉



■稲生沢地域の将来像

「身近な自然と歴史や温泉を活かした、人にやさしい稲生沢」

◆地域づくりの基本方針

- ① 土地利用と交通：自家用車だけに頼らない交通の基礎をつくる
- ② 安全と都市施設：安全面の向上と暮らしが楽しくなる機能をつくる
- ③ 自然、歴史、文化、賑わい：地域が誇れる魅力をつくる

整備方針：◎早期実行プロジェクト、◆都市マス実践業務、●重点プロジェクト
 取組施策：☆取組中、★取組完了、1. 市民・事業者・行政協働で取り組む施策

① 土地利用と交通：自家用車だけに頼らない交通の基礎をつくる

<整備方針 A 自然環境の維持と生産活動の活性化>

A-1) 高根山等、特徴ある山並み景観を維持・保全する。

取組施策	1.森林の適正管理（私有林）
------	----------------

A-2) 稲生沢川や周囲の山々と調和した市街地をつくる。〈用途地域内〉

西中、東中 高馬地区	住・商が共存する市街地として、住環境の維持とともに、店舗の立地により利便性を向上する。
立野地区	高校や中学校、小学校等の文教地区と温泉、住宅が集中する地域として、安全性を高める。特に、伊豆縦貫自動車道周辺の土地利用に配慮する。
蓮台寺地区	宿泊施設と住宅が共存する市街地として、住環境と温泉街としての特徴ある街並みを維持すると共に、風格のある落ち着いた温泉街景観を維持する。
河内地区	住宅と温泉を中心とした市街地として落ち着いた住環境を維持する。特に、伊豆縦貫自動車道(仮)蓮台寺 IC 周辺は、地域の環境を守り、無秩序な開発を防止し、地域活性化に繋がる施設等の誘導を図る。

取組施策	1.用途地域等のルールの指定継続 2.伊豆縦貫自動車道高架下の土地の活用検討(立野公園の区域拡大による文教関連施設の充実等) 3.(仮)蓮台寺 IC 周辺における無秩序な開発の防止と生活に必要な施設の誘致(地区計画等の活用)
------	--

A-3) 大沢地区の里山風景、住環境を維持する。

取組施策	1.緑化推進と里山風景保全のための適正管理 2.森林の適正管理（私有林）
------	---

●A-4) 新たな就業環境の創造と空き家対策を図る。

取組施策	1.定住者の誘致 2.学生に対する、市内での就業希望意向調査の実施 3.サテライトオフィスなど多様な職種の誘致 4.空き家・空き店舗の情報提供
------	--

<整備方針B 良好な交通環境の確保>

B-1) 道路の維持ならびに地区の交通における安全性の確保を図る。

取組施策	1.道路の維持・管理（国道、県道、市道） 2.建て替え時にセットバックすることによる生活道路の 拡幅（地区計画等の活用）
------	--

●B-2) 高校や中学校、小学校等の文教施設が集まる地区周辺は、地域の状況を踏まえつつ、児童・生徒が安心・安全に通学できる環境づくりを継続して行う。

取組施策	☆1.学校等と連携した通学・送迎時の児童・生徒・保護者のマナー教育 2.県道蓮台寺立野線・市道立野お吉ヶ淵線等におけるカラー舗装などの維持管理や延長の検討 ☆3.国道414号の整備（歩道設置など）
------	--

B-3) すべての人が自由に移動できるように公共交通機関の充実を図る。

取組施策	1.駅を中心とした、集落を結ぶコミュニティバス等の運行確保
------	-------------------------------

●B-4) 稲生沢地域から下田・本郷地域までを、公共交通機関、自転車、徒歩などで巡ることができる環境をつくり、来訪者の回遊性を高め、公共交通機関の活用機会も増やす。

取組施策	1.(仮)蓮台寺IC周辺への駐車場整備（縦貫道高架下など） 2.サイクル&ライド、サイクル&トレインライド（バスライド）の検討 3.自転車道の整備 4.伊豆縦貫自動車道を活用したバス・タクシーの利用検討
------	--

②安全と都市施設：安全面の向上と暮らしが楽しくなる機能をつくる

<整備方針C 防災対策>

C-1) 地震や津波、風水害に負けない地域をつくる。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. (来訪者を含めた) 災害時の避難体制・協力体制づくり 2. 既存建築物の耐震化 3. 避難路の整備 4. 避難路沿道の閉塞対策 (狭あい道路の解消) 5. 高台までの誘導標識の設置 6. 土砂災害対策施設の整備 7. 指定避難場所等の備蓄の充実 8. 災害により道路が寸断された時の大沢地区における対応検討
------	---

<整備方針D 暮らしやすさと働きやすさの向上>

D-1) 上下水道などの普及により、暮らしやすい環境づくりを行う。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道未給水地域 (大沢) における上水道施設の拡張整備の推進 2. 下水道の普及と下水道指定区域外の合併処理浄化槽の普及
------	--

D-2) 新たなインフラ (高速通信網) 整備の促進により、暮らしやすく働きやすい環境を整備する。

取組施策	1. 情報インフラ (高速通信網) の整備推進
------	-------------------------

<整備方針E 回遊したくなる空間の形成>

◆E-1) 水のきれいな川を維持し、稻生沢川沿いや蓮台寺川沿いを歩きやすい環境にする。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> ☆1. 河川堆積物の除去 2. 稻生沢川、蓮台寺川の親水空間の整備・管理
------	---

E-2) 森林や歴史を感じることができる、旧下田街道を楽しめる環境をつくる。

取組施策	1. 遊歩道、施設等における案内板の設置
------	----------------------

E-3) 高根山や寝姿山等の周囲の山々を巡る散策ルートを整備・管理する。

取組施策	1. 高根山等の遊歩道の整備・管理
------	-------------------

E-4) 落ち着いた蓮台寺温泉の雰囲気を楽しめる空間をつくる。

取組施策	1.温泉宿泊施設の整備・管理 ☆2.湯の華小径の管理
------	-------------------------------

③ 自然,歴史,文化,賑わい：地域が誇れる魅力をつくる

<整備方針F 花々が彩り、歴史を感じる空間づくり>

◎F-1) 市民や来訪者が、歩きたくなるような空間の整備を行う。

取組施策	☆1.市民によるシダレモモ等花の植栽・管理 2.国指定有形重要文化財の大日如来等の歴史資源の保存・継承PR 3.大沢地区のホテルや、吉田松陰などの各地区の歴史・文学等の資源の掘り起し ☆4.沿道への花の植栽・管理（アダプトプログラムの実施など） 5.蓮台寺温泉の雰囲気を感じる景観づくり 6.道路や河川の清掃活動 7.稲生沢地域の温泉、歴史、自然の散策マップづくり 8.案内看板づくり 9.散策コースにおける交流スペースの確保（宿泊温泉施設の活用等） 10.散策コースの維持管理と安全対策における検討
------	---

F-2) 高根山、温泉街の背景となる森林等、特徴ある山並み景観を維持・保全する。

取組施策	1.森林や河川へのごみの投棄防止 2.都市計画法等の手法の活用による自然景観の保全 3.山並みやまちなみが望める展望場所の確保
------	---

F-3) 中の瀬地区などに残るなまこ壁や伊豆石造りの民家を残す。

取組施策	1.歴史資源に関する意識啓発（歴史文化を伝える場の提供・参加） 2.歴史資源の保全活動の実施 3.歴史資源の保全の仕組みづくり 4.歴史的建造物の耐震化
------	---

●F-4) 祭りを継承する。

取組施策	1.祭りの継承 2.祭りにおける各地区間の連携の検討 3.河内手筒花火のPR
------	--

<整備方針G 暮らしたくなる稲生沢のPR>

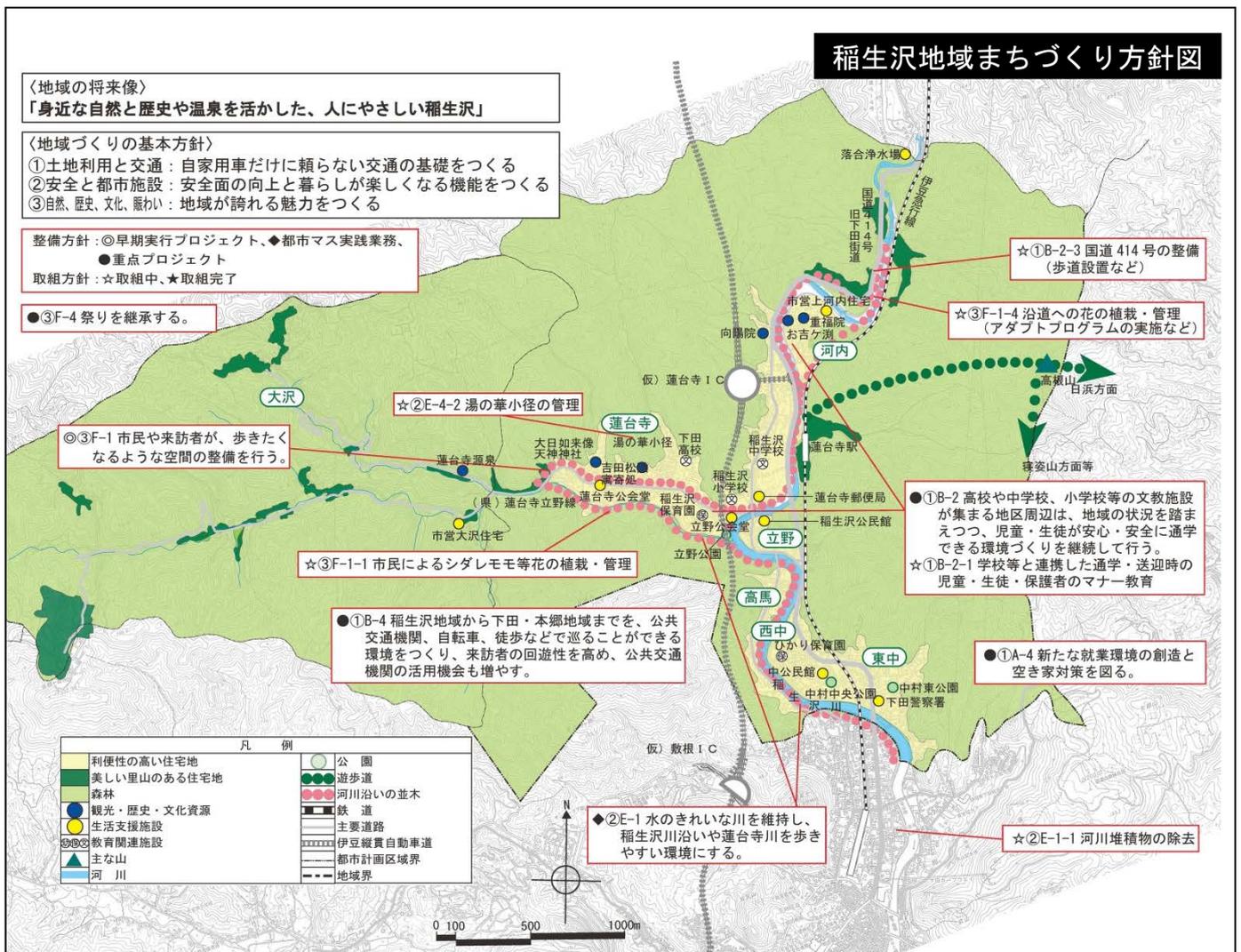
G-1) (仮)蓮台寺ICを通過する来訪者に、地域を知ってもらう機会をつくる。

取組施策	1.伊豆縦貫自動車道側から見える景観の演出 2.主要道路の看板規制並びに色彩計画導入による景観形成(地区計画等の活用) 3.地域をPRできる伊豆縦貫自動車道IC名称及び伊豆急行線の蓮台寺駅副駅名※の表示
------	---

G-2) 情報社会に対応した、新たな情報伝達手段による誘客を行う。

取組施策	1.インターネットを活用した地域の紹介 2.作成したマップを広域に配信
------	--

※副駅名：副駅名標板、副駅名標ともいう。駅名を定めて以降、時代の変遷により大学やレジャー施設、博物館などが整備され、駅の名称に施設名を副駅名として加えることで、駅の場所がわかりやすくなり、利用者が繋がることから、近年副駅名を付けることが増えつつある。(例：都営地下鉄 正：御成門 副駅名：東京タワー前、正：両国 副駅名：江戸東京博物館前 京王電鉄 正：南大沢 副駅名：首都大学東京 最寄駅)

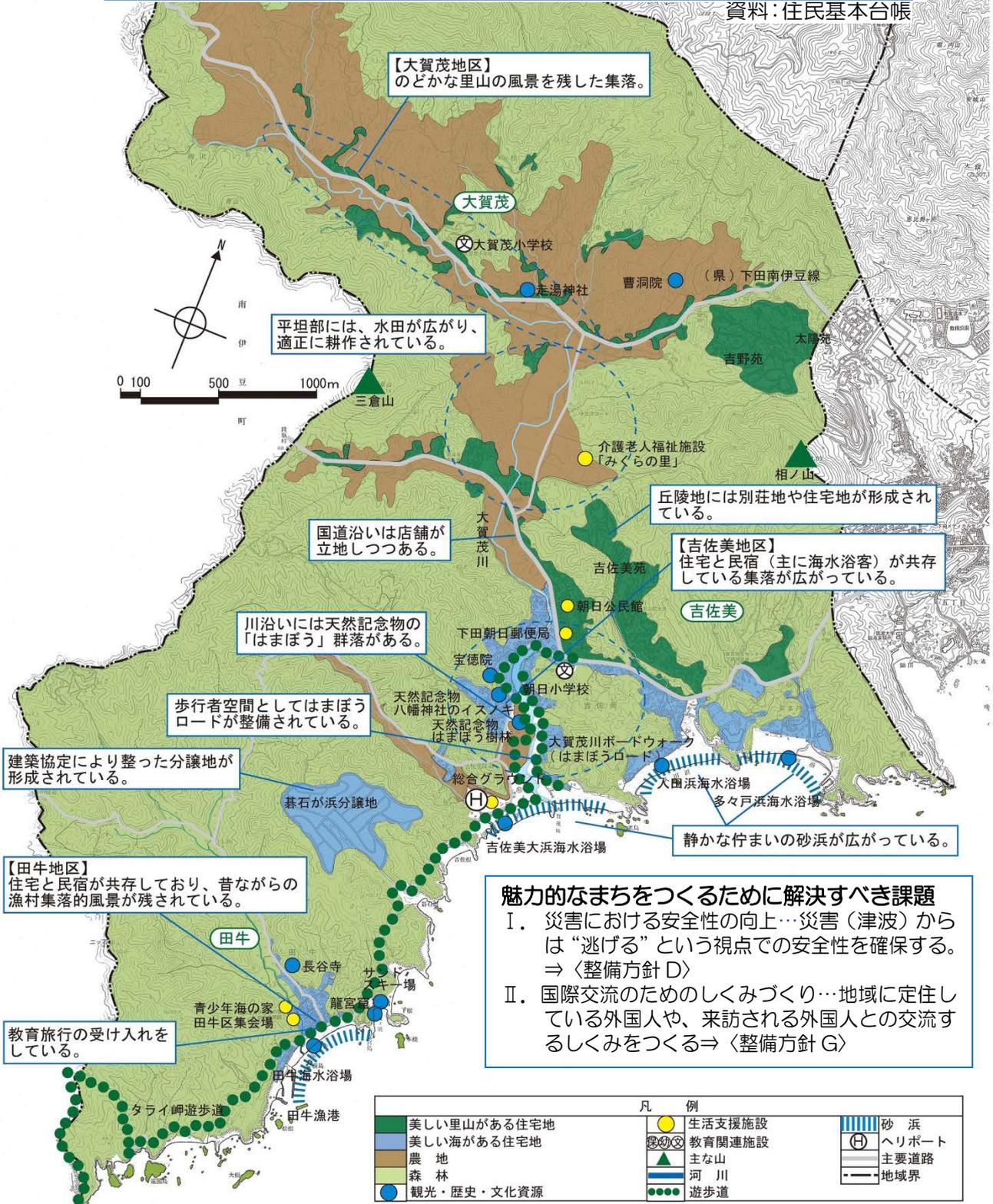


3. 朝日地域

朝日地域の現況と課題

地域の人口と世帯数の推移	H20	H22	H24	H26
人口（人）	4,250	4,228	4,167	4,137
世帯数（世帯）	1,774	1,799	1,817	1,858

資料：住民基本台帳



魅力的なまちをつくるために解決すべき課題

- I. 災害における安全性の向上…災害（津波）からは“逃げる”という視点での安全性を確保する。⇒〈整備方針D〉
- II. 国際交流のためのしくみづくり…地域に定住している外国人や、来訪される外国人との交流するしくみをつくる⇒〈整備方針G〉

■朝日地域の将来像

「海、山、川の豊かな自然があふれる、次世代育成がしやすい朝日」

◆地域づくりの基本方針

- ① 土地利用と交通：豊かな自然を守り、暮らしたくなる基礎をつくる
- ② 安全と都市施設：安全面の向上と国際交流や世代間交流ができる機能をつくる
- ③ 自然・歴史・文化・賑わい：地域資源を活用して国際交流や世代間交流ができる魅力をつくる

整備方針：◎早期実行プロジェクト、◆都市マス実践業務、●重点プロジェクト
取組施策：☆取組中、★取組完了、1. 市民・事業者・行政協働で取り組む施策

①土地利用と交通：豊かな自然を守り、暮らしたくなる基礎をつくる

<整備方針A 自然豊かな生活環境の維持>

A-1) 地域特性に併せて、それぞれの地区の将来像を次のように位置づける。

【吉佐美地区】地域生活の拠点として住環境の維持・向上を図るとともに、国道沿いの店舗の立地を進める。また、地域独自のもてなしを感じる個性的な民宿の立地を推進する。

【大賀茂地区】水田が広がるのどかな集落として、里山の景観、住環境の維持・向上を図る。

【田牛地区】漁業や海辺の景観や、住宅と民宿が共存する住環境を維持する。

【別荘地】緑に囲まれた静かで落ち着いたある住環境を維持する。

取組施策

1. 地域特性に応じた土地利用や建物、垣根や景観のルールづくり
2. 建築協定の推進
3. 農業・漁業担い手の育成支援（就業希望者への支援実施など）

<整備方針B 海岸線や里山の保全>

●B-1) 朝日地域ならではの美しい自然環境、植生、ジオサイト（龍宮窟など）を保全する。

【海岸線保全】吉佐美大浜・入田・多々戸・田牛などの変化に富んだ美しい砂浜と森林が織りなす海岸景観を保全する。

【里山保全】大賀茂地区や田牛地区の地区を取り囲む里山を適正に管理し、風倒木等を未然に予防する。

取組施策

1. 「富士箱根伊豆国立公園」の指定継続
2. ごみの投棄防止と定期的な海岸清掃

- | | |
|--|---|
| | 3. (市民や来訪者を巻き込んだ) 森林保全活動の実施
4. 森林所有者が維持管理できるサポート体制の整備 (専門家による指導体制の確立、林業家の育成への支援、森林整備への支援など)
5. 海岸線一帯を現在の状態で保全できる法的規制の検討 |
|--|---|

B-2) 吉佐美漁港の漁業環境の向上を図る。

- | | |
|------|---------------------|
| 取組施策 | ★1. 漁港整備等の漁業生産基盤の実施 |
|------|---------------------|

<整備方針C 良好な交通環境の確保>

C-1) 道路の維持ならびに地区の交通における安全性の確保を図る。

- | | |
|------|--|
| 取組施策 | 1. 道路の維持・管理 (国道、県道、市道)
2. 地域に密着した道路の改修 (待避所の設置、拡幅など)
3. 建て替え時に各家でセットバックすることによる道路の拡幅 (地区計画等の活用)
4. 細街路における一方通行規制の検討
5. 防犯灯の設置 |
|------|--|

C-2) すべての人が自由に移動できるように公共交通機関の充実を図る。

- | | |
|------|---|
| 取組施策 | 1. サイクル&バスライドの検討
2. 地域と中心市街地を結ぶコミュニティバスの運行検討 |
|------|---|

②安全と都市施設：安全面の向上と国際交流や世代間交流ができる機能をつくる

<整備方針D 防災対策>

●D-1) 地震や津波、風水害に負けない地域をつくる。

- | | |
|------|---|
| 取組施策 | 1. 津波避難路の整備
2. 指定避難場所等の備蓄の充実
3. (来訪者や子どもを含めた) 災害・警報時の避難体制・協力体制づくり
4. 避難路沿道の閉塞対策 (狭あい道路の解消)
5. 既存建築物の耐震化
6. 土砂災害対策施設の整備
7. 津波対策施設の整備
8. 高台までの誘導標識の設置
9. 災害後に備えた、地籍調査の実施
10. 災害後に備えた、高台造成の検討
11. 災害後に備えた、農地における宅地化の検討 |
|------|---|

<整備方針E 暮らしやすさと働きやすさの向上>

E-1) 水道が未給水の区域については、上水道施設の拡張整備を推進し、住環境を向上する。

取組施策	1.上水道施設の拡張整備の推進及び維持管理（大賀茂地区）
------	------------------------------

E-2) 子どもの遊び場や地域の人たちが交流できる場として、かつ災害時にも活用できる、地域に身近な広場を設ける。

取組施策	1.災害時にも利用可能な広場の確保
------	-------------------

E-3) 新たなインフラ（高速通信網）整備の促進により、暮らしやすく働きやすい環境を整備する。

取組施策	1.情報インフラ（高速通信網）の整備推進
------	----------------------

<整備方針F 交流拠点の環境整備>

F-1) 美しい海と川を守る。（大賀茂川の水を綺麗にする）

取組施策	1.合併処理浄化槽の設置による生活污水の排出防止 2.大賀茂川の水質向上（植生による浄化など）と堆積物の除去
------	---

● F-2) 朝日地域の資源である遊歩道などの施設や自然環境、植生を、周辺の環境を含めて適切に管理を行う。

取組施策	1.タライ岬遊歩道の維持管理 2.大賀茂川ボードウォーク（はまぼうロード）の整備 3.海水浴場の維持管理 4.龍宮窟などの維持管理（駐車場の確保など） 5.市の天然記念物に指定されている「はまぼう樹林地」、ハマユウ（ハマオモト）などの自然度の高い植生の保護
------	--

③自然,歴史,文化,賑わい：地域資源を活用して国際交流や世代間交流ができる魅力をつくる

<整備方針G 地域資源の活用とおもてなし>

◎G-1) 外国人が訪れやすい雰囲気づくりや、外国人と交流するための環境を整える。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.定住している外国人と触れ合うためのイベントの開催 2.ジオサイトを拠点とした国際交流（学生によるガイドなど） 3.民宿における外国人の受け入れ態勢づくり 4.空き部屋などを賃貸して長期滞在できる仕組みづくり
------	--

◎G-2) 地域の資源を活用しながら、市民や来訪者が楽しく過ごせる空間をつくる。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.朝日地域にある自然、歴史、文化といった地域資源の掘り起こし 2.海水浴ができる環境やサンドスキー場などの維持 3.大賀茂柿・みかん狩り園の継続 4.資源が掲載されているマップづくり
------	---

●G-3) 地域の子供たちが朝日地域の良さを感じることができる機会を提供する。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.地域の良さを地元学生に経験してもらいイベントの開催 2.学校教育と連携した体制づくり（体験プログラムの実施・充実） 3.事業者による産業体験学習活動への理解と支援
------	---

G-4) 国道・県道等の沿道は、花々の植栽により、季節の花々が楽しめる環境を整備する。

取組施策	☆1.沿道への花の植栽・管理（アダプトプログラムの実施など）
------	--------------------------------

<整備方針H 農業の活性化>

H-1) 農業を行いたい人が農業をできる環境をつくる。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.地域ぐるみの仕組みづくり（作業受委託、集落営農、環境にやさしい農業の実施など） 2.市民農園の展開
------	--

H-2) 地域の農水産物を活用した特産品をつくる。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.地元産品の販売体制の確保（民宿等とのさらなる連携など） 2.地元産品を使用した商品の開発・提供 3.地元産品の積極的な消費（下田市内外へのPR、学校給食への活用など）
------	---

朝日地域まちづくり方針図

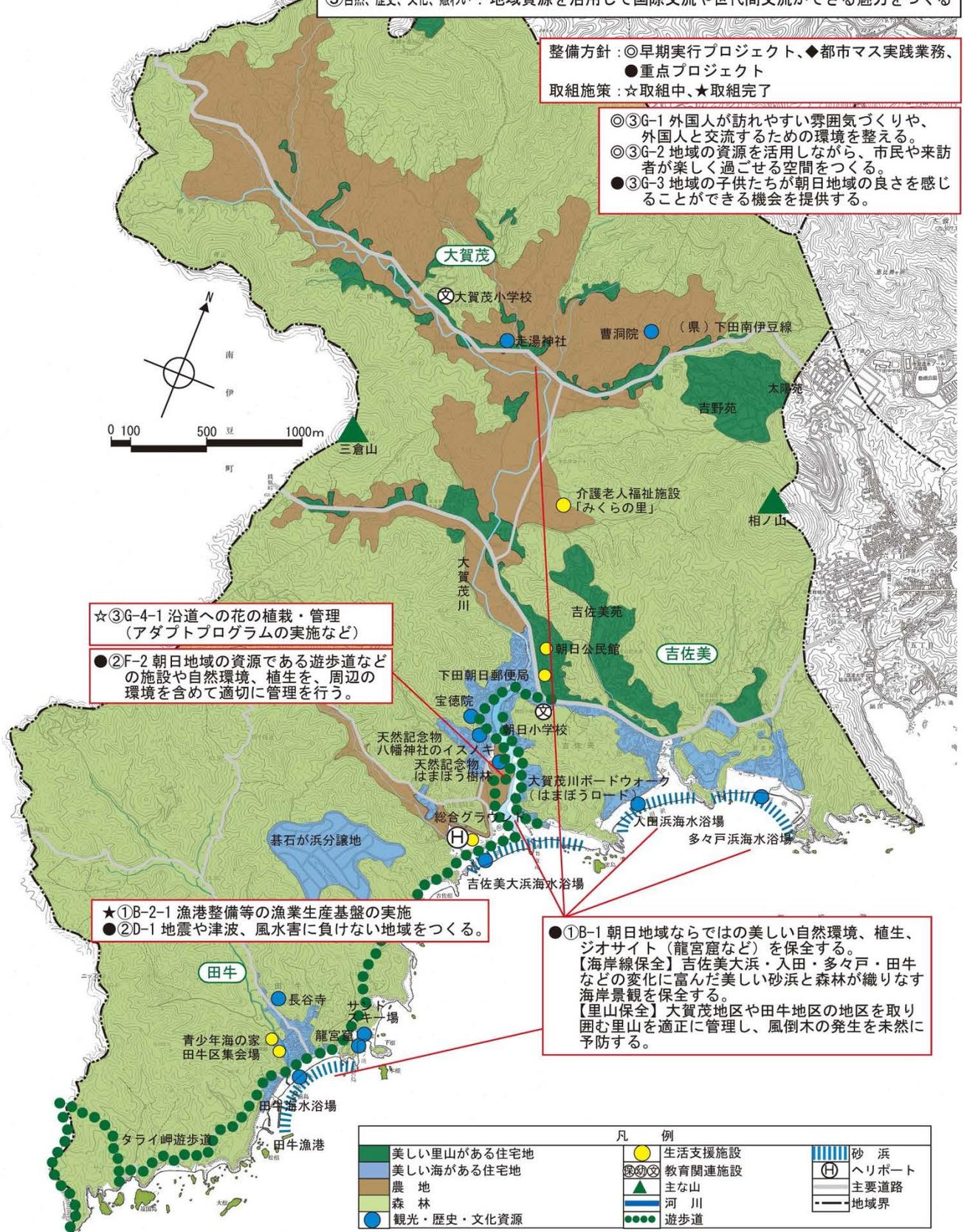
〈地域の将来像〉
 「海、山、川の豊かな自然があふれる、
 次世代育成がしやすい朝日」

〈地域づくりの基本方針〉

- ①土地利用と交通：豊かな自然を守り、暮らしたくなる基礎をつくる
- ②安全と都市施設：安全面の向上と国際交流や世代間交流できる機能をつくる
- ③自然、歴史、文化、賑わい：地域資源を活用して国際交流や世代間交流ができる魅力をつくる

整備方針：◎早期実行プロジェクト、◆都市マス実践業務、
 ●重点プロジェクト
 取組施策：☆取組中、★取組完了

- ◎③G-1 外国人が訪れやすい雰囲気づくりや、外国人と交流するための環境を整える。
- ◎③G-2 地域の資源を活用しながら、市民や来訪者が楽しく過ごせる空間をつくる。
- ③G-3 地域の子供たちが朝日地域の良さを感じることができる機会を提供する。



☆③G-4-1 沿道への花の植栽・管理
 (アダプトプログラムの実施など)

- ②F-2 朝日地域の資源である遊歩道などの施設や自然環境、植生を、周辺の環境を含めて適切に管理を行う。

- ★①B-2-1 漁港整備等の漁業生産基盤の実施
- ②D-1 地震や津波、風水害に負けない地域をつくる。

- ①B-1 朝日地域ならではの美しい自然環境、植生、ジオサイト（龍宮窟など）を保全する。
 【海岸線保全】吉佐美大浜・入田・多々戸・田牛などの変化に富んだ美しい砂浜と森林が織りなす海岸景観を保全する。
 【里山保全】大賀茂地区や田牛地区の地区を取り囲む里山を適正に管理し、風倒木の発生を未然に予防する。

凡 例		
美しい里山がある住宅地	生活支援施設	砂 浜
美しい海がある住宅地	教育関連施設	ヘリポート
農 地	主な山	主要道路
森 林	河 川	地域界
観光・歴史・文化資源	遊歩道	

4. 浜崎地域

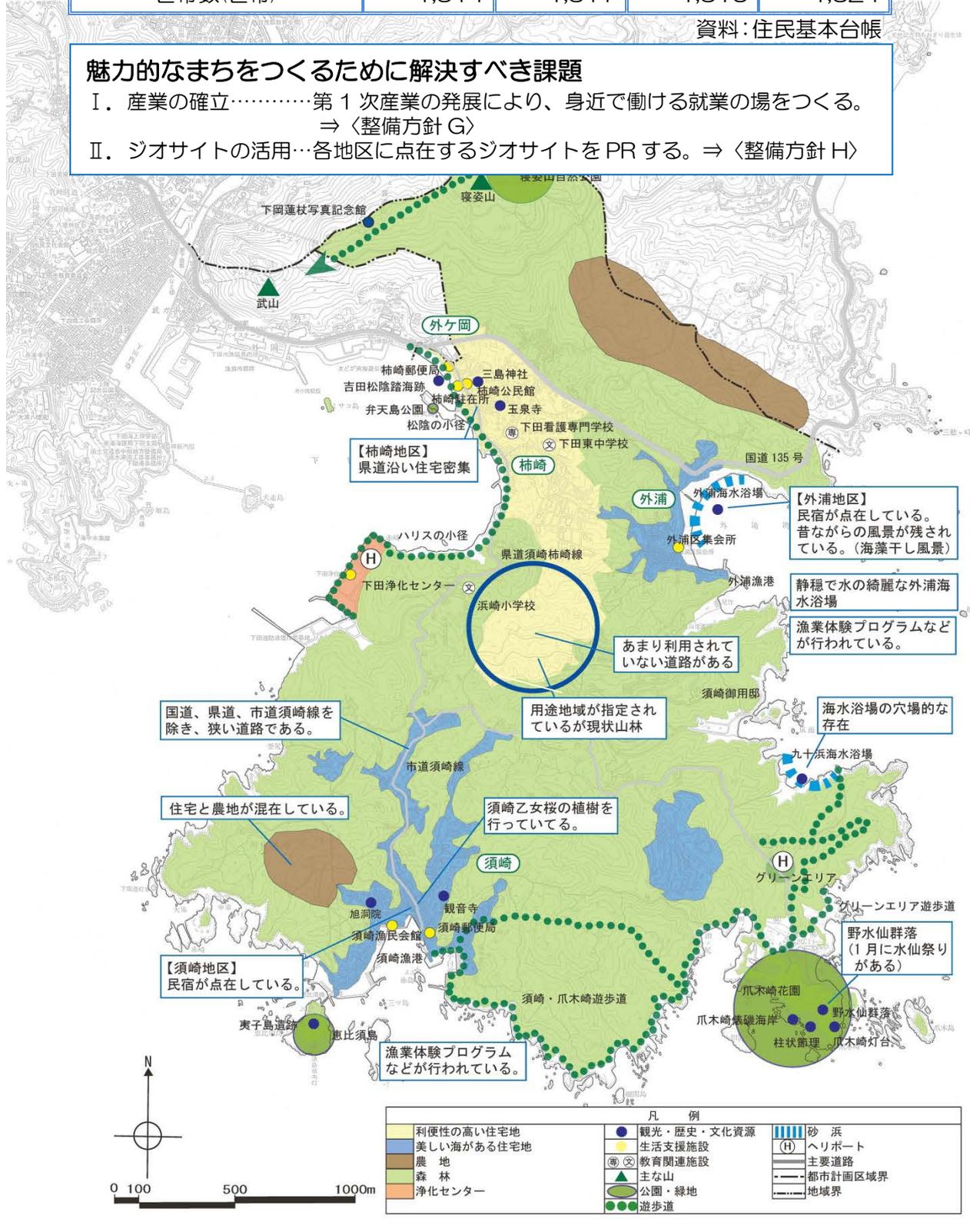
浜崎地域の現況と課題

地域の人口と世帯数の推移	H20	H22	H24	H26
人口（人）	3,051	2,994	2,916	2,860
世帯数（世帯）	1,314	1,317	1,315	1,324

資料：住民基本台帳

魅力的なまちをつくるために解決すべき課題

- I. 産業の確立……………第1次産業の発展により、身近で働ける就業の場をつくる。
⇒〈整備方針 G〉
- II. ジオサイトの活用…各地区に点在するジオサイトをPRする。⇒〈整備方針 H〉



■浜崎地域の将来像

「海や花、緑を取り入れた、にぎわいとやさしさがあふれる浜崎」

◆地域づくりの基本方針

- ① 土地利用と交通：海と緑に囲まれた住環境と産業の基礎をつくる
- ② 安全と都市施設：安全面の向上と来訪者をもてなすための機能をつくる
- ③ 自然・歴史・文化・賑わい：6次産業化の推進と訪れたい魅力をつくる

整備方針：◎早期実行プロジェクト、◆都市マス実践業務、●重点プロジェクト
 取組施策：☆取組中、★取組完了、1. 市民・事業者・行政協働で取り組む施策

① 土地利用と交通：海と緑に囲まれた住環境と産業の基礎をつくる

<整備方針A 静かな環境の維持>

A-1) 「富士箱根伊豆国立公園」を中心とした半島一帯の海岸線の自然環境を保全する。

取組施策	1. 「富士箱根伊豆国立公園」の指定継続 2. 森林の適正管理（私有林）
------	---

A-2) 緑や海などの自然環境と調和した市街地を形成する。〈用途地域内〉

柿崎地区(県道沿い)	民宿が点在する市街地として住環境を維持するとともに、周辺の緑や海辺の景観に調和した地区をつくる。
柿崎地区(住宅団地)	戸建て住宅と保養所が共存する市街地として落ち着いた住環境を維持する。
須崎地区の丘陵地 〈現在未利用地(森林)〉	無秩序な開発を抑制するため、計画的な宅地開発を誘導する。

取組施策	1. 用途地域等のルール指定継続 2. 土地利用や建物、景観、緑化などのさらなるルールづくり
------	---

A-3) 須崎地区にある別荘地や分譲地は、須崎御用邸のある地区としてふさわしい、緑に囲まれた閑静な住環境を維持する。

取組施策	1. 「富士箱根伊豆国立公園」の指定継続 2. 建築協定等の推進
------	-------------------------------------

A-4) 外浦地区や須崎地区は、漁村や海辺の景観や民宿が点在する住環境を維持する。

取組施策	1. 「富士箱根伊豆国立公園」の指定継続 2. 土地利用や建物、景観、緑化などのさらなるルールづくり
------	---

<整備方針B 漁業施設や農地の維持>

B-1) 外浦漁港や須崎漁港の漁業環境の向上を図る。

取組施策	1.漁業担い手の育成支援（就業希望者への支援実施など） ☆2.漁港整備等の漁業生産基盤の実施
------	---

B-2) 柿崎・須崎地区の畑や樹園地等まとまった農地の保全を行う。

取組施策	1.農業担い手の育成支援（就業希望者への支援実施など） 2.市民農園等の実施
------	---

<整備方針C 良好な交通環境の確保>

C-1) 道路の維持ならびに地区の交通における安全性の確保を図る。

取組施策	1.道路の維持・管理（国道、県道、市道）
------	----------------------

C-2) すべての人が自由に移動できるように公共交通機関の充実を図る。

取組施策	1.バス路線の維持
------	-----------

●C-3) 地区間や海岸線をつなぐ歩行者ネットワークの充実を図る。

取組施策	1.遊歩道の整備（伊豆急下田駅～寝姿山自然公園） 2.ハリスの小径の延長整備 3.松陰の小径の整備 4.須崎、柿崎、外浦が繋がる道路の活用
------	--

② 安全と都市施設：安全面の向上と来訪者をもてなすための機能をつくる

<整備方針D 防災対策>

●D-1) 地震や津波、風水害に負けない地域をつくる。

取組施策	1.指定避難場所等の災害時用備蓄の充実 2.(来訪者や子どもを含めた)災害・警報時の避難体制・協力体制づくり 3.土砂災害対策施設の整備 4.既存建築物の耐震化 5.避難路の整備 6.避難路沿道の閉塞対策（狭あい道路の解消） 7.高台までの誘導標識の設置 ☆8.外防波堤の整備 9.津波対策施設の整備 10.災害後に備えた、地籍調査の実施 11.災害後に備えた、漁港の早期復旧手順の検討 12.災害後に備えた、農地における宅地化の検討
------	--

<整備方針E 暮らしやすさと働きやすさの向上>

E-1) 生活汚水の排出防止により環境を保全する。

取組施策	1.下水道の普及と下水道指定区域外の合併処理浄化槽の普及
------	------------------------------

E-2) 新たな情報インフラ(高速通信網)の整備の促進により、暮らしやすく働きやすくなる環境をつくる。

取組施策	1.情報インフラ(高速通信網)の整備
------	--------------------

<整備方針F 美しい海や開国の歴史とふれあうための基盤づくり>

F-1) 海が様々なレジャーで活用できるよう、環境を整える。

取組施策	1.スキューバダイビング、海釣り等ができる環境整備 2.外浦、九十浜海水浴場の管理
------	--

F-2) 市民や来訪者が日本開国の歴史にふれ、親しむことのできる空間を整備する。

取組施策	1.玉泉寺周辺の環境整備(歩道整備など)
------	----------------------

F-3) 美しい海岸景観を楽しむことができる空間として、歩行者ネットワークの休息所としての環境を充実させる。

取組施策	1.御台場公園の整備 2.寝姿山自然公園の整備・管理
------	-------------------------------

③ 自然、歴史、文化、賑わい : 6次産業化の推進と訪れたい魅力をつくる

<整備方針G 農業や漁業の6次産業化>

●G-1) 農業や漁業の6次産業化の推進を図る。

取組施策	1.地元産品(カジメや九年母、天草など)を使用した商品の開発 2.農産物や海産物を活用した料理教室の開催 3.地元産品の販売体制の確保(下田市内外へのPR、学校給食への活用、民宿等とのさらなる連携など) ☆4.学校教育と連携した体験プログラムの実施・充実 5.近海・遠洋観光釣り船の対応と釣り客誘致 6.新鮮な海の食材を味わえるレストラン等の場の形成(民宿との連携等) 7.耕作放棄地における市民農園、観光農園化
------	--

<整備方針 H 美しい海や花、開国の歴史を感じる拠点づくり>

◎H-1) 各地区のジオサイトや美しい海、四季の花々を学び、親しむことができる空間をつくる。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.地域の資源を知る取組み 2.ジオサイト近くへの花々（乙女桜など）の植樹 3.海からジオサイトを見学するための検討
-------------	--

H-2) 爪木崎周辺は、花咲く風景と海岸の景観を活かし、さらに魅力的な地域とする。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.花、海等の自然環境保全に対する意識啓発 2.グリーンエリアのPR及び活用
-------------	---

H-3) 玉泉寺周辺など、市民や来訪者が日本開国の歴史や地域の祭事を大切にする。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.歴史資源の保全活動への実施 2.歴史資源のPR（玉泉寺、弁天島など） 3.祭り等の継続的な開催
-------------	---

H-4) 県道・国道等の沿道は、花の植栽により、季節の花々が楽しめる環境を整備する。

取組施策	☆1.沿道への花の植栽・管理（アダプトプログラムの実施など）
-------------	--------------------------------

H-5) 誰にもわかりやすいサインの充実（統一）を図る。

取組施策	1.サイン設置等のルール導入（サイン計画）
-------------	-----------------------

◎H-6) 地区の特色ある資源を楽しみながら周ることができるコースづくりを行う。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.ジオサイトや地区の歴史、文化などの資源を見て周れるコースの検討 2.コース内での地場製品の販売体制の確保
-------------	---

浜崎地域まちづくり方針図

〈地域の将来像〉
「海や花、緑を取り入れた、にぎわいとやさしさがあふれる浜崎」

〈地域づくりの基本方針〉

- ①土地利用と交通：海と緑に囲まれた住環境と産業の基礎をつくる
- ②安全と都市施設：安全面の向上と来訪者をもてなすための機能をつくる
- ③自然、歴史、文化、賑わい：6次産業化の推進と訪れたい魅力をつくる

整備方針：◎早期実行プロジェクト、
◆都市マス実践業務、
●重点プロジェクト
取組施策：☆取組中、★取組完了

- ①C-3 地区間や海岸線をつなぐ歩行者ネットワークの充実を図る。
- ②D-1 地震や津波、風水害に負けない地域をつくる。
- ◎③H-1 各地区のジオサイトや美しい海、四季の花々を学び、親しむことができる空間をつくる。

☆③H-4-1 沿道への花の植栽・管理
(アダプトプログラムの実施など)

◎③H-6 地区の特色ある資源を楽しみながら周ることができるコースづくりを行う。

●③G-1 農業や漁業の6次産業化の推進を図る。
☆③G-1-4 学校教育と連携した体験プログラムの実施・充実

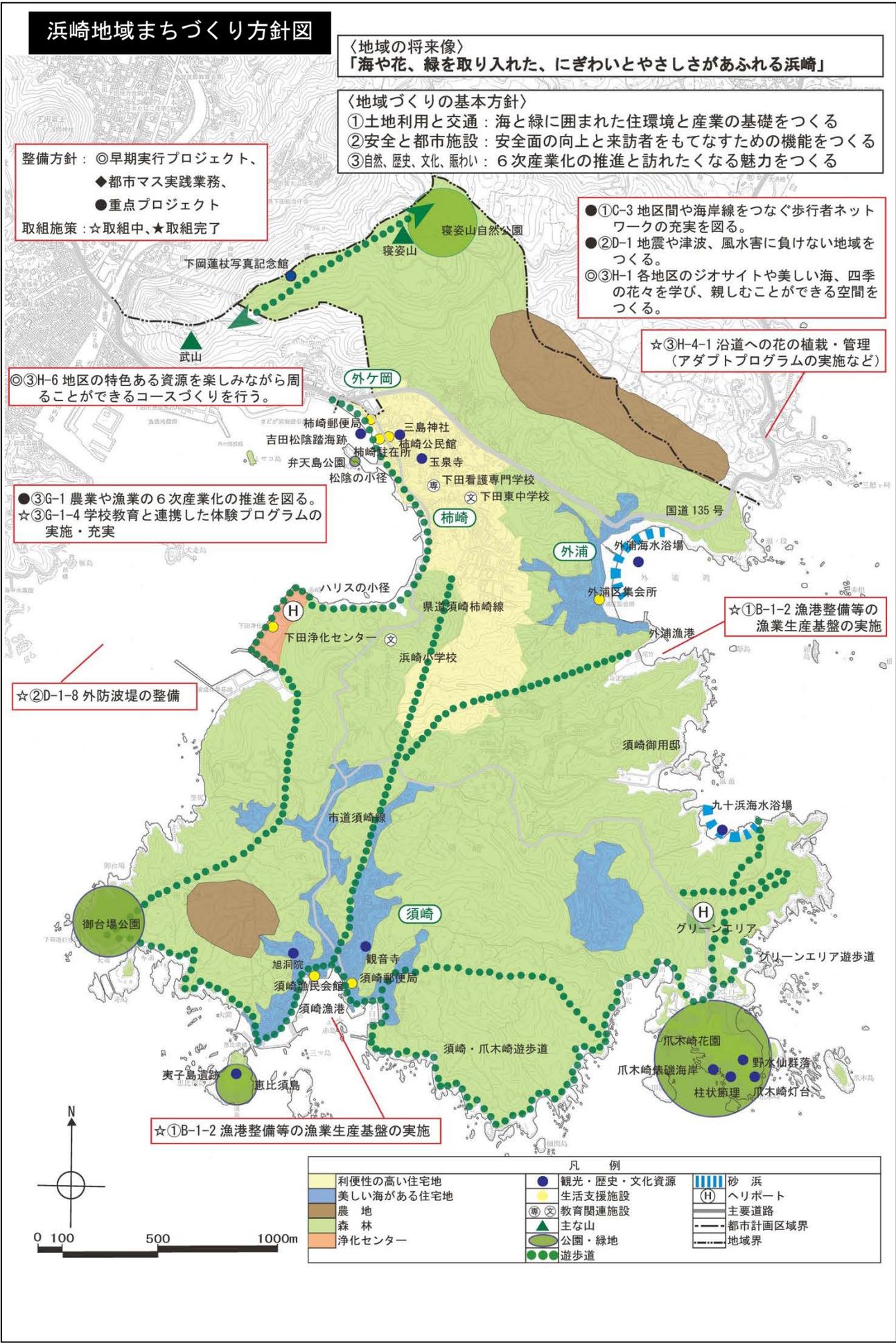
☆①B-1-2 漁港整備等の
漁業生産基盤の実施

☆②D-1-8 外防波堤の整備

☆①B-1-2 漁港整備等の漁業生産基盤の実施



凡 例		
利便性の高い住宅地	● 観光・歴史・文化資源	▨ 砂浜
美しい海がある住宅地	● 生活支援施設	(H) ヘリポート
農地	● 教育関連施設	— 主要道路
森林	▲ 主な山	- - - 都市計画区域界
浄化センター	● 公園・緑地	— 地域界
	● 遊歩道	

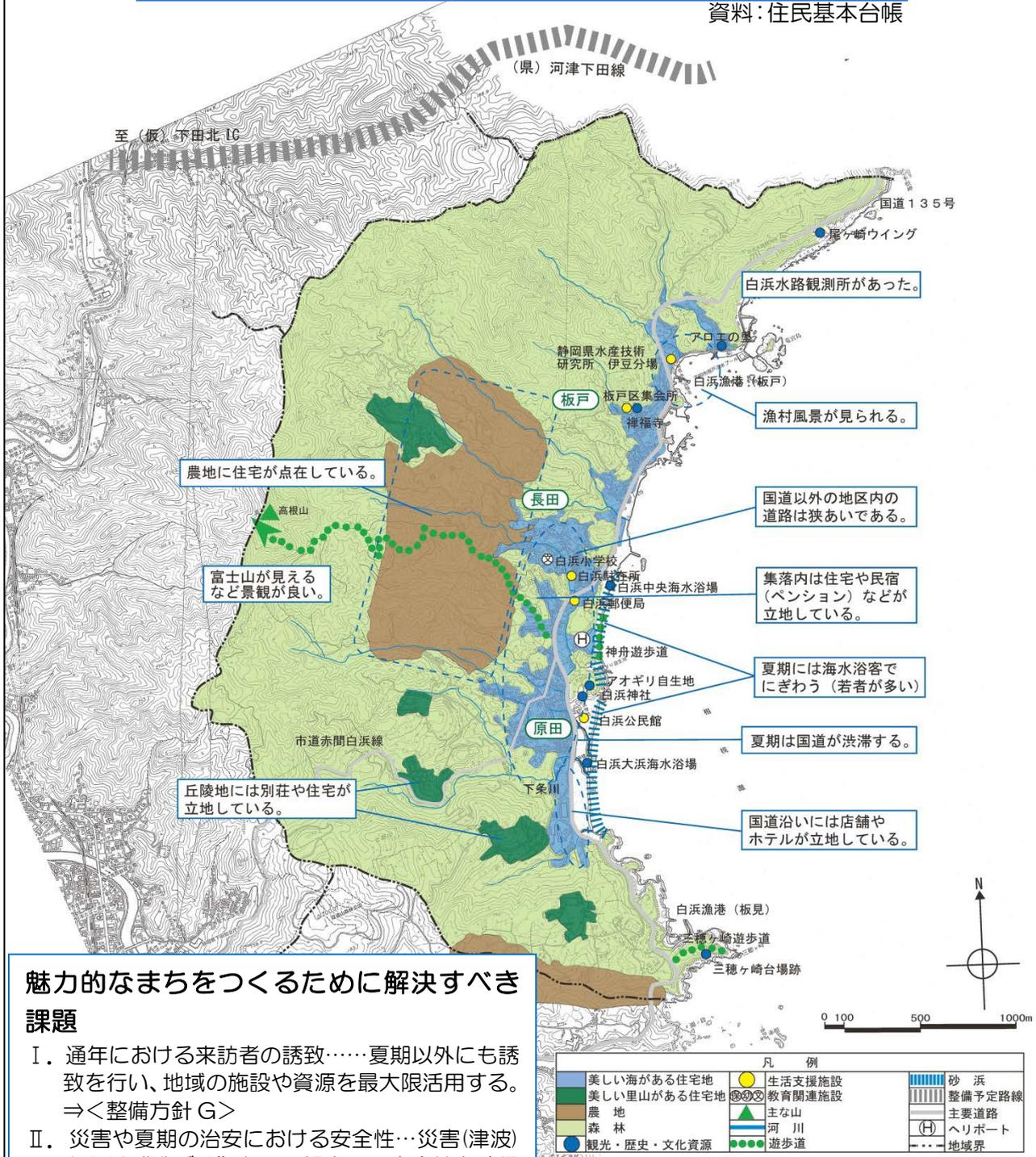


5. 白浜地域

白浜地域の現況と課題

地域の人口と世帯数の推移	H20	H22	H24	H26
人口（人）	2,299	2,241	2,166	2,129
世帯数（世帯）	930	938	926	952

資料：住民基本台帳



魅力的なまちをつくるために解決すべき課題

- I. 通年における来訪者の誘致……夏期以外にも誘致を行い、地域の施設や資源を最大限活用する。
⇒＜整備方針 G＞
- II. 災害や夏期の治安における安全性…災害（津波）からは“逃げる”という視点での安全性を確保する。また、夏期は特に来訪者が安心できる公共空間づくりを行う。⇒＜整備方針 D、F＞

■白浜地域の将来像

「白い砂浜や豊富な緑に親しみ、心豊かに過ごすことができる白浜」

◆地域づくりの基本方針

- ① 土地利用と交通：暮らしと融合するリゾートの基礎をつくる
- ② 安全と都市施設：安全面の向上と訪れたくなる機能をつくる
- ③ 自然・歴史・文化・賑わい：リピートしたくなる魅力をつくる

整備方針：◎早期実行プロジェクト、◆都市マス実践業務、●重点プロジェクト
取組施策：☆取組中、★取組完了、1. 市民・事業者・行政協働で取り組む施策

①土地利用と交通：暮らしと融合するリゾートの基礎をつくる

<整備方針A リゾートと暮らしの共生>

A-1) 白浜を引き立たせる周囲を取り囲む山々の緑を保全する。

取組施策	1.森林の適正な管理、林業家の育成 2.森林所有者が維持管理できるサポート体制の整備（専門家による指導体制の確立、林業家の育成への支援、森林整備への支援等） 3.森林の保全活動への参加
------	--

A-2) 広々とした美しい海岸線を保全する。

取組施策	1.「富士箱根伊豆国立公園」の指定継続
------	---------------------

A-3) 海岸線に沿った一帯の地域の環境を向上させる。

【原田・長田・板戸地区】

民宿が点在する集落として住環境の維持・向上を図るとともに、海を感じ、来訪者に親しまれる環境をつくる。

【丘陵地に点在する別荘地】

緑に囲まれた静かで落ち着きのある住環境を維持する。

【国道沿道】

海辺の景観に配慮し、ホテルや民宿、店舗の立地を進める。また、尾ヶ崎ウイング周辺の国道沿道は、東海岸からの下田の玄関口として、きれいな海を見渡せる環境、周辺の山並みを保全する。

取組施策	1.住環境を守るための土地利用や建物、景観のルールづくり（地区計画等）の導入 2.移住者やサテライトオフィスの誘致 3.空き家・空き店舗の情報提供
------	---

<整備方針B 良好な交通環境の確保>

- B-1) 道路の維持ならびに地区の交通における安全性や快適性の確保を図る。

取組施策	1.県道河津下田線の整備促進 2.市道赤間白浜線の整備 2.生活道路の改修（待避所の設置、拡幅など） 3.建て替え時に各家でセットバックすることによる道路の拡幅（地区計画等の活用）
------	---

- B-2) すべての人が自由に移動できるように公共交通機関の充実を図る。

取組施策	1.中心市街地と地域を結ぶコミュニティバスの確保 2.サイクル&バスライドの検討
------	---

- B-3) 夏期における国道135号の渋滞の解消を図る。

取組施策	☆1.伊豆縦貫自動車道の整備 2.駐車場案内システムの設置検討
------	------------------------------------

<整備方針C 美しい景観を楽しむ道づくり>

- C-1) 美しい眺望や海岸線の各資源を一帯的に巡ることのできる歩行者や自転車のネットワークをつくる。

取組施策	1.国道の歩道整備 2.高根山への散策道の整備・管理 3.三穂ヶ崎遊歩道等の管理（清掃活動、パトロールなど） 4.自転車における遊歩道通行の検討
------	---

②安全と都市施設：安全面の向上と訪れたくなる機能をつくる

<整備方針D 防災対策>

- D-1) 地震や津波、風水害に負けない地域をつくる。

取組施策	1.高台までの誘導標識の設置 2.(来訪者を含めた)災害時の避難体制・協力体制づくり 3.避難路の整備 4.指定避難場所等の備蓄の充実 5.津波対策施設の整備 6.土砂災害対策施設の整備 ☆7.海難事故を想定した救助訓練等の実施 8.災害後に備えた、地籍調査の実施 9.災害後に備えた、高台造成の検討
------	--

<整備方針E 暮らしやすさと働きやすさの向上>

E-1) いつまでも透明度の高い白浜海岸の環境を守る。

取組施策	1.合併処理浄化槽の設置による生活污水の排出防止
------	--------------------------

E-2) 白浜漁港(板戸や板見)は、漁業を続けられるような環境をつくる。

取組施策	1.漁港整備等の漁業生産基盤の実施 2.漁業担い手の育成支援(就業希望者への支援実施など)
------	--

E-3) 新たな情報インフラ(高速通信網)の整備の促進により、暮らしやすく働きやすくなる環境をつくる。

取組施策	1.情報インフラ(高速通信網)の整備
------	--------------------

<整備方針F 健全で快適な海辺環境の整備>

◎F-1) 来訪者が快適に海辺で楽しむための公共空間をつくる。

取組施策	1.健全で安全な商業スペースの設置 2.家族連れでも快適な施設整備(木陰の設置、トイレの洋式化など)
------	---

③自然,歴史,文化,賑わい:リピートしたくなる魅力をつくる

<整備方針G きれいな海、山並みのなかで通年楽しめる空間づくり>

G-1) 健全で快適な夏のレジャーを提供する。

取組施策	1.下田タイム(市内で夏場時計を1時間早めるしくみ)の導入 2.レクリエーションを楽しめる環境づくり ☆3.祭り等のイベントの開催 4.体験プログラムの実施・充実 5.白浜中央海水浴場や白浜大浜海水浴場の管理 6.夏期における駐車場料金の統一化の検討 7.宿泊施設の整備・管理
------	--

G-2) 地区に残る歴史資源や祭りを守り、諸外国の人にも日本の文化を知ってもらう機会をつくる。

取組施策	1.歴史資源の保全活動の実施 2.地域文化の継承 3.祭りの開催、祭りへの参加・参画 4.外国の人でも参加できる体制づくり
------	--

◎G-3) 地域の食文化を楽しむことができる地域づくりを行う。

取組施策	1.地域の食材（天草、さんま寿司等）のPR 2.新鮮な海の食材を味わえるレストラン、地元産品販売所の設置（尾ヶ崎ウイングの活用、移動販売車の活用等）
------	---

◎G-4) 夏期以外でも楽しめる、自然豊かな環境を活かした、自然レクリエーションをつくる。

取組施策	1.海辺を活用した大会の誘致 2.トレッキングコースづくり（水路観測所跡や遊歩道の活用等）
------	--

<整備方針H 美しい景観の形成>

●H-1) きれいな海や山並みなどの美しい自然景観に配慮した看板等の色彩管理に取り組む。

取組施策	1.店舗・宿泊施設の看板の色彩統一 2.景観におけるルールづくり
------	-------------------------------------

●H-2) 地域が誇る白浜地域の美しい景観を多くの人に見てもらうために、ビューポイントをPRする。

取組施策	1.ビューポイントの案内標識や看板の設置 2.景観を活用した（俳人、写真家）イベント開催
------	---

H-3) 国道等の沿道は、花の植栽により、季節の花々が楽しめる環境を整備する。

取組施策	☆1.沿道への花の植栽・管理（アダプトプログラムの実施など）
------	--------------------------------

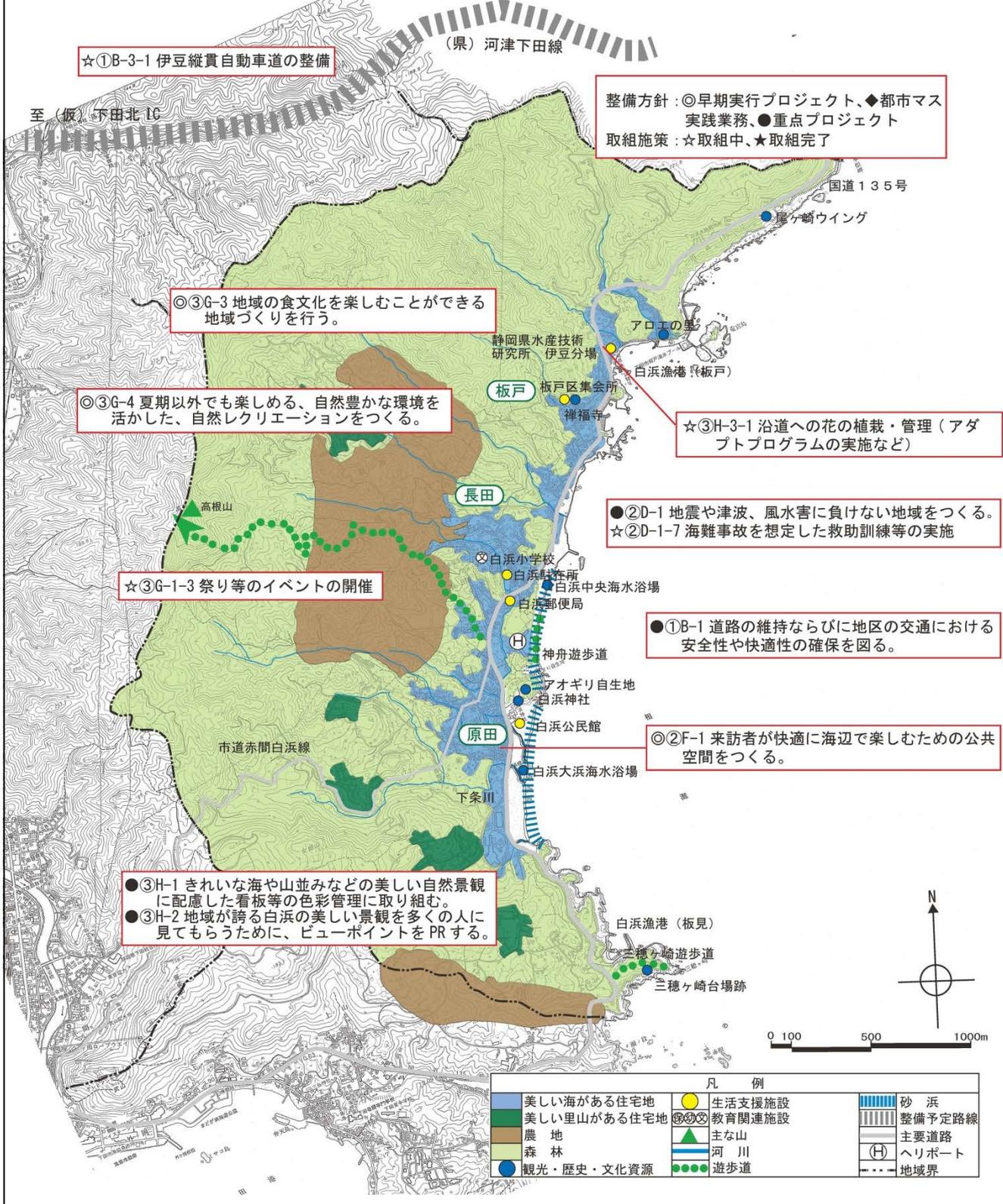
白浜地域まちづくり方針図

〈地域の将来像〉

「白い砂浜や豊富な緑に親しみ、
心豊かに過ごすことができる白浜」

〈地域づくりの基本方針〉

- ①土地利用と交通：暮らしと融合するリゾートの基礎をつくる
- ②安全と都市施設：安全面の向上と訪れたいくなる機能をつくる
- ③自然、歴史、文化、賑わい：リピートしたくなる魅力をつくる



6. 稲梓地域

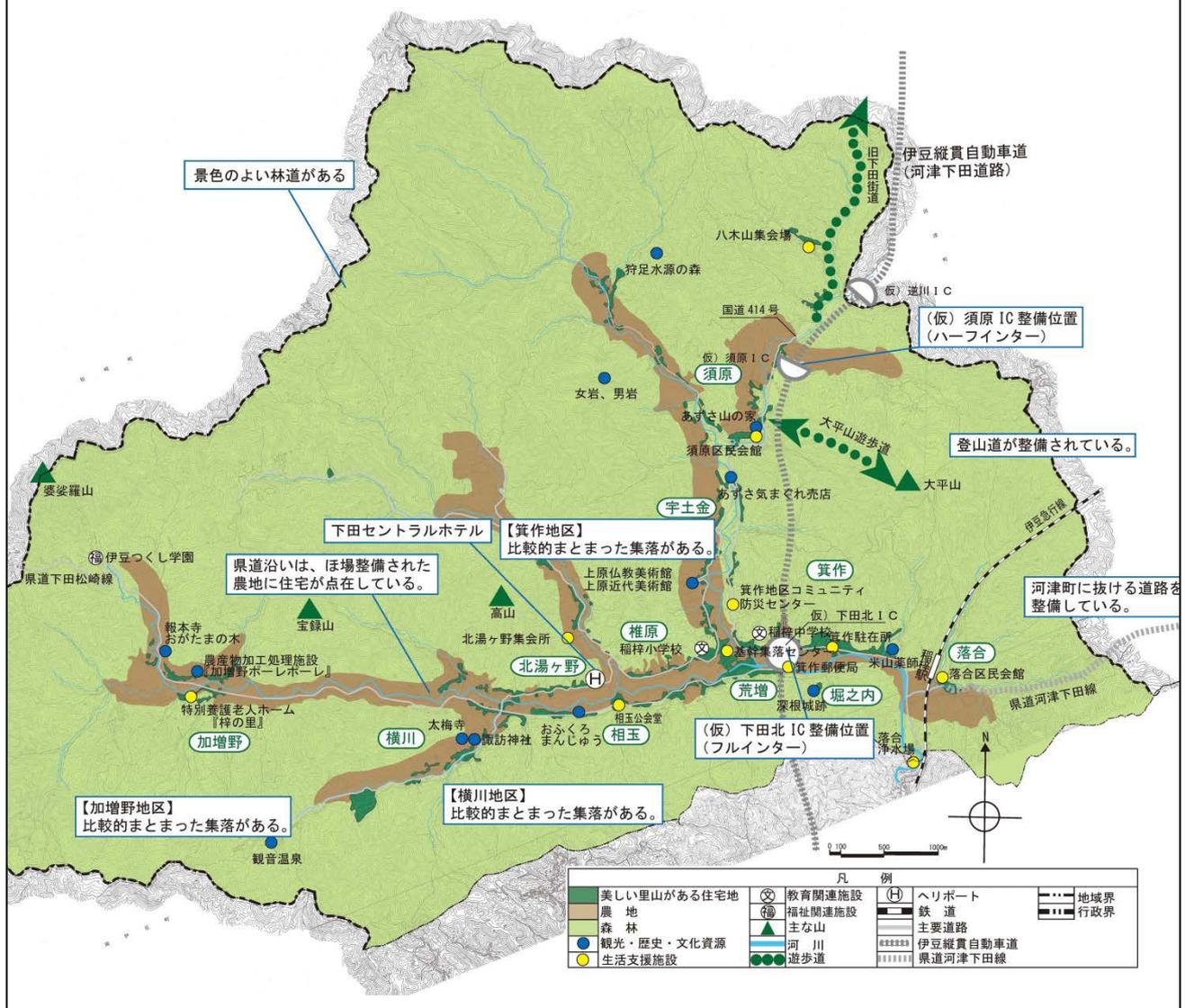
稲梓地域の現況と課題

地域の人口と世帯数の推移	H20	H22	H24	H26
人口(人)	2,745	2,688	2,616	2,507
世帯数(世帯)	1,139	1,159	1,155	1,150

資料：住民基本台帳

魅力的なまちをつくるために解決すべき課題

- I. 伊豆縦貫自動車道の活用……地域の活性化、定住者の増加を図る。
⇒〈整備方針 A、B〉
- II. 農地や山林の活用……農家の担い手不足の解消や放置山林を減少させる。
⇒〈整備方針 H、I〉



■稲梓地域の将来像

「里山を活かした、“人の集い”と“人のふれあい”の稲梓」

◆地域づくりの基本方針

- ① 土地利用と交通：定住者を増やすための基礎をつくる
- ② 安全と都市施設：安全面の向上と暮らしたくなる機能をつくる
- ③ 自然、歴史、文化、賑わい：地域が活気づく魅力をつくる

整備方針：◎早期実行プロジェクト、◆都市マス実践業務、●重点プロジェクト
 取組施策：☆取組中、★取組完了、1. 市民・事業者・行政協働で取り組む施策

①土地利用と交通：定住者を増やすための基礎をつくる

<整備方針A 良好な住環境の確保>

A-1) 既存の集落地は、里山の景観、住環境の維持・向上を図る。

取組施策	1.土地利用や建物、景観のルールづくり
------	---------------------

◎A-2) 新たな就業環境の創造と空き家対策を図る。

取組施策	1.定住者、サテライトオフィスなどの誘致 2.貸すことができる空き家や農地の情報提供 3.地域を知ることができるツアー(宿泊型)の実施
------	---

<整備方針B 地域が活性化するための土地活用>

◆B-1) (仮)下田北ICや(仮)須原IC周辺は、交通立地の優位性を活かし、災害時にも連携できる企業や、地域の資源を活用してくれる企業の誘致、災害時にも活用できる広場の確保を行う。(防災と地域発展のための区域)

取組施策	1.伊豆縦貫自動車道建設発生土の利用検討(盛土、埋立の検討) 2.乱開発の防止、住環境を保護するための都市計画区域編入等、土地利用規制実施の検討 3.企業の誘致 4.災害時にも利用できる多目的な広場(広域公園等)の整備
------	--

<整備方針C 良好な交通環境の確保>

●C-1) 伊豆縦貫自動車道の整備状況に併せ、幹線道路の整備を推進する。

取組施策	1.国道414号、主要地方道下田松崎線の整備 2.(仮称) 一條・稲梓線の整備
------	--

C-2) すべての人が自由に移動できるように公共交通機関の充実を図る。

取組施策	1.バス路線の維持 2.地域におけるタクシーなどの有効活用(乗合タクシー等)の検討
------	--

C-3) 災害時に東海岸方面への支援が可能となるよう、道路を確保する。

取組施策	1.県道河津下田線の整備
------	--------------

C-4) 暮らしやすい環境を作るため、地区道路の改善を図る。

取組施策	1.道路の維持・管理(国道、県道、市道)
------	----------------------

C-5) 稲梓駅を誰もが利用しやすい駅にする。

取組施策	1.高齢者も利用しやすい空間の形成
------	-------------------

<整備方針D 里山と農地の保全>

●D-1) 山を適正に管理し、風倒木等を未然に予防する。

取組施策	1.(市民や来訪者を巻き込んだ)森林保全活動の実施 2.森林所有者が維持管理できるサポート体制の整備(専門家による指導体制の確立、林業家の育成への支援、森林整備への支援など)
------	--

D-2) 営農が維持されている集団的な農地については、保全することを基本とする。

取組施策	1.農業振興地域指定の継続 2.地域ぐるみによる農地の維持管理(草刈りなど) 3.専業農家の後継者の育成 4.地域ぐるみによる生産(作業受委託、集落営農、環境にやさしい農業の実施など)
------	---

②安全と都市施設：安全面の向上と暮らしたくなる機能をつくる

<整備方針E 防災対策>

E-1) 地震や風水害に負けない地域をつくる。

取組施策	1.風水害等に対応した早期避難連絡体制の強化 2.土砂災害対策施設の整備 3.指定避難場所等の備蓄の充実
------	--

<整備方針F 暮らしやすさと働きやすさの向上>

F-1) 水道が未給水の区域については、上水道施設の拡張整備を推進し、住環境を向上する。

取組施策	1.上水道施設の拡張整備の推進
------	-----------------

F-2) 稻生沢川や稻梓川などの水をきれいにする。

取組施策	1.水道水源保護条例等のルールに基づく水源の監視 2.合併処理浄化槽の設置による生活污水の排出防止
------	--

F-3) (仮)下田北IC周辺においては、新たなインフラ（高速通信網）整備の促進により、暮らしやすく働きやすい環境を整備する。

取組施策	1.情報インフラ（高速通信網）の整備（算作）
------	------------------------

<整備方針G 健康増進とスポーツ振興>

G-1) インターチェンジ周辺に、市民や来訪者が運動できる場をつくり、健康の増進や、スポーツを通じて賑わう拠点をつくる。

取組施策	1.多目的な広場（広域公園等）の整備 2.スポーツ合宿や大会等の誘致
------	---------------------------------------

<整備方針H 里山の整備>

H-1) 歴史を感じることができる旧下田街道や大平山の空間づくりを行う。

取組施策	1.旧下田街道等を活かした散策ルートの維持 2.大平山遊歩道の管理
------	--------------------------------------

H-2) ホタルなどの動植物が生息する場をつくる。

取組施策	1.都市部では見られないホタルを始め動植物の保護・育成に努める。
------	----------------------------------

H-3) 水辺に親しめる環境をつくる。

取組施策	1.親水護岸や河川沿いの遊歩道の整備
------	--------------------

③自然,歴史,文化,賑わい：地域が活気づく魅力をつくる

<整備方針I 田舎を味わう場の提供>

I-1) 地域の魅力を味わうことができる体験を提供する。

取組施策	☆1.地場産業振興型観光施設等を拠点とした農業などの体験プログラムの実施・充実 2.地域を知ることができるツアーと体験プログラムの連動 3.学校教育と連携した体制づくり
------	--

- 1-2) 地元産品の販売所は、地域交流の場、地域の台所、地元の人々が作った農作物の販売所として大切にする。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地元産品の販売所の維持 2. 付加価値がつくような作物の栽培（稲稗らしい作物の栽培など）
------	--

- ◎ 1-3) 森林散策を楽しむことができ、森林に入る機会をつくることで、森林保護も行うことができるかたちをつくる。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 山の中を歩いて回れる地域づくり 2. 森の中で遊ぶ（フォレストアドベンチャーなど）ための整備 3. （市民や来訪者を巻き込んだ）森林保全活動の実施
------	--

- ◎ 1-4) 来訪者や市民が自由に農業を行うことができる場を提供する。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民農園、週末農業の推進 2. 観光農園等の展開
------	--

<整備方針J 農地や里山を守る仕組みづくり>

- J-1) 美しい里山づくりプロジェクトを実施する。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 美しい里山づくりプロジェクトへの住民参加の推奨（誰もがなれる里山先生の登録）
------	---

- ◎ J-2) 農業を行いたい人(新規就農者)を支援する体制をつくる。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地元で農業を行う方に指導してもらえる仕組みづくり 2. 農機具の貸し出し制度の創設 3. 6次産業化を行うためのアドバイス制度の創設 ☆4. 地元産品の販売体制の確保 5. 下田市内外へのPR、学校給食への活用
------	--

<整備方針K 地区の拠点づくり>

- K-1) 里山を活かし、相玉や横川などの温泉の魅力づくりをする。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 温泉の積極的な利用 2. 品格（風格）のある宿泊施設の整備
------	---

- K-2) 国道・県道等の沿道は、花々の植栽により、季節の花々が楽しめる環境を整備する。

取組施策	<ol style="list-style-type: none"> ☆1. 沿道への花の植栽・管理（アダプトプログラム（里親制度）の実施など）
------	---

K-3) IC周辺は、西伊豆や下田の玄関口としてふさわしい、景観形成を図る。

取組施策 1. IC 周辺における屋外広告物の適正な設置誘導

K-4) 地区に残る歴史資源や祭りを守る。

取組施策 1. 歴史資源の保全活動の実施、祭りの開催・祭りへの参加・参画

稲梓地域まちづくり方針図

〈地域の将来像〉

「里山を活かした、“人の集い”と“人のふれあい”の稲梓」

〈地域づくりの基本方針〉

- ①土地利用と交通: 定住者を増やすための基礎をつくる
- ②安全と都市施設: 安全面の向上と暮らしたくなる機能をつくる
- ③自然、歴史、文化、賑わい: 地域が活気づく魅力をつくる



都市計画マスタープランの実現に向けて

都市計画マスタープランの実現に向けて

1 プラン実現のための取組手順と体制づくり

1. 基本的な考え方

下田市都市計画マスタープランは、「まちの設計図」のようなものであり、まちづくりは、行政だけによる取組で成り立つものではありません。

都市計画マスタープランの実現は、関係部局との連携と『市民・事業者・行政』の役割分担と相互の共同で取り組んでいくものとします。

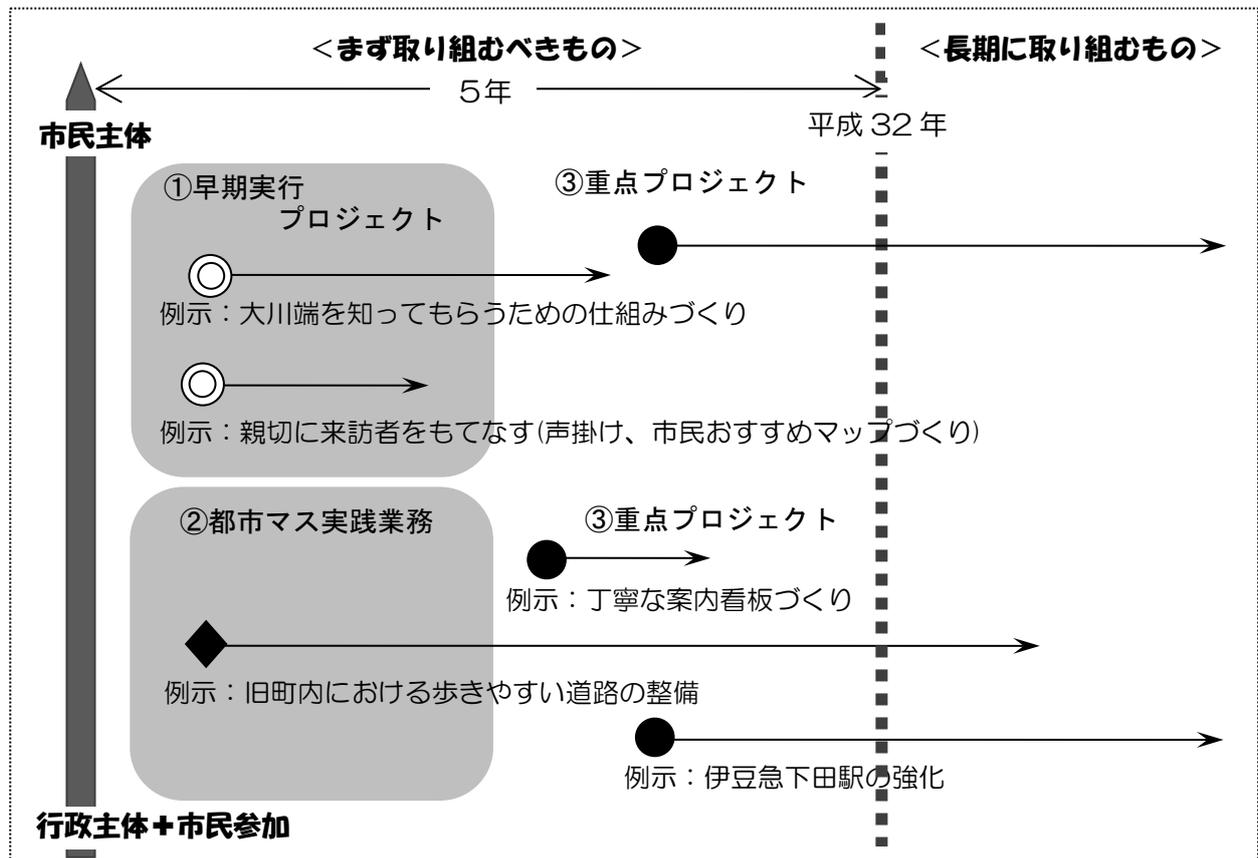
2. プラン実現のための取組手順

地域別構想編の整備方針のなかでも、魅力的なまちにするために特に重要な整備方針は、プロジェクトとして位置づけ、以下のように3分類化しています。このプロジェクトは、積極的に総合計画や地方版総合戦略に反映していきます。

- ①「◎早期実行プロジェクト」…市民の方と共に実践会議などを経て早期に進める。
- ②「◆都市マス実践業務」…都市計画部局等において、市民参加を求めながら早期に実践する。
- ③「●重点プロジェクト」…5年以内を目安に取り組みを開始する。

ただしプロジェクトの位置づけは、現時点で想定されるものを記載しており、社会的状況の変化等により臨機応変に調整を行うものとします。

■実現に向けた取組プロジェクト分類図

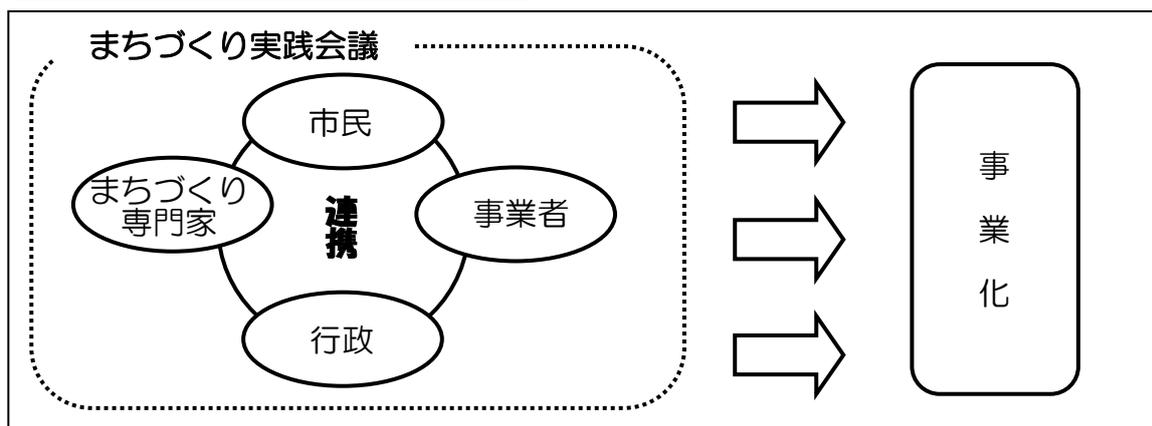


3. プラン実現のための取組体制

1) 早期実行プロジェクトについて

整備方針の中で、市民と共に早期に進めるべきものについては、早期実行プロジェクトとして位置づけています。このプロジェクトは、まちづくり専門家（まちづくりを実行するためのノウハウを伝授してくれる専門家）のアドバイスを受けながら、「まちづくり実践会議」を通して、整備方針の実行に向けて四者が連携して進んでいくものです。そして最終的には、市民が主体となり、まちづくりが進んでいく体制を目指しています。

■早期実行プロジェクトの取組体制

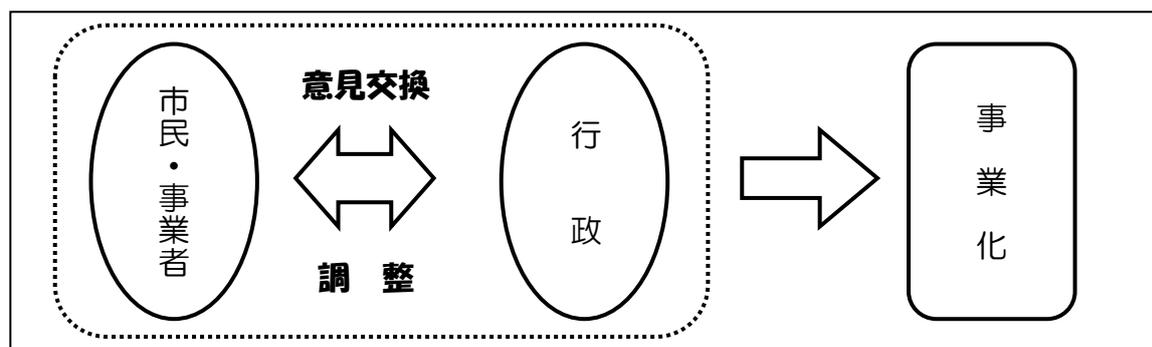


2) 都市マス実践業務について

整備方針の中で、とりわけ地方公共団体の都市計画部局等が市民の方と意見交換を行いながら早期に進めるべきものについては、都市マス実践業務として位置づけています。早期実行プロジェクトとともに魅力的なまちを作り上げていく業務となります。

- 下田・本郷地域 A-6) 武ガ浜の再開発地区計画地区の活用促進
- 下田・本郷地域 C-1) 旧町内における歩きやすい道路の整備
- 稲生沢地域 E-1) きれいな河川の維持
- 稲梓地域 B-1) インターチェンジ周辺の土地活用

■都市マス実践業務の取組体制

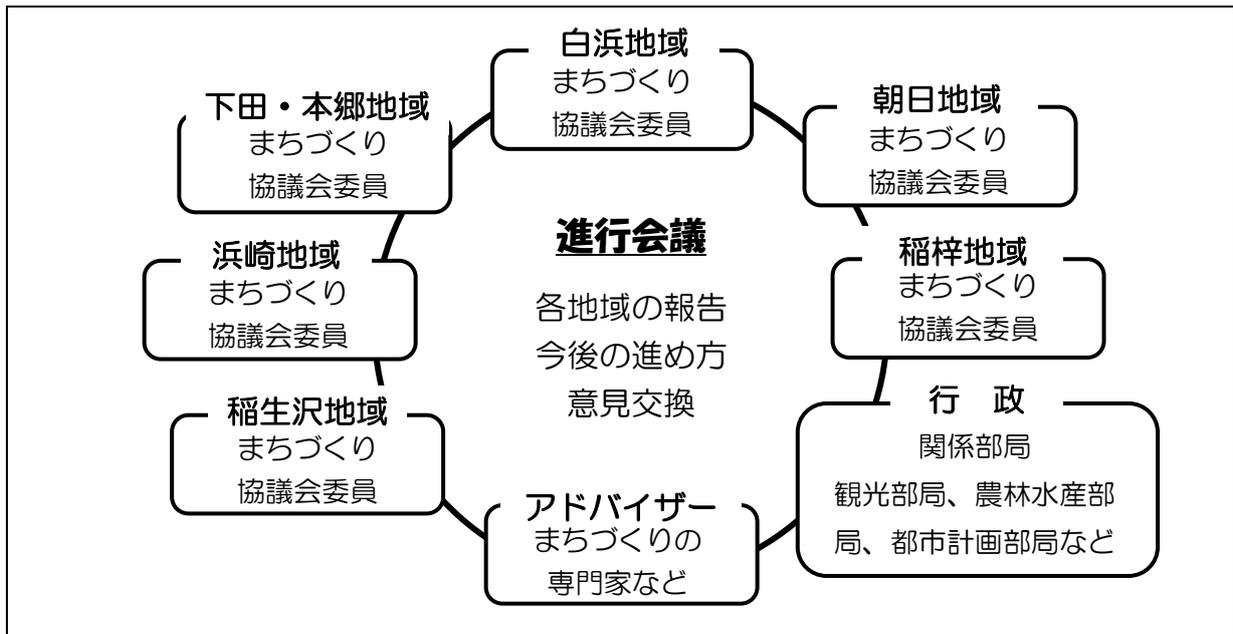


4. 持続可能な体制づくり

1) 下田市都市計画マスタープランの進行管理

下田市都市計画マスタープランの進行管理の一環として、下田市都市計画マスタープランにおけるプロジェクトなどの進捗状況を報告する「下田市都市計画マスタープラン進行会議」を毎年9月に開催するものとします。会議により他地域の取り組みを知り、全市的な課題を検討することも目的としています。

■進行会議の構成



2) 「まちづくり条例」制定の検討

市民が主体となってまちづくりを進めることを支援するため、また、早期実行プロジェクトから始まった組織が自主的に活動できるよう支援するための仕組みなどを「まちづくり条例」として定めることを検討するものとします。

市民主体のまちづくり推進の仕組み（一例）

1. 住民のまちづくり団体を「まちづくり協議会」として認定、組織化
2. まちづくり活動を行う上で必要なアドバイザーの派遣
3. まちづくり活動に関わる費用の一部を助成
4. 住民主体で定めたまちづくりルール（まちづくり協定）との締結

資料編

資料編

1 参考資料

1. 策定の経緯

年月日	会議など	内容
平成24年度		
1月25日	下田市まちづくり懇話会	・下田市の現状と課題
2月27日	策定委員会幹事会合同会議	・下田市の現状と課題
平成25年度		
5月21日	下田市まちづくり懇話会	・巨大地震に対するまちづくりの基本的な考え方について
8月19日	下田市まちづくり懇話会	・全体構想編（都市づくりの目標、交通体系の方針、都市防災・復興の方針、自然・文化・歴史を感じるまちづくりの方針、中心市街地にぎわいの方針）（案）について ・伊豆縦貫道予定地視察
10月 4日	策定幹事会	・全体構想編（都市づくりの目標、交通体系の方針、都市防災・復興の方針、自然・文化・歴史を感じるまちづくりの方針、中心市街地にぎわいの方針）（案）について
10月10日	策定委員会	・全体構想編（都市づくりの目標、交通体系の方針、都市防災・復興の方針、自然・文化・歴史を感じるまちづくりの方針、中心市街地にぎわいの方針）（案）について
10月25日	下田市まちづくり懇話会	・中心市街地避難シミュレーションについて（国土交通省 国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部主任研究官 熊谷 兼太郎 氏） ・全体構想編（土地利用の方針、都市施設整備の方針、市民・事業者・行政 協働の方針）（案）について
12月16日	策定幹事会	・全体構想編（土地利用の方針、都市施設整備の方針、市民・事業者・行政 協働の方針）（案）について
1月 8日	策定委員会	・全体構想編（土地利用の方針、都市施設整備の方針、市民・事業者・行政 協働の方針）（案）について

年月日	会議など	内容
1月10日	下田市まちづくり懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想編（案）について ・庁舎位置（行政の拠点）における考え方について
2月4日～	市民アンケート	対象者 : 15歳以上75歳未満の男女 配布数 : 1,200件 有効回答数 : 468件（有効回答率39.3%）
2月21日		
平成26年度		
4月21日	策定委員会幹事会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想編（案）について
5月15日～	全体構想編（案） パブリック・コメント	意見提出者数 : 1人 提出意見数 : 4件
6月20日		
6月17日	下田市まちづくり懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別構想編（案）について
8月 5日	策定幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別構想編（案）について
8月21日	策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別構想編（案）について
9月10日	第1回朝日地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にとって重要な3つのまちづくりにおける取組を選出しよう
9月24日	第1回浜崎地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にとって重要な3つのまちづくりにおける取組を選出しよう
10月 8日	第2回朝日地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な3つの取組における具体策を考えよう
10月16日	第1回稲梓地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にとって重要な3つのまちづくりにおける取組を選出しよう
10月22日	第2回浜崎地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な3つの取組における具体策を考えよう
11月 4日	第1回稲生沢地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にとって重要な3つのまちづくりにおける取組を選出しよう
11月12日	第3回朝日地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・災害後の復興まちづくりを考える
11月20日	第2回稲梓地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な3つの取組における具体策を考えよう
11月26日	第3回浜崎地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・災害後の復興まちづくりを考える
11月28日	下田市まちづくり懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・6地域現地視察、地元意見交換会
12月 2日	第2回稲生沢地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な3つの取組における具体策を考えよう
12月 3日	第1回下田・本郷地域まちづくり会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にとって重要な3つのまちづくりにおける取組を選出しよう

年月日	会議など	内容
12月18日	第3回稲梓地域まちづくり会議	・伊豆縦貫自動車道を地域の活性化に活用できそうな土地を探そう
1月6日	第3回稲生沢地域まちづくり会議	・災害後の復興まちづくりを考える
1月7日	第2回下田・本郷地域まちづくり会議	・重要な3つの取組における具体策を考えよう
1月21日	第1回白浜地域まちづくり会議	・地域にとって重要な3つのまちづくりにおける取組を選出しよう
2月4日	第3回下田・本郷地域まちづくり会議	・災害後の復興まちづくりを考える
2月18日	第2回白浜地域まちづくり会議	・重要な3つの取組における具体策を考えよう
3月16日	下田市まちづくり懇話会	・地域別構想編（案）について ・実現に向けてのプログラム（案）について
3月18日	第3回白浜地域まちづくり会議	・災害後の復興まちづくりを考える
3月26日	策定委員会幹事会合同会議	・地域別構想編（案）について ・実現に向けてのプログラム（案）について
平成27年度		
5月29日	下田市まちづくり懇話会	・本冊子、概要版について
6月16日	策定委員会幹事会合同会議	・本冊子、概要版について
7月3日～ 8月3日	パブリック・コメント	意見提出者数：1人 提出意見数：1件
2月12日	下田市まちづくり懇話会・策定委員会合同会議	・パブリック・コメントについて ・本冊子、概要版について
2月24日	下田市都市計画審議会	・諮問、答申

2. 策定会議等名簿

■下田市まちづくり懇話会

氏名	役職等	備考
天野 光一	日本大学理工学部教授	会長
木下 勇	千葉大学大学院園芸学研究科教授	副会長
牛山 素行	静岡大学防災総合センター教授・副センター長	
伊藤 光造	特定非営利活動法人地域づくりサポートネット 理事	顧問
安藤 泰	安藤泰建築事務所代表	顧問
土屋 磯雄	下田市自主防災会連絡協議会 会長	
土屋 直	下田市観光協会副会長	
田中 豊	下田市商工会議所会頭	
木田川 雅弘	伊豆急ホールディングス株式会社 観光推進本部	

■下田市都市計画マスタープラン策定委員会

氏名	役職等	備考
糸賀 秀穂	副市長（委員長）	
宮本 昭一	賀茂危機管理局 副局長兼地域支援課長	H25
太田 直樹	賀茂危機管理局 危機管理課長	H26～
	賀茂振興局 危機管理課 参事兼危機管理課長	H27～
安藤 一整	下田土木事務所 技監兼企画検査課長	H25～
岩崎 泰克		H27
田邊 秀介	下田土木事務所 都市計画課長	H25～
井倉 基		H27
曾根 隆博	賀茂農林事務所 技監兼農村整備課長	H25～
峯岸 勉		H24
土屋 範夫	地域防災課長（H25 まで市民課長）	H25
大石 哲也		H26～
土屋 和寛	施設整備室長	H24～
黒田 幸雄		H26～
滝内 久生		H24
鈴木 俊一	企画財政課長	H25～
須田 信輔		H27
稲葉 一三雄	観光交流課長	H24～
土屋 仁		H26～
山田 吉利		H24～
平山 雅仁	産業振興課長	H26
長谷川 忠幸		H27

氏名	役職等	備考
大川 富久 佐藤 晴美	環境対策課長	H24～ H26～
平山 雅仁 日吉 金吾	上下水道課長	H24～ H26～

■下田市都市計画マスタープラン策定幹事会

氏名	役職等	備考
土屋 範夫 長友 勝範	建設課長（幹事長）	H24 H25～
鈴木 芳紀		H27
鈴木 要	賀茂危機管理局 地域支援課 主幹	H25～
佐藤 信之	賀茂振興局 危機管理課 班長	H27
稲葉 浩正 杉本 崇	下田土木事務所 企画検査課 班長	H25～ H27
福井 哲也	下田土木事務所 都市計画課 主査	H25～
高梨 倫明	下田土木事務所 都市計画課 技師	H27
伊藤 勉	賀茂農林事務所 農村整備課 班長代理	H25～
笠井 大輔	賀茂農林事務所 農村整備課 班長	H27
土屋 武義 芹澤 直人	建設課 伊豆縦貫係長	H24～ H26～
土屋 佳宏	地域防災課 防災係長	
白井 達哉	施設整備室 施設整備係長	
楠山 賢佐 鈴木 芳紀	企画財政課 企画調整係長	H24 H25～
須田 洋一		H27
中田 和明 大原 清志	観光交流課 観光戦略係長	H24～ H27
村木 進 土屋 敦	産業振興課 産業振興係長	H24～ H26～
土屋 美貞 石川 裕規	環境対策課 環境保全係長	H24～ H26～
平井 孝一 鈴木 光男	上下水道課 下水道係長	H24～ H27

■地域別まちづくり会議参加団体（五十音順）

地域名	団体名
下田・本郷地域	「遊 VIVA!」ネットワーク、NPO法人伊豆のせんたんコンシェルジェ、(株)黒船ホテル、公募、下田市商店会連盟、下田市女性の会、下田にぎわい社中、下田市花協議会（三丁目花の会）、下田ボランティアガイド協会、西本郷区、東本郷区、東本郷商店会、広岡西区、広岡東区
稲生沢地域	稲生沢川非出資漁業協同組合、稲生沢地区青少年健全育成会、上大沢区、河内区、公募、下大沢山里会、下大沢区、下田市女性の会、高馬区、立野区、中一区、中二区、湯の華会、蓮台寺区、蓮台寺花の会
朝日地域	大賀茂区、公募、吉佐美区、吉佐美民宿組合、下田市女性の会、下田市田牛観光協会、下田中学校生徒、田牛区
浜崎地域	柿崎区、公募、下田市女性の会、須崎漁協青年部、須崎地域協議会、須崎民宿組合、外浦観光協会、外浦区、日本大学生物資源科学部、浜崎地区青少年育成会
白浜地域	伊豆白浜観光協会、板戸区、公募、静岡県水産技術研究所伊豆分場、下田ビーチクラブ、白浜地域学習を進める会、白浜地域振興協議会、下田市女性の会、白浜民宿研究会、長田区、原田区
稲梓地域	相玉区、あずさ気まぐれ売店、あずさ山の家、宇土金区、落合区、おふくろまんじゅうの店、加増野区、加増野ポーレポーレ、北湯ヶ野区、公募、椎原区、下田市女性の会、下田市農業振興会、須原1区、箕作区、横川区

■下田市都市計画審議会

氏名	区分	備考
伊藤 光造	学識経験者	会長
進士 薫輝	市民	
水口 順策	学識経験者	
安藤 泰	学識経験者	会長代理
平坂 弘	学識経験者	
山梨 ゆかり	市民	
小泉 孝敬	市議会議員	
進士 濱美	市議会議員	

■事務局

氏名	役職等	備考
鈴木 芳紀	建設課都市住宅係長	H24
黒田 幸雄		H25
平川 博巳		H26～
前島 康介	建設課都市住宅係 主事	H24～H25
鈴木 慈美	建設課都市住宅係 技師	H25～
株式会社 総合設計事務所		H24
株式会社 地域デザイン研究所		H25～

■表紙（絵画）

位置	作品名	作者	備考
左上	白浜神社	下田市立東中学校生徒	白浜地域
右	小白浜の船	下田市立東中学校生徒	浜崎地域
左下	ペリーロードの角で	下田市立中学校生徒	下田・本郷地域

2 下田市都市計画審議会諮問・答申

下建都第 30号
平成28年 2月24日

下田市都市計画審議会会長 様

下田市長 楠山俊介

下田市都市計画マスタープランの変更について（諮問）

このことについて、別添のとおり「下田市都市計画マスタープラン」を変更したいので都市計画法第77条の2の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

下都審第2号
平成28年 2月24日

下田市長 楠山俊介 様

下田市都市計画審議会
会長 伊藤光造

下田市都市計画マスタープランの変更について（答申）

平成28年2月24日付、下建都第30号にて付議された標記の件について、平成28年2月24日開催の下田市都市計画審議会で審議した結果、下記のとおり議決に達したので、答申いたします。

記

下田市都市計画マスタープランを原案のとおり変更することは、適当なものと認めるとともに、次の意見を付します。

- 1 都市づくりの目標の実現に向けて、行政全体で取り組むように努めること。
- 2 想定される災害に対し、市民の生命や財産を守るため、地域防災計画などと連携し安全なまちづくりを推進すること。
- 3 中心市街地再生は、早急に取り組むように努めること。
- 4 市街地に係る道路網は、渋滞解消や街の活性化に役立つよう、伊豆縦貫自動車道にあわせて適切に計画及び整備に努めること。
- 5 伊豆縦貫自動車道について「(仮称)敷根 IC」の名称を「下田中央 IC」とするなど工夫により、観光交通の分散に努めること。
- 6 地域別構想について、地域住民の主体的参画を図りつつまちづくりの推進に努めること。